

学位論文

フィンランドにおける二十世紀建築遺産保護の研究

Protection of Twentieth Century Architectural Heritage in Finland

筑波大学大学院博士後期課程人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻

学籍番号 200830483

堀内絢子

目次

第一章 序論

- 1-1. 研究の背景・目的・意義
- 1-2. 論文の構成及び研究方法
- 1-3. 本論文における研究対象
- 1-4. 既往研究

第二章 国際的な二十世紀建築遺産保護の動向

- 2-1. 国際的な二十世紀建築遺産保護に関する動向
 - 2-1-1. UNESCO 世界遺産委員会
 - 2-1-2. 欧州評議会 Council of Europe (CE)
 - 2-1-2-a. 欧州建築遺産保護条約
 - 2-1-2-b. 二十世紀建築遺産の保護の勧告
 - 2-1-3. ICOMOS
 - 2-1-4. ICCROM
 - 2-1-5. DOCOMOMO
- 2-2. 世界遺産リストに掲載されている二十世紀建築遺産の修復の例
 - 2-2-1. デッサウのバウハウス校舎
- 2-3. 小結

第三章 フィンランドにおける建築遺産保護の概要

- 3-1. フィンランドの文化遺産保護に関連する法律
- 3-2. フィンランドにおける建築遺産に関する政策
- 3-3. その他政府刊行物にみるフィンランドの二十世紀建築遺産保護
- 3-4. 小結

第四章 フィンランドにおける二十世紀建築遺産保護を取り巻く状況

- 4-1. ヘルシンキのマスタープランに見る二十世紀建築遺産保護
 - 4-1-1. フィンランドにおける都市計画の位置づけ
 - 4-1-2. ヘルシンキ市都市マスタープラン 1992
 - 4-1-3. マスタープラン 2002 における二十世紀建築遺産保護
- 4-2. タピオラ田園都市における建築物評価と保存に関する取り組み
 - 4-2-1. タピオラの形成と発展の歴史
 - 4-2-2. タピオラ田園都市の価値の評価および目録化
- 4-3. アルヴァ・アールト財団

4-3-1. アルヴァ・アールト

4-3-2. アルヴァ・アールト財団

4-3-3. アルヴァ・アールト建築遺産の世界遺産リストへの登録への試み

第五章 個別修復事例研究

5-1. 材料の真実性：フィンランディアホール

5-2. 形態の真実性：ラシパラシ

5-3. プレファブリケーションパネル①：ウィーギーハウス

5-4. プレファブリケーション②：ポルタニア

5-5. 国際協力：ヴィープリの図書館

5-6. 小結

第六章 結論

参考文献

第一章 序論

1-1. 研究の背景・目的・意義

近年、文化遺産保護の分野が産業遺産や文化的景観などへ裾野が広がっている。中でも、二十世紀初頭より大きく発展した建築思想に基づいて設計されたり、コンクリート、アルミや大判のガラスなどの新しい建築材料により建築されたりした建造物は、保存において多くの課題を抱えている遺産分野の一つである。

二十世紀建築遺産¹の特徴の一つは、使用されている建材が近代の産業において建築、製造されたものであり、多くは規格にのっとり工場で大量生産されたものである。工場での生産が終了し、製造機械などが処分されてしまうと、建築当初と同じ部材を入手することが全く不可能となる。また、規格は年代ごとに変更され、建築当初の規格品が入手できない等の問題が修復などの際に発生することがある。

また、近代の建築は機能主義が広く基礎概念として適用され、当初の建築の目的に対し最適・最小の計画となるように設計される。それらの建築は、現代において、遺産として活用するのに必要な設備を導入する際や用途変更を行う際に、既存の空間に適応しないなどの問題がある。

二十世紀建築遺産は、現在のわれわれの暮らす環境の移り変わり、技術、産業や生活そのものを実物として表現する証拠であり、次世代へと伝えるべき重要な遺産である。近代以降、産業の発展とともに規格化が進み、大量生産により作られる建築が一般的になると共に都市化に伴い建造物の数が爆発的に増加した。特に二つの世界大戦などにより甚大な被害を受けた日本や欧州各国においては、戦後復興に伴う必要となる住環境整備のために非常に多くの住宅や公共施設が建設された。それらの多くは都市部に建築されたものであり、近年まであまり遺産として看做されてこなかったため、昨今は再開発対象となりやすく多くの建築遺産が破壊されているのが現状である。

しかし、一方でこれらの二十世紀建築遺産に関して保存も進んできている。たとえば、UNESCO世界遺産リストにおいては、「Modern Heritage」として2009年現在で29件が登録されている²。暫定リストにおいてはさらに多くの物件が掲載されているため、今後より一層登録数、種類が増えると見込まれる。

日本では丹下健三設計の広島市の平和祈念館及び平和記念聖堂、村野藤吾設計の渡辺翁記

¹ 本論における二十世紀建築遺産保護の定義は欧州評議会による「二十世紀建築遺産保護に関する勧告」に準ずる。(第二章第一節二項参照)

² <http://whc.unesco.org/en/modernheritage>

念会館の重要文化財指定や、竣工後 50 年を経過した建築物・構造物の登録文化財制度などの導入など、より近年の建築遺産保護のための対策が講じられはじめ、保存対象となる建築遺産も年々増加傾向にある。

また再開発や老朽化などのため破壊の危機にある近代の建築遺産を救うため、日本建築学会、ドコモモジャパンなどの学術団体が歴史・文化・社会的価値評価を付した保存要望書を所有者や関係各所に送付する事例も増えている。多くは、これら学術団体の要望にも関わらず破壊されてしまっているが、菊竹清訓設計の都城市民会館は保存が決定された注目すべき例である。

現在では、上記のように近代建築史の教科書に掲載されているような著名な建築の歴史・文化・社会的価値はようやく認識されはじめたところであるが、しかし一方では大量に建築された郊外の住宅団地や、プレファブリケーションによる建築など、未評価のまま破壊されてしまっている。

本論文の研究対象であるフィンランドは、国際シンポジウムを主催したり、ICCROM との共催による保存研修コース、**International Course on the Conservation of Modern Architecture**、通称 **MARC** を開催するなど、二十世紀建築遺産保護に関して非常に積極的に取り組んでいる国の一つである。また、同国を代表する建築家アルヴァ・アールトの遺産を中心として、多くの保存事例がある。さらにプレファブリケーションにより建築された、1960 年代の建築の修復などの事例があるだけでなく、大規模に建築された郊外住宅地の保存についても経験がある。

日本においても、二十世紀建築遺産は現在保存の対象となることが一般的になりつつあり、数も増加傾向にあることから、今後、より修復工事の重要が高まることが考えられる。日本の近代の建築遺産修復においては、煉瓦造・コンクリート造の構造について経験が非常に浅く、実績も極めて少ない。そのため様々な取り組みに実績のあるフィンランドにおける修復事例、取組を明らかにすることは、日本における二十世紀建築遺産の修復を発展させるためには非常に有益である。

1-2. 論文の構成及び研究方法

本論文は6章構成とする。また、研究は文献調査を主とするが、さらに建築家・都市計画担当者等へのインタビューを行い、個別事例に関してはすべて現地調査を行った。

第1章を序論とする。序論においては研究の意義、背景及び研究対象、既往研究について記述した。

第2章では国際的な二十世紀建築遺産保護について研究を進めるうえでの背景を明らかにした。国際機関・国際学術団体における取組み、及び世界遺産リストに登録されているバウハウス・デッサウ校舎の修復工事について、修理前に抱えていた問題及びそれに対する解決策を明らかにし、現在の世界的な状況について説明した。研究方法は世界遺産委員会の議事録や欧州評議会の条約、勧告、附則等をそれぞれの機関がウェブサイト上で公開している情報及び発行した文献を使用した。

第3章では、フィンランドにおける取組を明らかにする前提として、同国における文化財保護の体系及び政策について明らかにした。研究方法は法律、政策等の文献調査及び考古局の建築家に対するインタビューによる。

第4章では、第3章において取り扱ったフィンランドにおける体系にのっとり、どのように二十世紀建築遺産保護が行われているかを明らかにし、さらに遺産保護を支える仕組み及び取組の実践および現状を考察した。

第5章は個別事例研究である。フィンランドにおける二十世紀建築遺産の修復事例を、それぞれの遺産が有していた問題別に分類し、どのような手法がとられたかを明らかにした。調査方法は文献調査・現地調査の他に、修復設計を行った建築家に対しインタビューを行った。

第6章を結論とし、各章の小结を総括し、全体的な考察を行った。

1-3. 本論文における研究対象

本論における二十世紀建築遺産の語は、欧州評議会により 1992 年に発行された「二十世紀建築遺産保護に関する勧告」附則 II-1 Criteria for Selection に準ずる。類似の語としては ICOMOS で使用されている、“Twentieth century heritage” があげられる。さらに近代の建築遺産について保護の推進、啓蒙活動を行っている国際学術団体 DOCOMOMO の英文正式名称である Documentation and Conservation of buildings, sites, and neighbourhoods of the Modern Movement (近代運動の建物とサイトと近隣区域の記録化と保存) に含まれる “Modern Movement” という語もある。

これらの語が示す対象について、近代建築史上の表現のうち、最も古いものの一つは 1932 年のニューヨーク近代美術館における近代建築に関する展示で使用され、広く世界に知られることになった語、“International Style” である。また多くの建築家が独自に展開した建築論、建築概念を総合的に表わすものである “Modern Architecture” や、ル=コルビュジェらに主導された、近代建築のための国際会議、CIAM (Congrès International d'Architecture Moderne/近代建築家国際会議、1928 年第一回開催、1959 年解散) の崩壊の前後に出現した Post Modernism など、さまざまな国、建築家、建築家集団などで異なる、様々な言葉が使用されてきた。^{参考文献}

DOCOMOMO の選定対象とする建築遺産の年代区分は、それぞれの国あるいは地域のワーキングパーティにより異なる。たとえば、日本におけるドコモモのワーキングパーティであるドコモモジャパンでは、年一回行われる建築遺産の選定対象は 1920 年代から 1960 年代までとしている。(DOCOMOMO Japan が監修した『日本のモダニズム建築百選³』に掲載されているもののうち、最も建築年代の遡るのは、1921 年の京都西陣電話局と自由学園明日館、最も新しいものは 1970 年のセキスイハイム M1 である) その一方でフィンランドのワーキングパーティ、ドコモモスオミは暫定的に 1920 年代から 1970 年代としている⁴ (最も早いのは、1925 年のエリック・ブリッグマンによるアトリウム居住区域であり、新しいものの例は、1987 年に竣工したアルヴァ・アールト設計の劇場も含まれたセイナヨキ市街地計画である)。DOCOMOMO International は独自に選別を行わず、それぞれのワーキングパーティから送付された「国際的に重要な選定遺産」のリストを統合するため、年代等による厳密なラインは引かれていない。

³「JA57 号: 文化遺産としてのモダニズム建築 DOCOMOMO 100 1 選」Japan Architect 57 号、新建築社、2005 年 4 月

⁴ Docomomo Suomi Ry: Architectural Masterpiece of Finnish Architecture, 2002,

UNESCO世界遺産センターがまとめ、公開している“Modern Heritage Properties⁵”には、1895年から建築が開始された建築家ヴィクトール・オルタの主な都市邸宅群や、18世紀のサン・スウシ宮も要素として存在するポツダムとベルリンの宮殿群と庭園群と、1948年に建築されたルイス・バラガンの自邸とアトリエが列記されている。

以上にあげたように、二十世紀建築遺産に関して様々な定義があるなか、共通している要素を二種類あげることができる。第一に産業革命以後新たに出現した工場で生産される建築材料（鉄、ガラス、コンクリート、スチールなど）を用いることである。あるいはそれまでの様式建築と決別した新しい建築運動（アール・ヌーヴォー、セセッション、インターナショナル・スタイルなど）であることの二点である。

以上を踏まえ、本論における考察対象は、フィンランドにおける新しい建築遺産として、二十世紀初頭から発展したナショナル・ロマンティシズムによる建築、また、オーストリアの分離派、オランダのユーゲントシュティルから影響を受けたユーゲント建築、スウェーデンの建築家アスプルンドから影響を受けた新古典様式、1930年代半ばよりフィンランドにもたらされ、発展したモダニズム建築、戦後復興期及びその後の発展期における都市計画、都市郊外の計画居住地、およびそれらを構成する集合住宅や公共建築などである。

建築年代としては、二十世紀前後よりおよそ1970年代にかけてとし、これらの建築遺産を指す語として欧州評議会において使用された二十世紀建築遺産を本稿において使用する。ただし、対象年代に建築されたものでも伝統的な工法によるものは含まず、対象年代以前であっても近代的材料によるものはその対象とする。

⁵ <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-38-3.pdf>（2010年8月17日閲覧）

1-4. 既往研究

本項では二十世紀建築遺産保護について、どのような既往研究があるかをまず、Association for Preservation Technology International の発行する論文誌 APT Bulletin に掲載された論文より明らかにする。

APT Bulletin は論文データベースである JSTOR において 2009 年まで発行されている分に関しては PDF ですべて閲覧可能である。既存研究の調査として、公開されている号すべてにおいて二十世紀建築遺産が関係する論文 45 件を抽出した。

1-1 で述べたように、二十世紀建築遺産保護における問題は材料が廃番・生産中止・工場の操業停止などの要素により、修復に必要な材料が入手できない点にある。それについて、近代材料の一つであるリノリウムの修復について 1973 年に論文が提出されている⁶。

近代材料は、その特性、生産過程、就航当時の工法、生産量、現在での入手方法などが不明である点が多い。修復の前段階として 1930 年代から 1940 年代にアメリカで多く使われた構造ガラス (Structural Glass) について 当時の設置技術、材料の特性、現在入手できる場所などの情報を提供する形の論文がある⁷。その他、論文の対象となった近代特有の建築材料はトラバーチン⁸・ネオン⁹・アルミニウム¹⁰・珪瑯¹¹・打放しコンクリート¹²・ファイバーボード¹³・テラコッタ¹⁴が、建築構造では薄石板構造¹⁵・シェル構造¹⁶である。

⁶ Orville W. Carroll: Linoleum used in restoration work, Bulletin of the Association for Preservation Technology, Vol. 1, No. 3 (Dec., 1969), pp.8-11, APT

⁷ Douglas A. Yorke, Jr.: Conservation for the Twentieth Century: The Case for Structural Glass, Bulletin for the Association for Preservation Technology, Vol 13, No.3, 1981, pp.18-29, APT

⁸ Carl E. Doebley, Seymour Z. Lewin, Sherman Aronson: Detergent and Hypochlorites for the Cleaning of Travertine, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, pp. 54-58, APT

⁹ Michael F. Crowe: Neon Signs: Their Origin, Use, and Maintenance, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, pp. 30-37, APT

¹⁰ H. Ward Jandl: With Heritage So Shiny: America's First All-Aluminum House, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, pp. 38-43, APT

¹¹ Robert A. Mitchell: What Ever Happened to Lustron Homes?, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, pp. 44-53, APT

¹² Susan MacDonald: Authenticity Is More than Skin Deep: Conserving Britain's Postwar Concrete Architecture, APT Bulletin, Vol. 28, No. 4, 1997, pp. 37-44, APT

Paul E. Gaudette: Repair of Mies van der Rohe's Promontory: A Multiphased Approach to Facade Restoration, APT Bulletin, Vol. 28, No. 4, 1997, pp. 45-50, APT

¹³ Carol Gould: Masonite: Versatile Modern Material for Baths, Basements, Bus Stations, and beyond, APT Bulletin, Vol. 28, No. 2/3 (1997), pp. 64-70, APT

¹⁴ Susan Tunick: The Reign of Terra Cotta in the United States: Enduring in an Inhospitable Environment 1930-1968, APT Bulletin, Vol. 29, No. 1, 1998, pp. 43-48 APT

¹⁵ Michael J. Scheffler: Thin-Stone Veneer Building Facades: Evolution and Preservation, APT Bulletin, Vol. 32, No. 1, 2001, pp. 27-34, APT

¹⁶ Thomans E. Boothby, M. Kevin Parfitt, Charlene K. Roise: Case Studies in Diagnosis

また近代材料の特質についてではなく、遺産のカテゴリ自体の理念的な扱いについての論文が数件ある。これらの論文においては、これまでの「伝統的な」方法と異なる二十世紀建築遺産の修復における真正性とは何かという問題が論じられている。¹⁷

APTでは2001年にカーテンウォールに特化したシンポジウムを行い、APT Bulletinでは特集を組み大々的に扱った。シンポジウムでは近代建築の代表的な工法であるカーテンウォールは、施工が簡便であるため非常に多用された工法であるが、目地が劣化に弱く、またゆがみ等が発生し水漏れが起ると、構造体に対する侵食が伝統的な石造、木造建築と比較すると進みやすく躯体に対する影響が大きいことが明らかにされている¹⁸。カーテンウォールの修復においては、建築材料としての歴史自体が、石、木材と比較すると非常に新しい。さらに「パネルごと取り換えることが必要」という修復方法が欧米諸国では、2001年時点馴染みのない方法であることから、真正性の議論がなされている。¹⁹

個別の事例報告として、イスラエルのテルアビブにあるワルター・グロピウスが設計した住宅団地における修復がある。これは竣工後、人口増加や経済状況の変化により変えられた平面や、設備についてどのように対処したかについて述べている。竣工当初の状態に修復することは、導入した空調設備等を取り除くことであり、快適性の低下が心配されたが、修復された11件のアパートを調査した結果、あまり変化はないということであった²⁰。

また、フランク・ロイド・ライトの建築の修復についても、ロビー邸、落水荘およびグッゲンハイム美術館という代表作についてその修復が報告されている。ロビー邸は、当初の邸宅から大学のセミナーハウスへの転用が行われた。このセミナーハウスは、食事会や会議など頻繁な使用が期待され、ライトが計画した天然の換気では現代的な快適性の基準に合わないことが考えられた。また、ロビー邸は観光客が多く訪れることから、安全性の

and Repair of Historic Thin-Shell Concrete Structures, APT Bulletin, Vol. 36, No. 2/3 2005, pp. 3-11, APT

¹⁷ Michael F. Lynch: What Are We Going to Do with the Recent Past in the Not Too Distant Future?, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, p. 6, APT

Mike Jackson: Preserving What's New, APT Bulletin, Vol. 23, No. 2, 1991, pp. 7-11, APT

Richard Longstreth: The Significance of the Recent past, APT Bulletin, Vol. 23, No.2, 1991, pp. 12-24, APT

¹⁸ Natalie Bull and Harry J. Hunderman: Preserving the Twentieth-Century Curtain Wall, APT Bulletin, Vol. 32, No. 1, 2001, p. 3, APT

¹⁹ Susan D. Bronson: Authenticity Considerations for Curtain-Wall Buildings: Seminar Summary, APT Bulletin, Vol. 32, No. 1, 2001, pp. 5-8, APT

Stephen J. Kelly: Conflicts and Challenges in Preserving Curtain Walls, APT Bulletin, Vol. 32, No. 1, 2001, pp. 9-11, APT

²⁰ Anat Geva: Rediscovering Sustainable Design through Preservation: Bauhaus Apartments in Tel Aviv, APT Bulletin, Vol. 39, No. 1, 2008, pp. 43-49, APT

向上、防火性能の向上さらに、現代の要求として省エネルギーであることが要求された。これらと、ライトが当初計画した自然換気が両立するよう修復設計が行われた²¹。

落水荘は、ライトの建築遺産のうち、最も有名な邸宅の一つである。ライトを強く支援したカウフマン夫妻の別荘として計画され、滝の上に張り出すようにして建っているのが特徴である。そのため、湿度が高いという問題があり、コンクリートの劣化、石や窓への腐食が進行していた。さらに観光客が多く、予防的措置が必要とされた。修復工事は2001年から2005年にかけて行われ、これはそれ以前に13年かけて行われた腐蝕箇所、水漏れ箇所や、さまざまなトラブルを明らかにし、それぞれに対応する手当が考えられたのちに行われた修復であった。²²

グッゲンハイム美術館は、ニューヨークにある、ライトの晩年における代表的な作品で、白い螺旋状の形態が特徴的な建築である。1959年に建築された。すでに1986年から、現代の美術館の需要を満足するためのレトロフィット工法による改修への是非、また実際の修復に当たって建築家の意図がどのようにして修復に反映されるかなどといった点において、議論が行われていた。内装はさておき、外装の修復がおこなわれることになった。外壁の白色塗装は、コンクリートの劣化のためにすべてはがされることになった。現在は白色であるが、1956年に記録された建築確認の書類によると、その時点ではライトはグッゲンハイム美術館の外壁は「着色されるべき」と意図していた。それ以前の段階では、薄い石板張りなども考えに入れられていた。ライトは設計時の意図が明確に表れた書類を多く残しており、それらはアーカイブ化されている。その建築家の当初の考えと修復の釣り合いは、今後も議論を深める必要があるとされたことが報告されている²³。

以上の既往研究から、二十世紀建築遺産保護に関しては、①観念的な「遺産」の価値づけ及び認識に関する論文、②それぞれの個別事例、個別の材料の特性について論ずるかの二つの傾向がみられる。本論文は、フィンランド二十世紀建築遺産保護・修復の個別事例における特性、及び都市計画における位置づけについて明らかにするものである。

²¹ Frank G. Matero and Robert FitzGerald: The Fallacies of Intent: "Finishing" Frank Lloyd Wright's Guggenheim Museum, APT Bulletin, Vol. 38, No. 1, 2007, pp. 3-12, APT

²² Norman Weiss, Pamela Jerome, Stephen Gottlieb: Fallingwater Part 1: Materials-Conservation Efforts at Frank Lloyd Wright's Masterpiece, APT Bulletin, Vol. 32, No. 4, 2001, pp. 44-55, APT

Pamela Jerome, Norman Weiss, Hazel Ephron: Fallingwater Part 2: Materials-Conservation Efforts at Frank Lloyd Wright's Masterpiece, APT Bulletin, Vol. 37, No. 2/3, 2006, pp. 3-11

²³ Frank G. Matero and Robert FitzGerald: The Fallacies of Intent: "Finishing" Frank Lloyd Wright's Guggenheim Museum, APT Bulletin, Vol. 38, No. 1, 2007, pp. 3-12, APT

第二章 二十世紀建築遺産保護に関する国際的動向

本章においては、UNESCO 世界遺産委員会、欧州評議会、ICCROM、ICOMOS や DOCOMOMO など国際機関、国際学術団体における二十世紀建築遺産保護の取り組みについて明らかにする。さらに、実際的な取り組みに関するフィンランド以外の国における事例として、UNESCO 世界文化遺産リストに登録されている、「ヴァイマルとデッサウとその関連遺産群」（ドイツ）を構成する遺産の一つである、デッサウのバウハウス校舎修復について取り上げる。

本章は海外における事例であるフィンランド一国について取り上げる前に、本分野の遺産保護についての国際的な傾向を検証することで、同国における取組の国際社会における位置づけを明らかにすることを目的とする。

2-1. 国際的な二十世紀建築遺産保護に関する動向

本項はフィンランドにおける二十世紀建築遺産保護について明らかにする前に、国際的な枠組み、すなわち UNESCO 世界遺産委員会・欧州評議会・ICOMOS・ICCROM・DOCOMOMO International において二十世紀建築遺産保護がどのように取り組まれているかを明らかにする。

2-1-1. UNESCO 世界遺産委員会

UNESCO 世界遺産リストの登録物件のうち、世界遺産センターが「Modern Heritage Properties」としてまとめているのは2009年7月当時29件、表1の通りである。

1994年の世界遺産委員会において採択された「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー（The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List 以下グローバルストラテジー）」¹では、二十世紀の遺産が少ないことが指摘された。二十世紀の建築（原文²：20th century architecture）に関しては、“偉大な”建築家と美学からの視点のみではなく、この世紀の革命的な材料、技術、空間構成、そして社会生活の変化の多様な意味をより考慮すべきである、とされ³、世界遺産は、建築家への“世界賞”以上のものとなる必要性が訴

¹ Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List (UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994)

² 同上

³ 同上

えられた。二十世紀の建築に対する価値基準と選定方針を体系づけて選定を実効性あるものにするごとがグローバルストラテジーに記述された。

1	Works of Antoni Gaudí,	SPN	i, ii, iv	1984, 2005
2	Brasilia	BRZ	i, iv	1987
3	Palaces and Parks of Potsdam and Berlin,	GER	i, ii, iv	1990, 1992, 1999
4	Skogskyrkogården,	SWE	ii, iv	1994
5	Bauhaus and its Sites in Weimar and Dessau,	GER	ii, iv, vi	1996
6	Palau de la Música Catalana and Hospital de Sant Pau in Barcelona,	SPN	i,ii,iv	1997
7	Hospicio Cabañas, Guadalajara,	MEX	i, ii, iii, iv	1997
8	Museumsinsel (Museum Island) Berlin,	GER	ii, iv	1999
9	Rietveld Schröderhuis (Rietveld Schröder House)	NTL	i, ii	2000
10	Ciudad Universitaria de Caracas,	VNZ	i, iv	2000
11	Major Town Houses of the Architect Victor Horta (Brussels),	BEL	i, ii, iv	2000
12	Tugendhat Villa in Brno	CZH	ii, iv	2001
13	Historic Quarter of the Seaport City of Valparaiso,	CHL	iii	2003
14	The White City of Tel-Aviv – the Modern Movement,	ISR	ii, iv	2003
15	Royal Exhibition Building and Carleton Gardens	AUS	ii, iv, vi	2004
16	Muskauer Park / Park Muzakowski,	GER/ POL	i, iv	2004
17	Chhatrapati Shivaji Terminus (formerly Victoria	IND	ii, iv	2004
18	Luis Barragán House and Studio,	MEX	i, ii	2004
19	Varberg Radio Station	SWE	ii, iv	2004
20	Liverpool – Maritime Mercantile City,	UK	ii, iii, iv	2004
21	Urban Historic Centre of Cienfuegos,	Cuba	ii,iv	2005
22	Le Havre, the city rebuilt by Auguste Perret,	FRA	ii,iv	2005
23	Centennial Hall in Wrocław,	POL	i, ii, iv	2006
24	Central University City Campus of the Universidad Nacional Autónoma de México (UNAM)	MEX	i, ii, iv	2007
25	Sydney Opera House	AUS	i	2007
26	Berlin Modernism Housing Estates	GER	ii,iv	2008
27	Rhaetian Railway in the Albula / Bernina Landscapes	ITA/ S	ii,iv	2008
28	Stoclet House	BEL	i,ii	2009
29	La Chaux-de-Fonds / Le Locle, watchmaking town plan	SWI	iv	2009

グローバルストラテジーにおける分析や提案を受けた結果として、世界遺産センターと DOCOMOMO（後述）は、共同して十九世紀と二十世紀の建造物遺産の同定、記録、保存と促進のためのプログラム、“Modern Heritage Programme”⁴を実行した。これは、主に近代の遺産についての認識向上のためで、オランダ政府の財政支援により、2002年から2005年にかけて、地域別の会合が5回行われた。

グローバルストラテジー採択後に登録された“Modern Heritage Properties”の主な例は、ワイマールとデッサウのbauhaus（登録年：1996）、チューゲンハット邸（登録年：2001）、

⁴ <http://whc.unesco.org/en/modernheritage/>

ルイス・バラカンの自邸とアトリエ（登録年：2004）などである。

2009年には、近代建築史上もっとも重要な建築家の一人であるル＝コルビュジェの建築遺産 22 件によるシリアルノミネーションが、フランス・ドイツ・アルゼンチン・ベルギー・日本・スイスにより試みられた。しかしICOMOSは、22 件を選んだ根拠が完全性の観点などから十分に説明されていないとして、また保護が十分でなくバッファゾーンなど問題がある資産もあることから登録延期を勧告した。2009 年の世界遺産委員会における審議では、委員国の投票により最終的に情報照会となった。再申請に際して見直されるべきとされた事項は、近代建築運動に対するコルビュジェの影響について世界遺産としての顕著な普遍的価値を明らかにすること、これによる当初申請の 22 件の数の見直し、また保存管理についてバッファゾーンの強化、統一的な保存管理を目指した各資産間の連携強化などである⁵。ICOMOSの勧告は、ル＝コルビュジェの作品の二十世紀建築遺産としての重要性に疑義をはさむものではなく、数を絞って選んでいく世界遺産の文脈に大量の作品が残る二十世紀建築遺産を今後どのように反映させていくかについて、世界遺産条約の側から論点を提供したものである。

2-1-2. 欧州評議会 Council of Europe (CE)

欧州評議会は 1949 年、人権、民主主義、法の支配という共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大を目的としてフランスのストラスブールに設立された。加盟国は 2011 年時点で 46 カ国である⁶。

経済統合体である EU (European Union) とは異なり、人権、民主主義等の分野で活動している⁷。文化遺産の分野では、建築遺産、考古学遺産に関する憲章の発行や、そのほか特に加盟国間での遺産の情報を共有するネットワーク作りが行われている。

そのなかでも特に建築に関わる条約、勧告は、1985 年に調印が始められた建築遺産保護のための欧州条約、そして 1991 年に承認された 20 世紀建築遺産に関する勧告がある。

2-1-2-a. 欧州建築遺産保護条約

欧州建築遺産保護条約は 1985 年に採択され、デンマーク、ドイツ、フランス、3 か国の批准を得た 1987 年に発効した。この条約の加盟国は 2007 年 12 月 20 日時点で 38 カ国で

⁵ Report of decisions of the 33rd session of the World Heritage Committee (Seville, 2009) WHC-09/33.COM/20, p. 202

⁶ 外務省 欧州評議会概要 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>

⁷ 同上

ある。⁸

この条約の主な目的は欧州の遺産の保存と向上のための政策を補強し促進することにある。また条約は遺産保護に関連して欧州の団結を促進し、加盟国間における実際的な協働を進めることを目指している。

この条約の背景は、1963年に欧州評議会の総会において、多政府間で、文化遺産の保護措置と発展の協働を促進することが議題として取り上げられたことにある。その後1969年に第一回の文化遺産分野の欧州閣僚会議が行われ、その後の欧州評議会総会でこのときに作成された勧告589(1970)が採択された。この勧告は欧州評議会閣僚委員会に「一般的な保存と修復の原則」を主眼にした欧州憲章の準備のための独立委員会の設立、そしてこの憲章の理念に基づいた条約の発効を求めている⁹。

この結果、1975年に欧州建築遺産憲章(the European Charter of the Architectural Heritage)が合意された。このとき欧州建築遺産年(1975)のイベントが行われ、重要な欧州における建造物遺産保存に関する考えの重要な転換点となった。都市計画における一貫した保存、歴史的建造物群および環境の保存の必要性と、遺産を経済社会生活の一部として考慮に入れると言う概念がそのときから一般的に受け入れられた。

1975年以降、欧州評議会における建築遺産分野での多政府間プログラムが拡大し、欧州建築遺産保護条約が1985年グラナダで採択された。

この条約の目的は、多様な欧州の建築遺産を守ることとあり、文化的事業において建築遺産の保存が重要であるということ、そして一貫的な建築遺産保存は、生活の質の向上のための重要な要素であるとの認識に基づいている。

本条約第一条において、この条約での建築遺産が定義されている。それは記念物、建造物群、サイトであり、遺産に付随する設備、土地も含まれる。保護の対象となる基準は、顕著な歴史的、考古学的、芸術的、学術的、社会あるいは技術的価値(interest)を有することである。

記念物、建造物群、サイトの三つに分けられた遺産の分野は、世界遺産条約での定義、欧州評議会閣僚委員会でのResolution(76)28¹⁰での定義と協調するようになっている。

本条約による保存対象となる遺産の定義は現在も拡大しつつある遺産概念の動向を反映

⁸<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=121&CM=2&DF=12/20/2007&CL=ENG>

⁹ RECOMMENDATION 589 (1970) on the European Conference of Ministers responsible for the preservation and rehabilitation of the cultural heritage of monuments and sites

¹⁰ Resolution concerning the adaptation of laws and regulations to the requirements of integrated conservation of the architectural heritage (76/28)

するよう考えられている。すなわち本条約第 10 条では、建築遺産保護を地域計画策定の目的の一つとすることが要求されており、また本条約の注釈書¹¹では、将来的にこの条約の定義する建築遺産は、土木遺産、鉄の構造物、個人住宅、アール・ヌーボー式の建築、そして様々な形態を作り出す産業建築、そして現代建築に対しても適用されると明記されている。¹²

2-1-2-b. 二十世紀建築遺産の保護の勧告

本項では、1991 年に欧州評議会閣僚委員会により加盟国に対して発行された、二十世紀建築遺産の保護に関する勧告（Recommendation No. R(91)13 of the Committee of Ministers to Member States on the Protection of the Twentieth-Century Architectural Heritage¹³）について述べる。

この勧告は、二十世紀建築遺産は近年のもので（原文：recent）、数が多く、また多岐にわたり個性が多様であるため、公的機関および大衆において他の建築遺産よりも認知されていないために作成された。

この勧告は、1954 年の欧州文化条約¹⁴第一条、1985 年の欧州建築遺産保護条約¹⁵、1983 年の欧州評議会の Resolution 813¹⁶、1985 年の第 2 回欧州建築遺産に関係のある閣僚会議における Resolution No. 2¹⁷を踏まえて成文化された。

この勧告が作成された背景には、二十世紀建築遺産は欧州の不可欠な歴史的遺産の一部であるという認識が強まってきたこと、二十世紀建築遺産が破壊の危機にあり、この遺産保護に対する一般の関心に欠けることは、非常な喪失であり、この時代の証拠を喪失することにつながるとの認識が強まってきたことがある。勧告には作業指針が付され、それに

¹¹ Convention for the Protection of the Architectural Heritage of Europe (ETS No. 121) Explanatory Report

¹² Convention for the Protection of the Architectural Heritage of Europe (ETS No. 121) Explanatory Report

¹³ 欧州評議会による勧告とは、閣僚委員会定款第十五条 b において、“共通政策”として委員会が合意に達した事項に関して、加盟国に対して勧告をすることができる、というものである。勧告の承認に関して、閣僚委員会定款の第二十条のもと、出席した代表者すべての全員一致の投票、及び投票の資格のあるものの過半数が必要とする。この勧告は加盟国を拘束しない。しかし、欧州評議会定款第十五条において、欧州評議会のもと発行された勧告で、適切な事例において、委員会は加盟国政府にその勧告に関連して彼らが取った行動について報告するよう要請することができる。

¹⁴ the European Cultural Convention signed in Paris on 19 December 1954

¹⁵ 前項参照

¹⁶ Resolution 813 (1983) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe on contemporary architecture

¹⁷ Resolution No. 2 of the 2nd European Conference of Ministers responsible for the Architectural Heritage held in Granada on 3 and 4 October 1985

よる二十世紀建築遺産の価値基準は以下の通りである。

- 1) 二十世紀に特有の様式、種類、工法の価値を十分に知らしめるもの
- 2) 特定の時代や建築様式のなかの最も有名なデザイナーだけでなく、余り知られていない例であっても建築や歴史に重要性を持つ例であること
- 3) 美学的側面だけでなく、工学、政治、文化、経済、社会の発展の歴史において貢献したものについても含めること
- 4) 独立した建築だけではなく、計画された土地、建造物群やニュータウンや公共の場、環境まで、建築環境のすべての部分にまで範囲を広げること
- 5) 保護を外装と内装の装飾的な特徴と同様に建築と当時にデザインされた建築家の創造的仕事として意味の与えられた建具、家具にまで広げること

二十世紀建築遺産の充実した総合的な理解のために適切な文脈であると考えられる可能な限りの資料、たとえば当初の図面や写真資料、当時の出版物など、様々な情報の包括的な保存のための組織的な二十世紀の建築のデータベースの作成が作業指針によって要求されている。そのデータベースのリストは、改訂可能で、様式や建物の種類、工法や工期によって差別されてはならないとされる。そしてあまねく大衆に利用可能であり、かつ欧州外の国においても相互に使用できるようにすることが求められている。その他、作業指針において以下の事項が求められている。

- 1) 既存の建造物遺産保護や、都市計画に関する法律を二十世紀建築遺産保護に利用できるように改定すること
- 2) 文化、博物館あるいは一般的な経済、商業、居住など目的に関わらず二十世紀建築を保護するための方法を模索すること
- 3) 遺産の劣化や腐食に対する保存手法の実際的な研究を二十世紀建築遺産に特有の材料、装飾に関して行うこと
- 4) 二十世紀建築遺産の維持管理や修復計画には、他の建築遺産に適用される基盤原則を用い、記録を作成すること
- 5) 二十世紀建築遺産の保存の専門家の技術養成を行うこと

さらに、欧州評議会加盟国各国は、二十世紀建築遺産の保護の実際的な維持管理、保存手法、及び選定価値の基準に関して、定期的な専門家の意見交換、技術的補助、そして広報、促進に関して相互に協力することとしている。

2-1-3. ICOMOS

ICOMOS の正式名称は *International Council on Monuments and Sites* であり、日本語において、国際記念物遺跡会議と訳される。これは、世界の歴史的な記念物及び遺跡の保存に関係する専門家たちによる国際 NGO である。そしてこれは国際自然保護連合 (*International Union for Conservation of Nature and Natural Resources IUCN*) と並ぶ、UNESCO 世界遺産委員会の助言機関である。1964 年に、第 2 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議がヴェニスで開催された。そこで記念物及び遺跡の保存修復憲章 (通称「ヴェニス憲章」) が採択された。そしてこの憲章に示された、記念建造物を真正な価値を守るという目的を実現させるための組織として、ICOMOS の設立が決定され、ユネスコの第 13 回総会において、補助金の支出が決められ、ICOMOS は 1965 年に設立された。

ICOMOS 本部では、特に世界遺産委員会によるグローバルストラテジーなどの文脈から、二十世紀の遺産に特有な問題を焦点に当てた 2 回の専門家会議を 1995 年ヘルシンキ、1996 年メキシコで行った。

各国に存在する ICOMOS 国内委員会でもそれぞれ取組があり、1993 年には、ドイツ ICOMOS がベルリンにおいて、脱共産主義の東欧における政治的彫像、および近代建築に関連する文化破壊について会合を行った。フランス ICOMOS は近代遺産 (原文: *Recent Heritage*¹⁸) の特徴的な材料であるコンクリートの保存に付いての特別なシンポジウムを行った。また 2001 年 2 月にはフィンランド ICOMOS が、ヘルシンキにおいて古い都市景観における近代建築の保存問題に関する国際会議を主催した (*Dangerous Liaisons*)。オーストラリア ICOMOS は、2001 年 12 月アデレードにおいて二十世紀遺産保存に関する会議を開催したが、それ以降、同じテーマについて毎年会議を行っている。

ICOMOS は、2001 年にモントリオール行動計画という、二十世紀遺産¹⁹に関する一年計画を策定した。その前段階として、二十世紀遺産に関する第一回目のセミナーが 1995 年にヘルシンキで行われた。このセミナーにおける結論および *General Recommendations* の概要は以下の通りである。

- ・二十世紀遺産の保全と保護のための原則を構築すること。
- ・二十世紀遺産の形態・技術・機能の多様性を認めること

¹⁸ http://www.international.icomos.org/20th_heritage/montreal_plan.htm

¹⁹ ICOMOS では、*Modern Heritage* でも *Twentieth-Century Architectural Heritage* でもなく、ただ *Twentieth-Century Heritage* としている。

- ・ 二十世紀遺産とその文脈に関する組織的な書類化、啓蒙、保存技術の養成
- ・ 関係者間の継続的なネットワークを構築すること
- ・ 二十世紀遺産の修復に関する経済的な影響に注意すること
- ・ 世論形成のために二十世紀建築遺産の重要性を強調し、啓蒙・対話を促進すること
- ・ 報道機関の積極的な使用
- ・ 欧州評議会からの勧告を指標の一つとする
- ・ ICOMOS と DOCOMOMO と世界遺産委員会による、二十世紀遺産を定義、同定のための方法論を確立する会合を行うこと
- ・ 世界遺産リストに掲載する事例では、25 年未満の年数しかたっていないものでも歴史的認識と科学的分析のための十分な時間であると容認すること

1996 年には第二回目の二十世紀遺産に関するセミナーがメキシコにおいて開催された。このセミナーは、主にアメリカ大陸（カナダ、合衆国、カリブ諸国、中南米）における遺産に対する認知を深めるために開催され、同地域の個別事例研究が行われた。そこでの結論を以下に記す。

『二十世紀遺産は社会生活に根付いた有形遺産である。二十世紀建築遺産は、自身の価値以上に、地域的、あるいはコミュニティにおける価値が重視される。そのため遺産の選定は地域的レベルから、国家的、そして国際的な段階へと進行する。

修復において新しい技術は熟慮の上で扱い、それらは場合により重要な価値を崩壊させることを承知するべきである。真正性の保持のため、保存修復においては素材、技術の統制がされるべきである。二十世紀遺産は用途変更、設備の劣化などによる破壊の危機にさらされているがこれは経済性重視の姿勢を見直すか、計画を規制する取組が考えられる。

国際的な二十世紀遺産の共同研究を促進し、技術者、指導者のトレーニングを支援すること。そして情報ネットワークの設立と、系統だった出版目録の、テーマ別、地域的、時制的分野における資料編纂が求められる。

効果的な保存政策の浸透のために、社会、公共の二十世紀遺産に対する認知を向上しなければならない。これに関連して、マスコミは非常に重要である。また、政策の推進のために、認知の低い二十世紀遺産を保護に必要な法律が整備されることが必要である。』

2001 年 2 月にヘルシンキにおいて ICOMOS フィンランド国内委員会が開催した国際会議「Dangerous Liaisons」では、都市の中心にある戦後近代建築（Post-war Modernism）の保存問題を取り上げられた。このシンポジウムで取り上げられた議題は（1）都市の中心部にある戦後建築の保存と回収に関すること（2）成長の圧力のもとにある近世的な都市

(3)都市の中心部の公共性の変異に関するものであった。事例発表では、数件フィンランド国外の事例があったほかは、ヘルシンキ市内の建築・エリアに関するものであった。

2-1-4. ICCROM

文化財修復国際センターICCROM（ローマ）は、1956年のUNESCO総会により設立が決められた、動産・不動産遺産の修復のための政府間機関である。

フィンランド政府との共催で、MARCと呼ばれる近代建築の保存修復の研修コースを1999年、2002年、2006年にフィンランドで開催している。おもに協力するのはアールト財団、アールト・アカデミー、フィンランド政府考古局、ユヴァスキュラ市、ヘルシンキ工科大などである。MARCには実務の建築家、行政関係者、エンジニアや建築史家、美術史家が参加する。ICCROMでも人気の高い研修コースであるため応募者の倍率は高く、2006年に行われたMARCでは募集20名のところに100名が応募した。

テーマは毎回変わっており、初回の1999年のMARCでは、当時修復が行われるところであったヘルシンキ中心部にあるアルヴァ・アールトの建築作品、ラウタタロの調査、分析が行われた。第二回の2002年は戦後に建築された大学キャンパスとして、アールトの設計したユヴァスキュラ大学を対象として行われた。このときは50回以上の講義と討論などが行われたという。2006年の戦後の住宅地の保存に関するコースは、最も成功したコースとされる。これはEUやタンペレ工科大学におけるコンクリートの保存の研究事業などから資金提供を受けたことも一因であるといえる。2006年のコースでは、フィンランドだけではなく、デンマーク、スウェーデン、エストニアの郊外住宅地などへのエクスカージョンを行い、またフィンランド国外からも講師を招聘された。特にエストニアにおいては、フィンランドやデンマークなどの先進国とは異なる問題があり、それはMARCの国際的普遍性を高めたという。

このフィンランドにおけるMARCの成功を受け、2009年には南アメリカにおいて地域的な研修を行っている。これは英語で行われる国際MARCと異なり、スペイン語あるいはポルトガル語で行われた。また、2-3週間ですべての課程が終了する国際MARCと異なる点は、遠隔教育や小規模セミナー等を通じて1年をかけて課程を行う点である。

2-1-5. DOCOMOMO

DOCOMOMO International ; International Working Party for **D**ocumentation and **C**onservation of buildings, sites, and neighbourhoods of the **M**odern **M**ovement（近代運動による、建造物、サイト、近隣地域の知識の収集と保存のための国際ワーキンググループ）

は、建築家でありオランダのアインホーヘン工科大学建築学科の教授でもあるHubert-Jan Henket とWessel de Jongeにより 1988 に創立された国際学術団体である。現在では三つの国際専門家委員会、49 のWorking Party (以下WP)があるが、アジアにあるWPは日本、韓国のみである²⁰。

ドコモモが国際学術団体として設立された基盤会議において、その開催場所にちなんで“アインホーフェン宣言”が採択された。それは以下の通りである。

- 1) 近代運動の重要性を建築環境に関わる市民、当局、専門家と教育機関だけでなく広く一般に認識させること。
- 2) 近代運動の作品の記録、登録を行い、図面、写真、業績、公文書やその他の資料を把握、記録する。
- 3) 適切な技術と保存手法の発展、および専門知識を普及させることを促進する。
- 4) 近代運動の重要な作品の破壊と美的価値を損なわせることへの反対
- 5) 書類化と保存の基金の調達を図ること。
- 6) 近代運動の知識を調査し発展させること。

DoCoMoMo の任務はこのアインホーフェン宣言に基づく以下の活動である。

- ・ 重要な近代運動の建造物、サイト、近隣地域が脅威にさらされるとき、見張り役として行動すること
- ・ 保存科学、歴史、教育に関係する考えを交換する
- ・ 近代運動の遺産とその考えに対する興味を涵養する。
- ・ 近代建築遺産に対する責任感を誘発する。

DOCOMOMO International の最も重要な作業の一つは、重要な近代運動の業績の登録作業である。DOCOMOMO International が有する専門家委員会は、各国のワーキングパーティがそれぞれ推薦する国際的に重要な建築遺産から選定し、リストを作成する。

また、技術や教育に関する専門家委員会があり活発な活動を行っているほか、隔年国際会議を開催している。

2-2. 世界遺産リストに掲載されている二十世紀建築遺産の修復の例

第五章においてフィンランド国内で保護されている二十世紀建築遺産に対しどのような修理がされているかを明らかにする前に、国際的に価値づけが明らかである二十世紀建築遺産がどのような修復を受けているかの比較事例として、世界遺産リストに登録されてい

²⁰ 一つの国に二つ以上の WP が存在するときもある。

る、「ヴァイマルとデッサウとその関連遺産群」（ドイツ）を構成する遺産の一つである、デッサウのバウハウス校舎修復について取り上げる。

2-2-1. デッサウのバウハウス校舎

デッサウのバウハウス校舎は 1926 年にワルター・グロピウスにより設計された。UNESCO 世界遺産リストに 1996 年に登録されたが、現在もバウハウス大学校舎として使われている。校舎の建物は三階建ての工房棟及び北棟、五階建てのスタジオ及び集会エリアと橋で構成される。構造は、プレキャストコンクリートの骨組にレンガを埋め込んだものだが、荷重を受けるレンガ構造の梁と柱も使用された。外装・内装は漆喰塗りで、窓枠はスチールが用いられた。大きなガラスカーテンウォールの外装はデッサウ・バウハウスの特徴の一つである。(図 1、図 2)

バウハウス校舎が有していた問題は度重なる用途変更と戦災のため当初の材料が非常に少なくなっていた点と、以前の修理工事による改造であった。そのため 1996 年から 2006 年にかけて行われた修理工事では、当初材の維持と歴史的レイヤーをいかにして表現するかに注意がはらわれた。²¹

バウハウス校舎として使用されていた当時も、講堂の白い壁が黒くなったり、1930 年にはスタジオの小さな部屋がセミナールームの不足のため、統合されるなどの変化があった。バウハウス自体は 1932 年に解散へと追い込まれたが、校舎は残り、国家社会主義体制の下でも女性教育施設などとして使用されていた。この時期には水漏れを起こしていた屋根に浅く角度がついた屋根がかぶせられた。1938 年よりユンカーズ工場の管理施設として使用され、第二次世界大戦中は空襲対策としてカモフラージュ塗装が施された。1945 年に空襲を受け、工房棟、北棟の上階及び東面以外のガラスカーテンウォールが破壊された。躯体は無事であったため、戦後すぐに緊急的な修理を行い、工房棟の窓はレンガが積み上げ穴をふさぎ、窓がおかれた。1960 年に再度ファサードの修復が行われ、水平窓が再導入された。²² (図 4、図 5 参照)

1964 年にGDRにおける最初の「保存の価値のある構造リスト 1」に含まれ、同時にバウハウス建築の総合的な記録作成の事業が開始された。この事業は現状調査だけではなく、当初の構造がどのくらい残っているかの調査もなされた。²³

²¹ Monika Markgrah, ed. “Archaeology of Modernism Renovation Bauhaus Dessau“, Jovis, edition Bauhaus, 2006

²² Ibid. pp.21

²³ Ibid. pp21-23

1974年には、GDRの国家的・国際的重要性のある歴史的記念物のリストに掲載され、バウハウス・デッサウの50周年記念事業として再建が行われることになった。設備の充実と衛生設備の欠損及び構造的な傷みの修理に加え、重要な要素としてガラスカーテンウォールと集会エリアの当初の状態への修復が行われた。修復工事は1978年までかかり、ルーフテラス、外内装の漆喰、及び橋部分、北棟、スタジオの窓の交換が行われた。この修復においては、歴史的な形態と機能の面に特に注意がはられ、素材性、表面構造や色の構成などには注意は払われなかった。²⁴

一方で1996年から2006年にかけて行われた修復工事では、いかに残存した材料を保っていくかに焦点が当てられた。²⁵ 校舎は、赤・緑・茶に建物の状態及び優先度に従いレベル分けされた。(図6、7参照) 赤エリアは1926年のものが多く残り、建築の価値を表現する箇所であり、修復と再建が行われた。緑エリアは、1976年の再建が特徴としてあらわれている部分であり、現状維持と修理がおこなわれた。このエリアは、バウハウス校舎の歴史の重要なレイヤーの一つとして位置づけられた。茶エリアは維持管理と新しい材料が導入される部分であり、現在の用途に沿うような計画がされた。²⁶

バウハウス校舎でもっとも有名な建築的側面は、ガラスカーテンウォールである。オリジナルはスチール製で、間柱により支持され、下部の壁に取り付けられた帯状のスチールと緊結されていたが床とはおおよそ10センチ離れていた。1976年の修復において、現在のカーテンウォールはまったく新しく再建されたが、材料と色はオリジナルとは全く異なる。現在のカーテンウォールはスチールではなくアルミフレームであり、当初の灰色か白色ではなく、黒色で塗装されている。1976年の修復工事中に当初のカーテンウォールはすべて失われ、今回の修復においては白黒写真のみが資料となった。これは、オリジナルの設計図書も同様に失われたためである。1996年から2006年の修復にあたっては、1976年のカーテンウォールが今後も使用できることが確認され、バウハウス校舎の歴史の一端として保存されることになった。1976年の修復は単純なレプリカであり、前述の解放機構の違いなど、一見同じに見えるが、良く観察すると違うことがわかる。また、1976年の修復でとりはずされ、温室として使用されていたガラス窓が再発見され元の場所に戻された。この一連のガラスカーテンウォールの修復は、過去三十年間における修復の理論の変化の例であるとされた。²⁷ これらの一連の修復はバウハウス校舎内に、それぞれの修復段階の

²⁴ Ibid. pp25-27

²⁵ Ibid. pp47

²⁶ Ibid. pp47-65

²⁷ Ibid. pp175-193

根拠、壁のサンプルなどが展示として一般に公開されている。(図3)

2-3. 小結

二十世紀建築遺産保護は様々な国際的な取り組みが行われてきたことが明らかになった。特に1980年代後半から1990年代前半は価値の認識の向上のための方策が模索され、現在それらの継続的な取り組みと深化の時期であるといえる。

バウハウス校舎においては80年の歴史の中で複数回の修理がおこなわれてきていることが明らかとなった。それぞれの修理において戦争被害からの復興、記念行事に伴う当初復元、現存する部材を尊重する修理などそれぞれの段階において重視する点が異なっている。直近の修復においては歴史的レイヤの側面が注目され、以前の修理を改善・再建することなく扱っていることが特徴であるといえる。

世界遺産委員会においては継続的に二十世紀建築遺産の世界遺産リストへの登録が行われてきているが、欧州・ラテンアメリカに集中しており、今後はこれらの地域間格差について論議する必要がある。欧州評議会は、二十世紀建築遺産に関する条約や勧告を発行してきており、1992年の二十世紀建築遺産保護に関する勧告は、DOCOMOMOの成立など当時活発に行われていた議論と連動しているとみなせる。DOCOMOMOは有識者たちの保存に対する意識より形成された国際学術団体であったが近年、研究活動のほか、建築実務者も増加しており、より実務的な活動にシフトしてきている傾向がうかがわれる。他の機関においても様々な試みがなされており、二十世紀建築遺産保護に関する国際的な関心は一般的になりつつある。国際的に二十世紀建築遺産は一つの重要な遺産分野として確立している。

第三章 フィンランドにおける建築遺産保護の概要

第三章は、フィンランドにおける二十世紀建築遺産保護の実際について記述を行う前に、同国における遺産保護の概要を明らかにし、理解を高めるための一助とする。本章で取り扱うのは同国の建築遺産保護に関連する法律、および建築遺産を所管する教育省下の考古局及び環境省が発行した建築遺産政策、その他ガイドライン等における二十世紀建築遺産保護の位置づけである。

3-1. フィンランドの建築遺産保護に関する法律

本節では、二十世紀建築遺産というカテゴリ以前の、総合的な建築遺産保護の概要としてフィンランドにおける建築遺産保護に関係する法律について取り上げる。

対象とするのは、フィンランド憲法、土地利用と建造物法、建造物保存法である。これらの条文はすべてフィンランド法律データベース、FINLEX¹に電子データ化されている最新版を使用した。

a. フィンランド憲法 (Suomen Perustuslaki 11.6.1999/731)

フィンランド憲法(Suomen Perustuslaki/ Constitution of Finland) は 1999 年 6 月 11 日に制定され、2000 年 3 月 1 日に施行された。新憲法は以前の四つの基本法、すなわちフィンランド基本法(Constitution Act of 1919)、議会法(Parliament Act)、そして省庁の義務に関する二つの法律を基にし、一本にまとめたものである²。この憲法の第二章：基本権と自由の中の第二十節³：環境への責任に関する条文において、自然とその多様性、環境と国家的遺産に対する責任は全市民が負うとあり、この条項が後述する「建造物遺産政策」において二十世紀建築を含む建築遺産保護の根拠となっている。

b. 土地利用と建造物法 (Maankäyttö- ja rakennuslaki 5.2.1999/132)

土地利用と建造物法 (以下MRL) は 1999 年に制定され移行期間を経て順次施行され

¹ FINLEX® <http://www.finlex.fi/fi/>

²http://www.om.fi/en/Etusivu/Julkaisut/Esitteet/Perustuslaki/pagename/Om_fi/Page/Normaali

³ Chapter 2 - Basic rights and liberties

Section 20 - Responsibility for the environment

Nature and its biodiversity, the environment and the national heritage are the responsibility of everyone. The public authorities shall endeavour to guarantee for everyone the right to a healthy environment and for everyone the possibility to influence the decisions that concern their own living environment.

てきた⁴。MRLは、良好な生活環境と経済社会文化的に持続可能な発展と、市民参加の権利の保証を目的としている⁵。

MRLは、建造物に対し国家的規約により使用者すなわち市民の健康と安全を保証すると共に、都市計画等の法的位置づけを定義づけるものである⁶。MRLは各自治体に対し構築された環境の美しさと文化的価値を守ること、指導、監督により建造物の文化的価値を創造し、維持管理すること、建造物条例、地域計画、マスタープランの策定を義務付けている⁷。

MRLは、都市計画等の対象地が有する景観、自然の価値、構築された環境、文化・歴史的価値あるいは特別な環境価値の保護を必要とするとき、保護規定を計画に組み込まれなければならないと定めている。国⁸、州⁹、地方自治体¹⁰と順次細分化されてそれぞれ規定され、最も実地的な地方自治体が定める土地利用計画において保護することで損失が生ずる場合の賠償金についても規定している¹¹。

MRLにより、歴史的あるいは建築的価値を持つ建造物あるいは町並は、工事や破壊から、傷つけられることがないように、十分な注意の喚起、促進し、保存されるべき建築の維持管理、使用方法が規定される¹²。そして地方自治体においても建造物監督当局は、保存されるべき建築の状態が好ましくない場合、使用禁止命令を出すことができる¹³。

本法により、フィンランドにおいて一定以上の建築活動を行う場合、確認申請を行うことが義務付けられる¹⁴。確認申請がなされた計画においては、必要に応じて近隣住民にたいして公聴会を行うものとされる¹⁵。

c. 建造物保存法(Rakennussuojelulaki 18.1.1985/60)

建造物保存法(Rakennussuojelulaki、以下RSL)は1985年1月18日に制定された法律で、1985年6月1日から施行された¹⁶。本法の構成は法の適用範囲、建造物の保存管理に関する義務、損失補填と償還権、保護事業に関する保証、附則に分かれている。RSLが規

⁴ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 27 Luku 207 § ~ 220 §

⁵ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 1 Luku 1 §

⁶ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 1 Luku 1 §

⁷ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 1 Luku 5 §

⁸ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 3 Luku 22 § ~ 24 §

⁹ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 4 Luku 25 § ~ 34 §

¹⁰ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 5 Luku 35 § ~ 45 §

¹¹ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 7 Luku 57 § 2-3 momentti

¹² Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 17 Luku 108 §

¹³ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 22 Luku 166 §

¹⁴ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 18 luku 125 §

¹⁵ Maankäyttö- ja rakennuslaki (5.2.1999/132) 19 luku 133 §

¹⁶ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 6 Luku 27 §

定するのは保存されるべき国家の文化遺産である、文化の発展あるいは歴史的事象に係る建造物、建造物群、そして構築されたエリアである。¹⁷

RSLで定義される保存対象となる建造物は、文化的歴史的な出来事、固有あるいは典型である重要な建築史・建築芸術・建築技術・環境・用途等の価値を有する建造物（内装を含む）、そして橋・噴水など建造物に付随する庭園の構築物・植物である¹⁸。1999年に土地利用と建造物法が制定されると、都市計画区域内に存在する建造物遺産の保護は、土地利用と建造物法によりまず定められるという規定が追加された。土地利用と建造物法において十分な保護対策を講じられない場合で、対象建造物が国家的に重要な記念物であるとき、あるいはその他特別な理由がある場合にのみ、建造物保存法が適用される¹⁹。

保存に関する決定は、環境省の承認を必要とする。保存の決定後は対象建造物の文化的歴史的な価値が保存されるようモニタリングがされる。モニタリング事項は（1）保存状態（2）使用に伴う文化歴史的価値の損傷への抵触（3）修復工事・計画である。²⁰

建造物の保存についての申立ては、その所有者、使用者、建造物が存在する地方自治体などが行うことができる。²¹

建造物保存法は補償と償還権を規定する。所有者に対し、保存対象となることにより生ずる不自由さ、損害について、政府から補償を受ける権利を定める。所有者が行う修復などの文化歴史的価値の維持・向上のための事業費用の補償は政府による。補償義務と補償額は建造物法に準じ、さらにそのほかの通常のコストを勘案し査定される²²。

建造物保存法の所管は考古局（Museovirasto）および地域の建築監督局である。²³

建造物保存に関する犯罪については、刑法によって規定され²⁴、建造物保存に関する犯罪は故意、未必の故意の別なく法律で義務付けられている資格なしで破壊、あるいは構築された環境に属する物体を覆うなどの行為を行うこと、としている。そしてそれらが、1）土地利用と建造物法において、あるいはその条項により与えられた規定により保存が決定されているもの 2）建造物保存法の規定により保存が決定されているもの、あるいはそれにより処置が禁止されているもの、であった場合、罰金あるいは最大二年の禁固刑が

¹⁷ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 1 Luku 1 §

¹⁸ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 1 Luku 2 §

¹⁹ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 1 Luku 3 §

²⁰ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 2 Luku 6 §

²¹ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 2 Luku 7 §

²² Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 3 Luku 11 §

²³ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 4 Luku 14 §

²⁴ Rakennussuojelulaki(18.1.1985/60) 5 Luku 25 §

科される²⁵。

3-2. フィンランドにおける建築遺産に関する政策

本節で取り扱うのは、2001年に内閣承認されたフィンランド政府発行の建築遺産政策（Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001）である。この政策は環境省（Ympäristöministerio）の地域振興部門（Alueidenkäytön osasto）が作成したもので、国家的な建造物遺産に対する活動プログラムを策定することを目的とする。（図1）

この前言に署名しているのは、環境大臣と教育大臣であり、すなわち建築、土地利用等を広域的に扱う環境省と、建造物遺産を取り扱う考古局の上位機関である教育省であり二省の共同という前提で策定された政策である。

a. 概略

建築遺産政策制定の目的は 1) 建築遺産は上質の環境を将来の世代にかけて少しずつ創り出す 2) 建築遺産の所有者が当然の経済的文化的付加価値を得ること 3) 建築遺産は国家的地域的に重要であり、アイデンティティの確立、すなわち地域間の競争の材料になる 4) 建築遺産の良好な手当てに必要な基金を準備すること 5) 現在建築されている建造物も遺産として保存し継続的に維持する 6) 多様な建築遺産の保存 7) 国家的、公共的な建築遺産対して多様で拡大的、活動的な活用の促進 である²⁶。

この政策で意味する建築遺産とは、すべての構築された文化的環境、不動産遺産（Built cultural environment）であり、そこには総合的なエリア、独立した建造物や構造物が含まれる²⁷。建築遺産には雇用、資材、エネルギー、ストックとしての役割があり、また文化観光など間接的な経済効果を生み出すことが期待されている²⁸。

フィンランド建築は他のヨーロッパの国々に比べると歴史が浅く、1921年以前に建築された建物は全国土でおよそ15万、それは現存する建造物のおよそ5%である²⁹。1921年から1950年の間の建築はおよそ10%、それ以降、第二次世界大戦後に完成したものが80%を占めている。

b. 建築遺産政策における二十世紀建築遺産に関連する事項

建築遺産政策においては従来一般的な遺産である教会、マナーハウス、農家（民家）、木

²⁵ Rikoslaki (19.12.1889/39) 48 Luku 6 § 1 momentti

²⁶ Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 3
Rakennusperintöstrategian päämäärä

²⁷ Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 1 Johdanto

²⁸ Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 1 Johdanto

²⁹ Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 2 Rakennusperintömmä

造市街地や歴史的都市に加え、1960年代から1970年代に始まった木材製品の工業化、プレファブ化、鉄筋コンクリートの使用などによる建築も、建築史上の過程の一つとしての建築遺産として価値があると記されている³⁰。

また、二十世紀建築遺産、すなわち **Moderni Rakennusperintö**（近代建築遺産）が政策中において一分野として確立していることは注目すべきである。政策中、近代建築に関しては以下のように述べられている。

「独立したフィンランドは、近代的で発展したヨーロッパの国として認識され、中でも建築は重要な国家的文化として賞賛をうけ、国家としてのアイデンティティを支えるものと認識された。産業、軍事施設、行政や病院、居住区や運動、その他の近代社会の機能をもった多くの建築が近代建築によりつくられた。

1930年代後半になるとフィンランド人の建築家は自分たち独自のスタイルを進み始めた。第二次世界大戦後、フィンランドは40万人の難民の受け入れのために急速な住宅供給が必要となった。これらは現在重要な二十世紀の建築遺産である。フィンランドの高品質の近代建築はよく知られている。すなわち近代建築遺産は世界的な関心を得ているということだ。しかし1940年代と1950年代の建築など、より新しいエリアや建築の修理やそれらの歴史的、社会的な価値評価は現在俎上である。」

3-3. その他政府刊行物にみるフィンランドの二十世紀建築遺産保護

a. 『1900-luvun rakennusperintö Luettelointi ja Suojelukysymys』

Ympäristöministeriö Laura Tuominen /Kulttuuritieto-Oy 1992

(1900年代の建築遺産の総覧と保存問題)

本書は環境省により、フィンランドが二十世紀建築保存に関する政策を実行するため、保護理論・失われる原因・現在の州レベル、県レベル、より小さい都市レベルでの保存の実施状況、他国の事例（特に北欧・西欧・北米）および国内での実施状況をまとめ、認知を喚起させることを目的として発行された本である。（図2）

本書の目的は二十世紀に建築されたより新しい遺産の認知の向上、フィンランドの二十世紀建築の目録作成、そして保存計画の前提となる基本情報をまとめることにあり、欧州評議会により1988年に設立された「二十世紀建築遺産専門家集団」とそれにより発行された1992年の二十世紀建築遺産の保存の勧告に基づいている。

本書では、フィンランドの二十世紀建築遺産について以下の指摘がなされている。すな

³⁰ Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 2 Rakennusperintöme

わち

・他の欧州の国々とフィンランドを比較した場合、他国で新しい遺産として問題になるのは19世紀の建築であるが、1920年代以後に建築された建築が90%以上を占めるフィンランドでは、むしろ戦後期の建築遺産のほうが緊急の対策を必要としている。

・フィンランドの二十世紀建築遺産が有する問題は、近代建築の形態・用途などの多様さ、アーカイヴの多様さ、そして建築技術の発展、材料の変化の問題であり、後者の問題については、近代の建築材料を修理する際のオリジナル素材との関係はヴェニス憲章を参照すると非常に扱いが難しい

・1985年の建造物保存法の制定は、全ての構築された環境を保存の対象とすること、そして建築遺産の間での差別をなくすこと、すなわち保存の対象となる建築の時代区分をなくすことが目的であったが、しかし実際は第二次世界大戦を区切りとした保存の境界がある。

・修復により、雇用と経済は大きく発展する。そして維持管理を適切に行うことは持続可能な建造物の寿命をより延ばし、不動産の価値を保つことであるとしている。一般的に、建築文化における二十世紀建築遺産の保存は普通教育の中で取り上げられるほどには浸透していない。そのため、認知の向上のために当該分野での発展が望まれる。

本書中で、1991年末における、建造物保存法によって保存対象とされている建造物の一覧が取り上げられている。その全数は110件中20が二十世紀建築遺産である。

そして二十世紀建築遺産同士が結合し、新たな遺産となることもある。1900年代初めに建設された地区が1960年代から1980年代にかけて再開発された。これらのうちには後述する国家的に重要な不動産遺産の総覧のなかに含まれているものがあり、本書(1992)の時点では、二十世紀建築遺産の再開発の事例として取り上げられている。

b. 『Rakennusperintomme』 Ympärisöministeriö/Museovirasto/Rakennustieto-Oy 2001 (私たちの建築遺産)

この本は環境省及び考古局が発行したフィンランドの不動産遺産に関する国民的な関心、周知、認識を高めることを目的とする総覧である。本書においては二十世紀建築遺産が数項に分かれ記述されている。以下に要約する。

① 教会

二十世紀に建築された教会に関する取り扱いにおいて、教会法によると、1917年以前に

建築された教会は保存の対象となるが³¹、1917年以後の教会、および1917年以前に建築された建築であっても教会に付随する施設は保護されない。1920年以後、新古典主義、機能主義など新しい形態を持った教会が作られるようになった。そして1950年以後、鉄筋コンクリートの教会が建築されるようになった。中でも遺産として認識され、よく知られているのが、ヘルシンキのテンペリアウキオ教会（図3）である。教会が破壊される可能性は非常に少ないが、修復が不十分、あるいは価値を損ねるものであったりする場合があります。考慮する必要がある。

② 地域としての広がりをもつ建築的環境

本分類においては、二十世紀の初めに建築家により総合的に計画された住宅地カピュラ、オリンピック村などのエリアがあげられている。戦後の例ではスニラ（図4）など、工場、居住エリア、学校などが総合的に計画された地域、タピオラ田園都市があげられている。

③ 防衛施設

独立（1917年）直後のフィンランドは防衛施設を必要とし、それらの施設は当時最先端の様式、素材により建築された。防衛施設は非常に近代的に計画され、当時大流行していた結核のための病院なども含めて建築され、これらの施設は戦後も改修を加えて使用された。一方でこれらの防衛施設が予算の関係上、地方自治体や個人に売却されるということが1990年代に入ると増加したというが、フィンランドの歴史上、非常に重要な建築遺産の一部を構成するものである。

④ 近代建築

フィンランドの建築の8割は第二次世界大戦後の建築で、すなわち同国には近代建築ばかりが存在する。フィンランドの建造物保存の制度は建築年代を考慮しないとされているため、これらの近代建築も1700年代のマナーハウスなどと同様の扱いを受ける原則である。フィンランドにおいて近代建築は独立と国家的アイデンティティとに密接に関係しているとされ、近代建築の保存において肯定的である。さらにアルヴァ・アールトらの建築に対する国際的に高い評価は、保存に対してより肯定的な傾向をもたらしている。しかしそれに対する修復は、問題が多い。

3-4. 小結

フィンランドにおける、建築遺産に関する法律において、最も重要な法律は、「建造物保存法」である。この法律は、「土地利用と建造物法」により定められた都市計画、土地利用

³¹ Kirkkolaki (26.11.1993/1054) 5 § Kirkollisten rakennusten suojele

計画による保存ではその遺産の有する価値などが保存することができない建造物に適用される。そして「土地利用と建造物法」により、広範囲にわたる計画区域全体や景観や環境などの保存が、持続可能な発展を目的とし積極的に進められている。

二十世紀建築遺産はフィンランドの重要な国家的文化の一つとして位置づけられ、国家的なアイデンティティの重要な要素である遺産の一分野として確立していることが、建築遺産政策（Rakennusperintöstrategia）から明らかとなった。

世界遺産条約や、欧州評議会による欧州建築遺産保護条約、二十世紀建築遺産の保護に関する勧告などが準ずるべき規定として政策中に指摘されていること、また二十世紀建築遺産保護の重要性を述べるうえで世界遺産条約、ICOMOS や ICCROM によるセミナー、シンポジウムなどについての言及が政策中にみられることは、フィンランドの建築界における建造物の修復・保存・活用などの基本的な面で、フィンランドの政策がその時々国際的な取組・憲章・勧告などと密接に連動していることを明らかにするものであり、同国における二十世紀建築遺産保護を研究することの意義をより一層高めるものである。

第四章 フィンランドにおける二十世紀建築遺産保護を取り巻く状況

本章では第三章で取り上げたフィンランドにおける建築遺産に関する取組において、どのように二十世紀建築遺産保護が行われているかの現状について、首都であるヘルシンキ市の1992年と2002年の都市マスタープランより明らかにする。

また、フィンランドを代表する戦後に建築された郊外住宅地であるタピオラ田園都市について、その価値評価と保存のための指標について明らかにし、より詳細な二十世紀建築遺産保護の取組をあきらかにする。また二十世紀建築遺産に付随する遺産の一つである図面・写真・絵画等の二次資料の管理について、アルヴァ・アールトのアーカイヴの管理等を行うアールト財団がどのような仕組みで運営され、活動を行っているかを取り上げる。

4-1. ヘルシンキのマスタープランに見る二十世紀建築遺産保護

4-1-1. フィンランドにおける都市計画の位置づけ

フィンランドにおける都市計画の根拠となる法律は、マスタープラン1992では、建造物法 (Rakennuslaki /Building Act 1999年に失効¹⁾、マスタープラン2002では土地利用と建造物法 (Maankäyttö ja rakennuslaki /Landuse and Planning Act)である。両法とも複数の地方自治体により計画されるリージョナルプラン (Seutukaava/Regional Plan)、ひとつの地方自治体の中で計画されるマスタープラン (Yleiskaava/Master Plan)、そしてさらに細かく規定されたローカルプラン (Asemakaava/Local Plan) にそれぞれ区別される。² 本節で扱うのはその中のYleiskaava、すなわちマスタープランである。マスタープランは主に居住・産業・行政エリア、公共施設およびサービスエリア、レクリエーションおよび森林エリアなどの土地利用のほか、交通等のインフラストラクチャーを規定する。³ マスタープランは実際の建築計画において拘束力がある⁴。

4-1-2. ヘルシンキ市都市マスタープラン1992

1970年に作成されたマスタープラン以後、ヘルシンキ市においては総合的なマスタープ

¹ <http://www.finlex.fi/fi/laki/smur/1958/19580370> (2010年1月23日参照)

² Helsingin kaupunki, Kaupunginkanslia, yleiskaavatoimisto: Helsingin Yleiskaava 1992:Selostus, Helsingin kaupunginkanslian julkaisusarja A 1992, pp7-8

³ Maankäyttö- ja rakennuslaki, 5 Luku Yleiskaava 39 § Yleiskaavan Sisältövaatimukset (FINLEX® <http://www.finlex.fi/fi/> 2010年1月23日参照)

⁴ Maankäyttö- ja rakennuslaki, 5 Luku Yleiskaava 35 § leiskaavan tarkoitus (FINLEX® <http://www.finlex.fi/fi/> 2010年1月23日参照)

ランは作成されず、個別のローカルプランのみが作成されてきた。しかし1980年代における急激な都市成長に伴う社会問題の解決のために、新しいマスタープランを策定することが必要となり1980年代の終わりになって新マスタープランの策定が決定された。ヘルシンキ市当局はその決定後、Ykeiskaava 1992（以後 Y1992）の策定を開始し、公聴・公示を経て最終的に1992年12月9日にY1992が承認された。Y1992は全体計画図及びそれを詳細に記述する附則により構成される。これは市域全体をカバーし、住環境の向上および増床、そして職住隣接の推進が強調されている。

i. Y1992における全体的な建築遺産に対する取組み

都市の歴史的継続性維持のため、都市構造における文化環境の修復はY1992の目的のひとつである。マスタープランは土地利用を規定する計画であり、計画において建築遺産や文化歴史的に価値のあるエリアの保存が決定され、明示される。(図1、図2)保存対象となったエリアで行われる建築計画などはエリアの文化歴史的・建築的価値、あるいは都市景観を傷つけないように計画するよう要求される。また、保存の対象となっている建築及びエリアでは破壊、ファサードの根本的な変更、増築、およびインテリアの変更が禁止されることがある。建築やエリアなどの構築された環境の保護の主な目的は、都市における歴史の継続性の維持・保存である⁵。個別の文化遺産の選定に加えて、Y1992では文化歴史的に価値のあるエリアの総合性を維持することが強調されている。その目的は建築保存の要求に応じるためと、良好な構築された環境の総合性の保存のためとされる。Y1992における土地利用の規定は非常に一般的で、都市の総合的な構造が中心であるため、建築遺産の保存においては、単体の建築遺産よりも、価値のある構築された環境などの総合的な維持に重点が置かれている。しかしこれはY1992が建造物保存を軽視しているからではない。⁶ また、Y1992における保存エリアの選定は一般的な文化・歴史的価値を参照して行われている。それぞれのエリアに特徴的な歴史的・建築芸術的な価値のある建築遺産はそのエリアの発展、社会的背景などを表現するものであるとされる。以前のマスタープランと比較すると、新しい遺産の要素として郊外の居住エリアなどが含まれるようになったことが注目されるが、1960年代以降に建築されたより新しい遺産に関してY1992ではその他の建築遺産と扱いが同様ではないと明記している⁷。Y1992では、マスタープランのほかに

⁵ Ibid.pp83-84

⁶ Helsinginkanslia、 Yleiskaavatoimisto” Helsingin Yleiskaava 2002: Toteuttamissuunnitelma Liite: Rakennussuojelu、 Helsingin kaupunginkanslian julkaisusarja A 1992 pp 3

⁷ Ibid. pp 5

実現計画を作成し、マスタープランに実効性を持たせている。その附則のひとつとして建築遺産保存に関して、24のエリア別に詳細な目録が作成されている。

ii. 二十世紀建築遺産保護

Y1992 本文、附則どちらにおいても特に二十世紀建築遺産保護は触れられていない。しかし、エリア分けされた保存目録において、二十世紀建築遺産を数例見ることができる。本節ではそれらの遺産の価値評価および保存方針等がどのようになされているかを分析する。附則において建築遺産に関する詳細な目録が作成された24エリア約250件うち、二十世紀建築遺産は22エリアに存在し、合わせて132件であった。⁸

132件のうちカンピ・トーロ、パシラ、およびソルナイネンなどの地区に対象建築物が集中している。パシラでは鉄道関連施設、またソルナイネンでは工場関連施設が主な保存の対象となっている。本節ではカンピ・トーロ、およびマルミの飛行場についてどのように附則で記述されているかを示す。

① カンピ・トーロエリア (図 3. 4) **表 1** カンピ・トーロ地区の保存の対象となっている二十世紀建築遺産

年	建築名	建築家
1903	Kasvitieteellisen puutarhan päärakennus	G.Nyström
1903	Puinen asuinrakennus	G.Nyström
1912	Matkakeskuksen talo	E.Saarien
1913	Hankkijan liiketalo	J.Ekelund
1914	Päärautatieasema	E.Saarien
1930	Kaisaniemen puisto,soutupavilijonki	H.Ekelund
1936	Laspalatsi	Kokko,Revell, Riihimäki
1938	Tennispalatsi	E.Lundström
1938	Postitalo	Järvi, Londroos
1939	Energialaitoksen talo ja kampin sähköasema	G.Taucher/A.Aalto
1942	Sokoksen liiketalo	E. Huttunen
1953	Valtion painatuskeskuksen talo	A.Pernaja
1971	Finlandia talo	A.Aalto

カンピ・トーロエリアで保存対象となっている二十世紀建築遺産は表1のとおり、13件である。それらの遺産は図のように詳細な地図上に記述される。

保存の対象となっているヘルシンキ中央駅(図2中⑤)は1914年に完成した、E.サーリネンのフィンランドにおける代表作のひとつであり、Y1992において保存の対象となっているだけでなく、保存されるべき文化歴史的に重要な公有の建築⁹、および考古局と環境省が1993年に発表した国家的に重要な不動産遺産の目録(Rakennettu kulttuuriympäristö Valtakunnallisesti merkittävät kulttuurihistorialliset ympäristöt)にも掲載されている重要な遺産である。

ラシパラシ(図2中⑦)は1936年に完成したヘルシンキにおける最も初期の純粋な機能主義建築である。これもまた、考古局のリストに掲載されている。また、1938年に完

⁸ Helsingin kaupunki、Kaupunkisuunnitteluvirasto、Yleissuunnittelu- virasto: “Helsingin yleiskaava 2002、ehdotus、Selostus、Helsingin kaupunkisuunnitteluviraston julkaisu 2002:17” Helsinki、2003
⁹ 公有の建築の保護に関する政令 Asetus valtion omistamien rakennusten suojelusta. FINLEX® <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1985/19850480>

成したテニスパラシ (図 2 中⑭) は上層に 4 面の可動テニスコートが特徴的な建築である。戦後の建築は 2 件対象となっており、そのうち 1 件はアルヴァ・アールト設計のフィンランドディアホール (図 4 中⑪) である。

②マルミの飛行場エリア (図 5)

マルミの飛行場および整備場 (図 6) は歴史的だけではなく、建築的にも非常に高い評価を得ている¹⁰。また、1930 年代の市民の空路の発展の歴史においても非常に重要な施設である。最初の飛行場は沿岸に建築されたが、飛行艇の使用が減ったことや、ストックホルムに地上空港ができたことから、政府はヘルシンキにおいても陸上空港を建設することを決定し、マルミの空港は 1936 年に完成した。¹¹1952 年に新しい空港 (ヘルシンキ=ヴァンター空港) の供用開始につれ旅客の空港としては使われなくなっていった。しかし、マルミの空港は飛行機の操縦の教育や個人飛行に使用されている。保存が決定されている建築は、空港主建物および格納庫 (図 5 中②) である。

4-1-3. マスタープラン 2002 における二十世紀建築遺産保護

1999 年に新しく制定された土地利用と建造物法の施行に伴い、マスタープラン 2002 (Yleiskaava2002、以下Y2002) は計画された。¹²ヘルシンキ都市計画委員会は、1999 年 6 月、新しい法律に基づくマスタープランの作成を決定した。Y2002 は 2003 年 6 月 17 日に、土地利用と建造物法に基づく正式なマスタープランとしてヘルシンキ市議会より承認された¹³。Y2002 はY1992 を引き継いだものである。Y2002 はEU加盟後初めて制定されるヘルシンキのマスタープランであり、世界的な競争力の向上が期待されていた。Y2002 が目的とするのは、持続可能な発展による良好な首都そして沿岸都市であり、多くの自然環境を有する都市としての特徴を明確にし、ヘルシンキの建築文化およびイメージを向上させていくことが重要な要素として位置づけられている。¹⁴

i. 全体的な建築遺産の取り扱い

土地利用と建造物法には、構築された環境 (Built Environment)、文化的景観、自然環境等をマスタープランにより維持・保護する義務が規定されている¹⁵。そのためY2002

¹⁰ Ibid.pp93-94

¹¹ Ibid.pp93-94

¹² Helsingin kaupunki, Kaupunkisuunnitteluvirasto, Yleissuunnitteluvirasto: "Helsingin yleiskaava 2002, ehdotus, Selostus, Helsingin kaupunkisuunnitteluviraston julkaisu 2002:17" Helsinki, 2003, pp6

¹³ Ibid pp6-7

¹⁴ Ibid pp57-61

¹⁵ Ibid pp169

には、文化歴史的・建築芸術的に価値のあるエリアおよび文化的景観はマッピングされ、保護の対象であることが明確に記述されている¹⁶。Y1992で新たに保護の対象とされたエリアだけではなく、1950年代から1970年代に建築された郊外における総合的な住宅地 (asuinaluekokonaisuus) も保存の対象となる要素として追加されている¹⁷。

(図7) Y2002は良好な都市環境の維持を目的としてあげており、そしてその中心となるのが都市の発展におけるそれぞれの段階とその蓄積による歴史的継続性であるとしている。

Y2002では、国際的・国家的に重要な建築遺産等の価値評価の基準として参照すべきリストを作成している団体としてUNESCO、ドコモモをあげている。さらに、国内的に重要な遺産のリストとして考古局および環境省が1993年に作成した目録(以下RKY1993)、国家的に重要な文化歴史的な構築された環境 (Rakennettu

kulttuuriympäristö. Valtakunnallisesti merkittävät kulttuurihistorialliset ympäristöt / Built cultural environment. National important cultural and historical environment)

に掲載された遺産は保存の対象として参照されるべきとしている¹⁸。

また、地域的に重要なエリアとして、環境省より選定された国家的に重要な保存対象の目録である、Helsingin seudun rakennuskulttuuri ja kulttuurimaisemaにあげられた遺産を参照すべきとしている¹⁹。

Y2002に取り入れられる文化歴史的な価値とは、真正性のある、ヘルシンキの構築され

表2 ヘルシンキ市内のドコモモ選定建造物

建築年	建築名	建築家
1928-30	Pohja Life Insurance Company	Oiva Kallio
1930-39	Taka-Töölö residential area	Borg 他
1934-35	The Autokomppania barracks	Martta Martikainen
1934-36	The Glass Palace	Kokko/Revell/ Riihimäki
1935	Exhibition Hall (Töölö Sports Hall)	Hytönen/Risto/ Luukkonen
1935-36	Alvar Aalto's home and studio	Alvar Aalto
1936	Tilkka military hospital	Olavi Sortta
1936-38	Malmi airport	Englund/Rosendahl
1938-39	Metsätalo building, Helsinki University	Jussi Paatela
1938-40	Velodrome	Hilding Ekelund
1938-40	Rowing stadium	Hilding Ekelund
1938-40	Bensow house	Uno Ullberg
1938-40	The Olympic stadium	Lindegren/Jänntti
1938-48	Lastenlinna children's hospital	E. Borg他
1939-40	Olympic village	Ekelund/Välikangas
1939-41	Santahamina's Cadet College	Olavi Sortta
1940	Swimming stadium	Jorma Järvi
1941-50	School of Economics	Harmia/Baeckman
1949-51	Serpentine apartment building	Yrjö Lindegren
1949-53	Industrial Centre	Revell他
1949-53	Meilahti primary school	Revell/Sipari/ Borg
1950-52	Olympic terminal	Hytönen/ Luukkonen
1950-57	Porthania-building, Helsinki University	Aarne Ervi
1951-54	The Small Stage of the National Theatre	K.Siren /H. Siren
1951-56	Maunula residential area	Hilding Ekelund
1952	Kisakylä Olympic 1952 Village	Pauli Salomaa
1952-55	National Pensions Institute	Alvar Aalto
1952-58	House of Culture	Alvar Aalto
1953-57	Rautatalo office building	Alvar Aalto
1955-59	Worker's Institute annex	Aulis Blomstedt
1959-65	Pihlajamäki housing area	Silvennoinen/ Kivinen Korhonen
1959-67	Helsinki City Theatre	Timo Pentttilä
1962-75	Finlandia Hall	Alvar Aalto

¹⁶ Ibid pp169

¹⁷ Ibid pp176

¹⁸ Ibid pp169-172

¹⁹ Ibid pp169-172

た環境の独自性が中心となる。全ての構築された環境は、唯一の価値基準で計られるものではない。Y2002 に記録された、文化歴史的・建築芸術的・景観的に重要なエリアは、マスタープランの施行後、ヘルシンキ市都市計画局や市博物館の事業対象に積極的に取り上げられ、あるいはテーマ別の遺産の目録・記録が作成されるべきであるとしている。目録作成の際の価値評価においては、特に美学的・歴史的価値が評価されるとともに建築的および環境的価値が重要視される²⁰。

Y2002 では、Y1992 で保護の対象であったエリアと合わせ、およそ280件の文化歴史的に重要な環境が示されている。(図7)

ii. 二十世紀建築遺産の取り扱い

Y1992 においては二十世紀建築遺産・近代建築遺産は特に別項としては記述されていなかったが、Y2002 では、ヘルシンキの都市のイメージは建造物および建造物群とそれらの作り出す景観により成り立つと明記され、特に近代建築 (Moderni Arkkitehtuuri) はヘルシンキの有する遺産として国際的に高く認識されているとの記述されるようになった。²¹ フィンランドにおける二十世紀建築遺産は国際的・国家的に重要な建築遺産として保護の対象であるとされ、ドコモモ等により作成されたリストは保存のために参照すべき要素であると明記されている。RKY1993 ではヘルシンキ市内の二十世紀建築遺産はおよそ100件程度、さらにドコモモフィンランドのワーキングパーティが作成したリストには34件掲載されている。ヘルシンキにおけるドコモモ選定建物は表2および図8に示したとおりである。

さらに、Y2002 では、より年代の新しい建築も重要な歴史的価値を有する建造物であると明言されている。構築された環境は歴史的階層の蓄積により、エリアの価値を高めるとされ、新しく人工的に作られた当時の環境や建築に対する試みは、そのエリアにおける重要なピリオドの一部、すなわち歴史的階層の一部として価値評価されると明記された。ただし、全てのより新しい遺産を対象とするのではなく、ICOMOSにより提示された基準(建築後25年)を指標としている。²²

Y2002 では、文化歴史的に価値のあるエリア (cultural historically valuable areas) として、産業発展期における労働者の住宅問題により発展したエリア (Käpylä地区など) や、戦後に建築された復員兵のための住宅エリア、戦後復興の一環として建築された1940年代から1950年代にかけての住宅地、さらに1960年代から1970年代にかけて建築されたブ

²⁰ Ibid pp174-175

²¹ Ibid pp61

²² Ibid pp176

レファブリケーションによる高層アパートエリアなどがあげられている²³。

4-2. タピオラ田園都市における建築物評価と保存に関する取り組み

本節で取り上げるタピオラ田園都市（以下タピオラ）は、2002年にヘルシンキで開催された、市街地における戦後建築遺産の保存に関するICOMOS（国際記念物遺跡会議）のセミナー“Dangerous Liaisons”において、議題の一つに取り上げられたり²⁴、DOCOMOMOフィンランドが選定した二十世紀建築遺産のリスト²⁵の中に含まれていたりするなど、同国において重要な戦後の二十世紀建築遺産である。タピオラが計画された地域は、もともとヘルシンキに接するハガルンドHagalundと呼ばれたスウェーデン貴族の荘園であった。この地域は、十九世紀後半から、産業成長と人口増加にともなうヘルシンキの都市膨張の圧力を逃すための郊外都市、郊外型住宅の建築がしばしば試みられたり計画されたりした場所である²⁶。現在タピオラは、多くの日本のニュータウンが抱えているのと同様に、様々な問題を抱えている。たとえば交通量の増加、建設開始最初期の建築が修理の時期を迎えていること、65歳以上の高齢の居住者がおよそ20%以上を占めること、タピオラの高層アパートにはほとんどエレベーターがついていないこと²⁷、歴史的価値を持つと評価されているタピオラ東部以外における再開発などである。

4-2-1. タピオラの形成と発展の歴史

第二次世界大戦の終結を敗戦で迎えたフィンランドは、ロシアに対して多額の賠償金とカレリア地方などの割譲を負った²⁸。割譲地からの40万人を超えたといわれる難民、および帰還兵に対する住宅供給のために、フィンランドでは多くの住宅財団や住宅公社が形成

²³ Ibid pp180

²⁴ Mustonen, Tapani: Tapiola's eastern suburbs- conservation in practice、 Dangerous liaisons: Preserving post-war modernism in city centers: Helsinki; 2001

²⁵ Kairamo, Maija Kinnunen, Ulla Laaksonen, Esa Tuomi, Timo: Architectural Masterpieces of Finnish Modernism、 Finnforest、 2002 pp80

²⁶ Heikki von Hertzen and Paul D. Spreiregen: Building a new town; Finland's new garden city、 Tapiola、 Cambridge、 Mass.、 MIT Press、 1971

Timo Tuomi (ed.): Tapiola: life and architecture、 Helsinki、 Rakennustieto、 2003

²⁷ Lauri Niemi :Tapiolan kehittämissuunnitelma、

Tapiolan kehittämissuunnitelma、 TAPIOLAN KEHITTÄMISNÄKYMÄÄ、 2006

²⁸ モスクワ講和条約（1940年3月12日）により、フィンランドは5億7千万ドル（当時）の賠償金および、国土の12%に相当するカレリア地峡、サッラ地区、フィンランド湾の4つの島、ハンコ半島などの割譲および咀嚼を負った。

された。住宅財団Asuntosäätiö（アストサーティオ・The Housing Foundation 以下住宅財団）もその一つであり、これが最初に取り掛かった住宅供給事業がタピオラ田園都市である。住宅財団とは1951年に設立されたヘイッキ・フォン・ヘルツェン²⁹を初代理事とする財団を6団体が出資、連携し形成されたものである。住宅財団の目的は適切な価格で高い質の居住環境を提供すること、人間主体のコミュニティを計画、建設することであった³⁰。

タピオラの基本計画を策定したオットー＝イーヴァリ・メルマン³¹はフィンランドで初めての都市計画に関する専門家であり、イギリスの都市計画家エベネザー・ハワードによる田園都市構想を同国に紹介した人物である。メルマンは田園都市を築くため、ハガルンド荘園における都市計画を1940年代半ばから考えていた。その計画はハガルンド荘園に四つの近隣住区を建設することであった³²。実際にメルマンの計画が推進されたのは1951年からである。住宅財団の設立とともに、ハガルンド荘園の敷地の購入が開始された。そして前述のメルマンの計画が実行に移された。タピオラは建築時期と地域で五つに分割できる。最初期に建設されたのは東部地区で、1953年から建築が開始された。タピオラ北東部は開発開始以前からヘルシンキ市の水道が使用できたため、工事が着手されやすかったためである。次いで西部、北部、中央部、南部と段階的に開発が進められた。

東部地区の開発は1952年に開始され、アウリス・ブルムシュテッド、アーネ・エルヴィ、ヴィリオ・レヴェル、およびマルクス・タヴィオの4人が設計チームとして選ばれた。メルマンの全体計画に基づき配置等が計画された。彼らの設計した住居に対しては、住宅財団の監査チームが監修した。この監査チームは、建築家や、設備等のエンジニア、社会福祉の専門家や主婦がメンバーとなっていた。タピオラの全体計画策定当初から小学校、映画館やショッピングセンターやコミュニティセンターを組む込むことが決められた。そのため、第一段階の時点から、社会的な総合性のために、高層アパートのそばに長屋を建てることや、アパートの近くに戸建の住宅を設けることなどが推奨された。また、建築家達は、個別の住居をそれぞれ設計するのではなく、いくつかをまとめて設計することで、よ

²⁹ ヘイッキ・フォン・ヘルツェン Heikki Von Hertzen (1913-1985) 法律家、銀行重役、住宅財団の設立に尽力する。

³⁰ Hertzen、 Spreiregen : Ibid

³¹ オットー＝イーヴァリ・メルマン Otto-Iivari Meurman (1890-1994) 都市計画家1947年に「Asemakaavaoppi(都市計画理論)」を著す。ハワードの田園都市理論と、CIAMによって提案される都市計画などを総合的に著した。タピオラの他に、カウニアイン（ヘルシンキ近郊）の都市計画も行う。フィンランド初めての都市計画に関する教授である。

³² Hertzen、 Spreiregen : Ibid. pp76

り総合的な空間を作り出すことを可能とした。異なる経済的・社会的階級、ブルーカラー／ホワイトカラーを混在させるという住宅財団の目的³³は、東部の最初期の建築である、ブルムシュテッドによる設計のThe Ketju Row houses(図9、10) およびThe kolmirinne apartment buildings(図11、12)において実現された。これらは連続住宅とそれに調和するように並行に建築された四階建のアパートである。またカイヤとヘイッキ・シレン夫妻はOtsonpesä terrace house(図13、14) およびKontiontie row house(図15、16)の計画において、当時のタピオラの建築コストで、もともと高価なものと、もともと安価な建築を並列して設計した。この二つの種類の住居は平行して建築された。これは、タピオラは全ての人に対する都市であるべき、というメルマンの考えが現れたものである。³⁴タピオラの建設は多様な階層の人間の住む都市を作り出したことだけではなく、新しい建築工法や居住方法(空間)を取り入れたことで、フィンランド全土に対し影響を与えた。³⁵タピオラの建設に関わった建築家達が新しい技術や材料に対して強い興味を有していたため、在来工法で建築された東部のほかは、プレハブ工法や、プレカット木材、プラスチック材などが取り入れられた。また、新しい居住空間の例としては、アメリカ式だという横長の台所を取り入れた。この台所はタピオラの住宅から全国の住宅へと広まった設備である。³⁶

東部地区に接するItäranta(東海岸)地区は、土地の購入が遅れたため、1957年からの開発となった。このエリアはフィンランド湾の入り江に接している。計画の前に土地のサーベイが行われ、水辺に沿って共有の緑地を作ることが決定された。住居は様々な高さで作られ、ほとんど全ての住居から水辺が見えるよう計画された。この地区では設計競技はなく、アールト、エルヴィとシレンの三人の建築家に設計が任された。特にアールトの設計した高層アパートはブロックが扇形に重なる興味深いものである。³⁷その他の地域の開発は以下の過程で進行した。タピオラ中心部の設計競技は1954年に行われ、エルヴィが入賞した。タピオラのランドマークといえるKeskustorniやショッピングセンター、人口池などが1968年ごろまでに完成した。また、西部の建築は1955年より開始された。北部地区の建設は1958年に決定された。これらの計画は1970年代にかけて、多様な人間の住む、良好な環境を有する田園都市として建築され、建設当初から高く評価されている³⁸。

³³ Herten, Spreiregen : Ibid

³⁴ Herten, Spreiregen : Ibid

³⁵ Herten, Spreiregen : Ibid

³⁶ Timo Tuomi (ed.): Tapiola; life and architecture, Helsinki, Rakennustieto, 2003

³⁷ Herten, Spreiregen : Ibid

³⁸ May, Ernst: Suomi - aikamme arkkitehtuurin esikuva, Arkkitehti-lehti, No.7-8, 1967

現在でも開発は継続しており、特に南部においては、ヘルシンキとつながる地下鉄の開発等が進められている³⁹。ただし、開発のみに重点がおかれるのではなく、タピオラ中心部の人工池脇にある、ホテルの増築などに際しては、建築遺産等を職掌する考古局 (Museovirasto/ National Board of Antiquity) と協議がもたれるなど、良好な都市環境を維持する姿勢が保たれている。⁴⁰

4-2-2. タピオラ田園都市の価値の評価および目録化

本項では、二十世紀建築遺産としてのタピオラがどのように価値付けされているかを明らかにするため、どのような主体が何を評価しているかを明らかにする。

まずは国家的景観としてのタピオラである。タピオラは 1992 年に環境省が指定した 27 の国家的景観のうち、近代に計画された唯一の物件である⁴¹。また、RKY1993 に全域が登録されている。目録においては、戦後の住宅危機を救うためにタピオラが果たした役割の偉大さを明言し評価した上で、1970 年代からの発展も含めてタピオラ全体が評価された⁴²。

実際に保存を推進するために、エスポー市により保存のための価値評価などがおこなわれ、保存と開発の両立を目指した土地利用計画が策定されようとしている⁴³。さらに、個別の保存のために、

表 3 Itäranta 地区の保存評価一覧 (保存重要度順)

保存	価値			通称	建築家	建築年
	歴史	建築	環境			
II	4	4	4	Kannastorni bldg.s	A. Aalto	1962-63
II	4	4	4	harjuviita apartment bldg.	A. Aalto	1962-63
II	4	4	4	Harjuviita apartment bldg.	A. Aalto	1962-63
II	4	4	4	harjuviita apartment bldg.	A. Aalto	1962-63
II	4	4	4	harjuviita apartment bldg.	A. Aalto	1962-63
II	4	4	4	Otatorni bldg.s	A. Aalto	1967
II	4	4	4	Otatorni bldg.s	A. Aalto	1966-67
II	4	4	4	Itäranta 22 apartment bldg.	J. Laapotti	1962-63
II	4	4	4	terraced house	E. Virkkunen	1965-66
II	4	4	4	Otsonlinna apartment bldg.	K. & H. Siren	1961
II	4	4	4	Rantahavukka apartment bldg.	B. Söderman	1962
II	4	5	4	Nelikko apartment bldg.	A. Blomstedt	1961-62
II	4	4	4	Rantakoivikko terraced house	B. Söderman	1962
II	4	4	4	Itäkeskus apartment bldg.	A. Ervi	1963
II	4	3	4	Itäkeskus Kiosk	A. Ervi	1969
II	4	5	4	karhunkaari apartment bldg.s	A. Ervi	1961-62
III	4	4	4	Four house complex	M. Tavio	1962
III	4	4	4	Four house complex	A. Ervi	1962
III	4	4	4	Four house complex	H. Koskelo	1962
III	4	4	4	Four house complex	A. Ervi	1962
III	4	4	4	Row house	P. Ahola	1962
III	4	3	4	Row house	Ylihanu/Rissanen	1961-62
III	4	3	4	Row house	Leka/Alajärvi	1962
III	4	2	4	Row house	E. K.-Kanntila	1961-62
III	4	2	2	terraced house	Halme/ Rajala	1961
III	4	3	4	Itäkeskus office bldg.	A. Ervi	1962
III	4	3	4	Karhuranta apartment bldg.	K. & H. Siren	1962
III	4	3	4	Itäpohja apartment bldg.	K. & H. Siren	1961
IV	4	1	3	Row house	B. Rossi	1961

2000 年に、タピオラの東部地区である、Itäranta、 Otsolahti、 Itäkartanoにある 1950

³⁹ Lauri Niemi: Ibid

⁴⁰ 考古局へのインタビューより

⁴¹ Eric Adlercreutz(chair): Tapiola Tomorrow , report by the future of Tapiola workgroup: 2003

⁴² <http://www.nba.fi/rky1993/> (2009 年 5 月 21 日参照)

⁴³ Lauri Niemi: TAPIOLAN KEHITTÄMISNÄKYMIÄ: Tapiolan Killan asukasilta:2007

年代から 1960 年代におけるタピオラの建設計画初期に建築された地域に対して保存に関する価値の評価および保存範囲の策定についての調査がエスポー市の都市計画センター（Kaupunkisuunnittelukeskus）による命令で行われた⁴⁴。この調査は、Iivanainen&Mustonen 建築事務所の主導で行われたもので、事務所の建築家及びその他の建築家 3 名、考古局の建築家 1 名、そしてエスポー市博物館から 1 名がこの事業に参加した。調査対象となった物件は、1998 年にエスポー市美術館が行った、タピオラの古い区画の保存目録に基づいて決定された 87 件の建築物である。（表 3 - 5 参

表 4 Otsolahti 地区の保存評価一覧（保存重要度

保存	価値			通称	建築家	建築年
	歴史	建築	環境			
I	5	4	5	Kontiontie Row Houses	K. & H. Siren	1955
I	4	5	4	Otsonpesä row houses	K. & H. Siren	1959
I	5	5	4	Karhunpojat bldg.s	A. Blomstedt	1956-57
I	5	5	4	Karhunpojat bldg.s	A. Blomstedt	1956-57
I	5	5	4	Karhunpojat bldg.s	A. Blomstedt	1956-57
I	5	5	4	Karhunpojat bldg.s	A. Blomstedt	1956-57
II	5	3	4	Kontiontie row houses	K. & H. Siren	1955
II	5	3	4	Kontiontie 3 warehouse	K. & H. Siren	1955
II	5	3	4	Isokontio apartment bldg.	M. Tavio	1955-56
II	5	3	4	Isokontio apartment bldg.	M. Tavio	1955-56
II	5	3	4	Kontionpesä apartment bldg.	M. Tavio	1956
II	5	4	4	Row house of Finnish Artists' Asso.	A. Blomstedt	1955
II	5	4	4	Nallenpoku Apartment bldg.	Suhonen/Hyväinen	1956
II	5	4	4	Otsonkulma bldg.s	V. Revell	1955
II	5	4	4	Otsontorni apartment bldg.	V. Revell	1955
II	5	4	4	Otsontorni apartment bldg.	V. Revell	1955
II	4	4	4	Nallentorni apartment bldg.	V. Revell	1961
III	3	2	3	Row house	K. & H. Siren	1963-64
III	3	3	3	Row house	K. & H. Siren	1963-64
III	3	3	3	Row house	K. & H. Siren	1963-64
III	3	3	3	Row house	K. & H. Siren	1963-64
III	3	3	3	Row house	K. & H. Siren	1963-64
III	5	3	4	Kontiontie row houses	K. & H. Siren	1955
III	4	3	4	row houses	K.A. Pinomaa	1965
III	4	3	4	row houses	Säkarjärvi	1961
III	4	3	4	row houses	E. Lindroos	1961
III	4	4	3	Karhunkämmen row houses	A. Ervi	1964-65
III	4	4	3	Pairhouse	I. Tukkila	1966-67
IV	4	3	2	Mojsbacka house	O. Vikstedt	1948
IV	4	3	2	Mojsbacka II house	O. Vikstedt	1946
IV	3	1	3	Otsolahden kindergarden		1930-40
IV	4	2	2	Mojsbacka II house	O. Vikstedt	1946

照・保存重要度順) これらの 87 件の建築はそれぞれ歴史的、建築的、環境的価値を 5 段階（最大 5）評価⁴⁵され、更に、保存の重要度を I~IV（最大 I）として査定された。価値評価において評価された部分は、それぞれ、【歴史的価値：対象の歴史的価値は、タピオラの建設段階との関わり、当初の用途であるかがまず重視される。加えて文化歴史的、建築技術の発展していく中で位置づけも歴史的価値に含まれる。】【建築的価値：建築的価値は担当者の観察および対象物のディティールの細かさや仕上げなどのグレードによる。建築の当初のデザインや当時の典型的な様式が評価される。デザインそのものの特徴や増築は価値付けに影響しない。】【環境的価値：環境的価値は建築との関連性が評価される。当初から

⁴⁴ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy: TAPIOLAN ITÄISTEN LÄHIÖIDEN RAKENNUSKANNAN ARVOTTAMINEN Itäranta, Otsolahti, Itäkartano, 2000

⁴⁵ 5 段階のうち 5 は特に価値があり、国際的に重要なもの。4 は国内的に価値があるもの。3 は地域的に重要なもの。2 はわずかな価値を有する。1 はごく僅かの価値。0 は価値なし、と評価されたもの。

の特徴的な小道、あるいは庭、空き地などが評価される】⁴⁶である。保存の重要度は以下のように分類される。建物に与えられた価値と保存の重要性は必ずしも一致しないとされている⁴⁷。

I) 特別な価値があるもので当初のまま保存されるべき建築。建築の周囲環境も同様に当初の自然のまま保存されるべきである。建築の周囲は三面にわたってファサードの保存が指定されるが、指定されていないファサードは II に準じる形で変更ができる。

II) 当初の状態に近いままで保存されるべきであるファサードは

三面に渡って指定されているが、それらの変更に対する許可は比較的簡易に下りる。しかし、変更は物件の当初の状態に適するような変更事業にとどめるべきである。また、建築の周囲環境は当初の自然のまま保存されるべきである。

III) 当初の状態に近く保存されるべきであるファサードの保存が指定されるのは二面（二方向）である。それらの変更許可は比較的容易である。

IV) これはファサード一面のみが当初のまま保存されるべき対象となっている。保存される一面は、建築の設計者の建物に対する考えが最も表現されている部分であるべきである。また建築のマスおよび規模は保存されるべきである。

調査結果は、一件ごとシートにまとめられ、地域別に古いものから順番に番号が振られ、住所や建築家、建築年や種類などの基本情報のほか、歴史的な価値、建築の状態（改修、改造、修理等の有無）、そして周囲環境の評価があり、それらを考慮したうえで保存の勧告

表 5 Itäkartano 地区の保存評価一覧 (保存重要度順)

保存	価値			建築家	通称	建築年
	歴史	建築	環境			
I	5	5	5	A. Blomstedt	Ketju row houses	1954
I	5	5	5	A. Blomstedt	Kolmirinne apartment bldg.s	1954
I	5	4	5	A. Ervi	Mäntytorni apartment bldg.	1954
I	5	5	5	A. Ervi	Tapiola cinema	1955
II	5	4	4	V. Revell	Mäntytorni apartment bldg.	1954
II	5	3	4		Viidenrivi longhouses	1953
II	5	3	4	M. Tavio	Menninkäinen Apartment bldg.s	1954
II	5	4	5	V. Revell	Tapiola Children's bldg.	1954
II	5	4	5	V. Revell	Koulukallio row-house complex	1954
II	5	3	4	V. Revell	Sufika apartment bldg.	1954
II	5	3	4	K.A. Pinomaa	Poutapolku Apartment bldg.	1956
II	5	3	5	M. Tavio	Viisikko bldg.s	1954
II	5	3	4	M. Tavio	Otsonkallio apartment bldg.s	1955
II	5	3	4	M. Tavio	Otsonkallio apartment bldg.s	1955
II	5	4	5	K. & H. Siren	Kimmeltie row houses	1955
II	3	3	4	A. Ervi	Tapilantien Kiosk	1958
II	4	4	3	Ervi/Tuomisto	Otsonrivi housing	1961
II	4	3	4	A. Ervi	Kimmellinna bldg.	1961
III	5	3	4	A. Ervi	Oravanpesä Apartment	1957
III	5	3	4	A. Ervi	Mäntykulma bldg.	1954
III	5	3	4	A. Ervi	Sports centre	1958
III	5	3	4	K.A. Pinomaa	Kimmeltie single-family houses	1954
III	5	3	4	K.A. Pinomaa	Mäntyviita 10 A-F & Kimmeltie 22	1955
III	5	3	4	Puutalo Oy	Erillispientalo	1954
IV	4	2	2	Leka/Alajärvi	Tapiola's telephonecentre	1953
IV	5	3	3	V. Revell	Tapiola's electriccentre	1953

⁴⁶ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy:TAPIOLAN ITÄISTEN LÄHIÖIDEN RAKENNUSKANNAN ARVOTTAMINEN Itäranta, Otsolahti, Itäkartano, 2000 pp1-2

⁴⁷価値評価と保存の重要性は違う要素があり、それはお互いに干渉するものではないとされる。価値評価は担当者の観察および対象物の重要性が考慮されるが、保存の重要性はさらに追加して建築の全体的な重要性が考慮される。

をする。勧告により保存されるべき範囲が指定される。(図 1 7)

保存の重要度が I の代表例として、Itäkartano にあるブルムシュテッドの住宅 (i)、及び Otsolahti のシレンの住宅(ii)についてどのような評価がされているかを示す。

(i) The Ketju row houses (図 9、10 参照)

この住宅は 1954 年に建築されたテラスハウスである。住宅は二階建の居住部分と平屋の物置とで構成される。歴史的価値の評価は最高の 5、これはタピオラ東部の最初期の建築であることが評価された。建築的評価も 5 で、これは道との関係性の評価、及び物置部分は当初から後に居住空間の拡大を見越して計画されていたこと、また高い品質及び注意深いディテールが評価された。環境的価値も 5 であり、タピオラの古い部分の総合的な環境が残っていることに非常に価値があるとされた。保存の重要度は先述の通り最大の I で、北・東・南面の変更は許されない。また隣の敷地との庭のようにになっている小道も保存されるべきである。更に、当初の物置を移動させることは許されない⁴⁸。

(ii) Kontiontie Row Houses (図 1 5、1 6 参照)

この住宅は 1955 年に設計された二階建のテラスハウスである。東面と西面が下見板張りになっていることが特徴である。歴史的評価は 5 で、これはタピオラ東部の第二建築計画の特徴である点が評価された。建築的価値は 4 で、直線的な平面計画と精緻なディテール、及び当初のままの状態であることが評価された。環境的価値は 5 で、5 棟のテラスハウスが調和していること及び、Kontiontie (この物件のある通り) を連続住宅とガレージなどの建物で満たしていることが評価された。保存の重要度は I であり、住居部分は当初のまま保存されるべきである。また周囲環境も当初のまま保存が期待されている。⁴⁹

一方で保存度 IV の物件である、Otsolahti の Mojsbacka house (iii) および Itäkartano のレヴェルの建築 (iv) がどのように評価されているかを述べる。

(iii) Mojsbacka house

1948 年に建築された、寄棟屋根の地下階のある独立個人住宅である。建築後の増築が甚だしい。敷地はもともとロシア軍の基地があったため、敷地に第一次大戦時の基地の痕跡が残っているため、歴史的価値は 4 と評価された。建築的価値は 3 である。建築的価値については、「細部に手が込んでいる」という記述のみで済まされている。環境的価値は 2 で、建築が当初の敷地にそのまま建っていること、Otsolahti の地形的特長があると評価されて

⁴⁸ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy :Itäkartanon Suojeluraportti, 2000, pp10

⁴⁹ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy :Otsolahden Suojeluraportti, 2000, pp16

いる。保存度はIVで、特に指定された保存すべき特徴は述べられていない。全体的には、前面に建築された基礎部分、建物のマスおよびスケールは保存されるべきと記述されている。⁵⁰

(iv) Tapiola's Electriccentre

1953年に建築された、RC造の設備施設である。タピオラ建設最初期の建築に属することや、タピオラの変電施設はフィンランドの住宅地への電気供給の発展を示すものであるため、歴史的価値は5である。明確なディティールを有しているが、後世の改変が建築的価値を損ねているため、建築的価値は3である。MäntyviitäとNeulaspolkuを挟んで、周囲の建築とともにまちなみを形成しているとして、環境的価値は3である。保存度はIVで、Neulaspolku側の正面は保存すべきとされている。⁵¹Mojsbacka houseと同様、正面の基礎部分、建物のマスとスケールは保存されるべきと記述されている。

Itäkartanoの保存度Iの物件については、タピオラについてヘルツェンが記した書籍⁵²において重要な住居として取り上げられているもの（ブルムシュテッド、シレン等の作品）や、1954年というタピオラの計画開始の年に建築された、地区を象徴する作品であるといえる。一方で、建設年代の遅れたItärantaの物件の歴史的価値は全て4で留まっている。また、保存の重要度も最高Iのものではなく、アールトの高層アパートなどがIIである程度である。アールトの建築は建築年代の早遅に関わらず同様の保存の重要度が与えられている。Otsolahtiにある1940年代に建築された物件は、タピオラの建設前からあるものであり、歴史的な評価（ブルムシュテッドがタピオラ建設中住んでいた、ロシア軍の基地跡地に建てられた、など⁵³）は高いものの、保存の重要度はIVと低い。しかし保存度がIVの物件であっても、建築のマスとスケールは保存することが勧奨されている。

どの地区の評価でも、ブルムシュテッド、シレン、エルヴィ、アールトなど今日フィンランド国内だけでなく、世界的にも広く認知されている建築家の作品の保存の重要度は比較的高いといえる。

この調査で特筆すべきことは、保存計画の策定のための第一段階である、明確なクライテリアの元での目録作成が果たされている点である。また、保存の重要度を明らかにする

⁵⁰ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy :Otsolahden Suojeluraportti, 2000, pp18

⁵¹ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy :Otsolahden Suojeluraportti, 2000, pp18

⁵² Hertzen, Spreigen: Ibid

⁵³ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy :Otsolahden Suojeluraportti, 2000, pp46-48、

ことは、都市計画等に今後反映されることが見込まれる。この価値付け調査の報告書において、タピオラの価値、および居住環境を維持するために、田園都市計画の当初の思想を遵守すること、およびコミュニティの構造を変化させないことが重要であると提言されている⁵⁴。

4-3. アルヴァ・アールト財団

4-3-1. アルヴァ・アールト

アルヴァ・アールトは1898年2月3日にフィンランド中部のクオルタネで生まれ、1976年5月11日にヘルシンキで没した⁵⁵。1943年から1958年の間フィンランド建築家協会SAFAの議長、1963年から68年の間はフィンランドアカデミーの会長をそれぞれ務めた。

アールトは1923年から27年まで最初の独立建築事務所をフィンランド中央部の都市ユヴァスキュラにおいて開設した。この時期の代表作は、ユヴァスキュラの労働者会館(1924)、セイナヨキの自警団ビル(1924年計画、1929完成)などである。その後はトゥルクに転居、1933年までその地で独立建築事務所を営む。トゥルク時代の代表作はトゥルン・サノマット新聞社ビル(1929年計画1930年完成)、パイミオ結核療養所(1928年計画、1932年第一次完成)、ヴィープリ市立図書館(1928年計画1935年完成)があげられる。この頃からCIAMなど建築に関する国際会議などに出席するようになる。1933年にはヘルシンキへと事務所が移転し、郊外のムンキニエミにオフィスを建築した。移転したての頃の代表作は、スニラの工場(1936計画、1938年完成)、アールト自邸(1936)、ヴィラ・マイレア(1938年)、1937年のパリ万博におけるフィンランド館などである。とくにヴィラ・マイレアはアールト作品の中で、第二次世界大戦以前の時期の最高傑作と言われている。

(図18) 1946年から1948年の間、アールトはサチューセツ工科大学において建築学の教授を務めた。その後はフィンランドへと戻り、国内においては、セイナツァロの役場(1950年計画、1952年完成)、ヘルシンキ工科大学のキャンパス(1949-76年)、ヴォクセンニスカの教会(1956-1958)、セイナヨキの市街地における公共建築とその配置、(教会1951、タウンホール1958、図書館1960、行政オフィスビル1964、劇場1969年)、フィンランディアホール(1962年)、ロヴァニエミのマスタープラン(1944年)など、単体の建築から大学の構内計画、都市計画まで多岐に活動した。現在、フィンランド国内には

⁵⁴ Arkkitehtuuritoimisto Iivanainen & Mustonen oy:TAPIOLAN ITÄISTEN LÄHIÖIDEN RAKENNUSKANNAN ARVOTTAMINEN Itäranta、Otsolahti、Itäkartano、2000 pp4

⁵⁵ 本章における年・建築名称はすべてヨーラン・シルツ著『白い机』邦訳版に準ずる。

およそ 260 のアールトによる建築がある。さらに、DOCOMOMO フィンランドにより作成されたリストに掲載された建築遺産 69 件のうち、18 件がアールトの建築作品である。

4-3-2. アルヴァ・アールト財団

アルヴァ・アールト財団（Alvar Aalto Foundation／Al var Aalto Säätiö 以下財団）は 1968 年（アールト存命中）に、アールトの図面、資料、写真、絵画等のアーカイヴの保存・管理、及アールトがデザインした家具の製造・販売を行っているアルテック（Artek）社からの著作権収入を管理するために設立された。最も、著作権収入が多いために財団を設立したのではなく、アールトの思想・知識を正確に後世に継承するため⁵⁶であり、アールト地震の精神を遺産とし、管理することに主眼を置いている。アールトは常に新しい可能性への試みを肯定していたため、財団はアールト・アカデミーという若い建築家、デザイナーのためのワークショップ及びシンポジウムをほぼ毎年主催している。また、ICCROMによる近代建築修復コースにおいてもアールト・アカデミーが協力しており、フィンランド中部の都市ユヴァスキュラのアールト博物館で行われた回もある。

アールト家はすべてのアールトの図面、絵画、写真等を財団に小額で売却した。資料のアーカイヴ化事業は 1980 年代後半に始まり、マイクロフィッシュ及びデジタル化された。元の図面はすべて複製され、1920 年代からの脆弱な紙が直接手に触れたり、日光にさらされて劣化することなどが無いよう処理され、ユヴァスキュラの文書保管庫で保存されている。⁵⁷また、財団はいくつかのアールト建築を所有している。それは、アールト自邸とアトリエ、アールト博物館（図 19、20）と実験住宅である。これらの建築遺産は一般に公開されている。

財団の意思決定を行う委員会は常にアールトの家族・親族が参加している。その他に銀行家、ヘルシンキ工科大学（現アールト大学）の建築学科教授、フィンランドアカデミー、アルテック社役員、ユヴァスキュラ市より各一名が参加し、委員会を構成する。委員の任期はおよそ 2 年から 4 年、新しい委員は委員による推薦により選ばれる。財団には現在 28 名の職員がおり、そのうち二人は建築家である。この財団はフィンランド政府より一切の恒久的な支援を受けていない。⁵⁸

フィンランド中部の都市ユヴァスキュラ市にあるアールト博物館は 1973 年に開館した。1998 年に財団に統合されるまでユヴァスキュラ市所有の博物館であったため、アールト博

⁵⁶ アールト財団に対するインタビューより。

⁵⁷ アールト財団に対するインタビューより。

⁵⁸ アールト財団に対するインタビューより。

博物館の職員はユヴァスキュラ市職員に準じて扱われる。財団の部門の一部である建築遺産部門の業務として、アールト作品の保護と監視が行われる。この業務はフィンランド建築博物館、考古局と連携して行っている。財団の建築遺産部門の建築家が修復設計の実務者となるのは財団所有の建築に対してのみであるが、その他のアールト作品の修復については設計に関する委員等に参加し、助言や資料提供を行う。

同様の財団であるフランスの建築家ル＝コルビュジェのアーカイヴを管理するル＝コルビュジェ財団⁵⁹、ミース・ファン・デル・ローエの近年再建されたバルセロナパヴィリオンを管理するミース財団⁶⁰などと活発な交流がある。同様にICAM⁶¹、ICOM⁶²およびDOCOMOMOとの関係も非常に良好である。

4-3-3. アルヴァ・アールト建築遺産の世界遺産リストへの登録への試み

アールトの初期代表作のパイミオ結核療養所は世界遺産の暫定リストに掲載されたものの、2007年の世界遺産委員会では登録に至らなかった。

登録のためのクライテリアは(i)(ii)(iv)で申請され、それぞれパイミオ結核療養所の機能主義的側面、すなわちアールトによる生理学、心理学、社会学に基づき、患者が最も回復に近づけるような動線や空間構成、そしてそれらが組み合わさって純粋な機能主義の見本としての価値があること、そしてこの結核療養所により、機能主義がフィンランドだけではなく北欧諸国にも爆発的に広まったことが強調された。

しかしながら、ICOMOSによる評価はパイミオ結核療養所に対し、単体ではなく、アールトの遺産すべてに対して世界文化遺産への登録を推奨するとともに、価値付けを機能主義ではなく、結核療養所と病院の形式における重要性を重視するべきであるとした。そのためICOMOSは今後、より充実した保存管理計画の策定を求め、2007年の世界遺産委員会ではアールト遺産を世界文化遺産リストへの登録を延期することを勧告した⁶³。それを

⁵⁹ Fondation Le Coubusier

1968年に設立されたル＝コルビュジェの業績を散逸させないため、図面等の管理を行い、展示などの管理、修復の際の助言を行っている財団。

⁶⁰ Fundació Mies van der Rohe

1983年にスペイン、バルセロナ市に建築家ミース・ファン・デル・ローエによる1929年のバルセロナ万博におけるドイツ館を再建することを目的として設立された財団。

⁶¹ The international confederation of architectural museums

国際建築博物館連合 建築に関する博物館の国際的な連携を目的とする学術団体。

⁶² International Council of Museums 国際的なレベルで、博物館および博物館専門職のプロモーションと発展につとめる団体。

⁶³ WORLD HERITAGE COMMITTEE, 31st Session, Christchurch, New Zealand

23 June – 2 July 2007 WHC.07/31.COM/8B Nominations to the World Heritage List

受けフィンランド政府はパイミオ結核療養所について世界文化遺産リストへの登録を取り下げた⁶⁴。

4-4. 小結

ヘルシンキにおけるマスタープランによる二十世紀建築遺産保護は、Y1992 から Y2002 までのおよそ十年の間に大きく発展した。Y1992 では、二十世紀建築遺産は特別に指摘されることもなく、保護の対象となったとしてもほとんどが戦前、すなわち 1940 年代に建築されたものであった。一方 Y2002 においては、二十世紀建築遺産が重要な文化歴史的要素の一つとして取り扱われていること、遺産として考慮の対象となる年代が 1970 年代にまで拡大していることが特徴としてあげられる。

タピオラのような個別の建築遺産ではなく、大規模な地域における遺産の保護・保存を進めるためには、適切な都市計画とそれに密着した保存計画が必要である。保存計画を策定する第一段階として保存対象地域における遺産の評価及び目録化、記録は最も重要である。

アールトの作品の歴史的・文化的価値は国際的に認識されている。そのため、修復に際しては真実性の確保が特に留意されている。それを担保するスケッチ・設計図書などは詳細に管理されており、アールト財団の役割はその点において非常に重要である。

ヘルシンキ市における遺産保護に見られるような良好な住環境の形成及び持続可能な発展の一環として行われる建築遺産保護は比較的新しい試みであり、実際の修復にどの程度反映されるかは未知数である。同様にタピオラ田園都市においても修復に際し、作成された目録及び保存の勧告がどのように反映されるかを検証する必要がある。

⁶⁴ WORLD HERITAGE COMMITTEE, 31st Session, Christchurch, New Zealand
23 June – 2 July 2007 WHC-07/31.COM/24 Decisions adopted at the 31st Session of the
World Heritage Committee

第五章 個別修復事例研究

実際の二十世紀建築遺産の修復では、その対象となった遺産の構造、工法、機能および修理後の用途によってそれぞれ異なる解決すべき問題点がある。近代に特異な材料の一つであるコンクリートの劣化に対する修復は近年ようやく手法が確立されてきたところである。また 1960 年代から 1970 年代にかけて非常に発展したコンクリートのプレファブリケーション、あるいはプレキャストといった大量生産に関連する工法により建設された建築の修復は、建設後 3、40 年経過した現在増加することが見込まれている。

第五章においてはフィンランドにおける二十世紀建築遺産の修復について、それぞれの問題点をあげ、それがどのように解決されたかを個別事例を挙げて示す。

5-1. 材料の真実性：フィンランディアホール

修復を行う際、どのような材料により修復を行うかはどのような修理事業においても問題点となる。本節で取り上げるのは、建築家が選定した材料が使用された地域の気候に適さず、建物に損傷を与えている事例である。近代以後、交通が発達したことで、従来、地域で産出される材料を使用してきた建築が、他の地域の材も使用できるようになった。そのため気候条件などの差により従来では想定されてこなかった問題が発生することもある。このフィンランディアホールの例では、建築家が選んだ材を再度使用すれば近い将来また修復工事を行わねばならず、そうした必要のない材へと変更することなどが工事の際問題となった例である。

フィンランディアホールは、ヘルシンキ中心部、トーロ湾沿いにある国際会議場兼コンサートホールである。1962 年に設計され、1967 年から 1971 年にかけてホール部分が建築された後、1973 年から 1975 年にかけて会議場部分が増築された¹。(図 1)

このホールはその造形的な美しさに反して、さまざまな問題を当初から抱えていた。第一が大ホールの音響である。音響に関しては早い段階でホール内に音響装置を組み込むことで問題は解消した。もう一つの大きな問題が外装材料に関するものである。アールトは外装材料に白いイタリア製のカラーラ大理石を選んだが、それらはフィンランドの過酷な気候に耐えられず、一枚ずつ反り返ってしまったり、剥落したりし始めたのである。

¹ 参考文献

Eeva-Kaarina Holopainen, Pertti Mustonen, Pekka Suhonen : Finlandia Hall meetings and Music ; OTAVA; 2001
ed. Maija Kairamo, Ulla Kinnunen, Esa Laaksonen, Timo Tuomi;
Modernismin merkkiteoksia suomen arkkitehtuurissa: Art-Print Oy;2002

外壁の取替えのためにヘルシンキ市当局は1980年から工事予算の計上を開始した。まずは現状調査がされ、1986年から実際の工事の検討が始まった。この時点で取替え材料の候補としてあげられたのは、明るい色の花崗岩か、結晶片岩(Quartzoze Schist)かのどちらかであった。大理石が10年から20年しか持たない一方、花崗岩はフィンランドの気候に対して耐性が強いためである。1988年に修理事業のタイムテーブルが作られ、修理工事は1990年に始められることが決定され、国立技術調査センターVTTが色調や耐性等の面で目的にかなう花崗岩を選定するため、28種の花崗岩が試された。この試験の結果、1991年に、ヘルシンキ市当局の公共工事局(Public Works Department 以下PWD)から、Bethel White というイタリア製花崗岩を採用した設計の建築許可が1月に出された。このBethel White の採用に関しては、当時存命であったE・アールト²が、アールト自身がフィンランディアホールにその石を使う意図があったことを認めたほか、以前アールト建築事務所 にいた建築家、パーヴォ・マンツタリらもその白さのため、採用に対して肯定的であった。

しかし、アールト学会(The Alvar Aalto Club)がこの決定に反対し、真実性を維持するため、カラーラ大理石の使用による修復を求める署名を集めはじめると、E・アールトとマンツタリの二人も考えを変え、カラーラ大理石を第一候補とし、Bethel White はあくまでも許容範囲の材料であると同調した。しかし、1992年の3月の終わりに市議会は、大理石ではなく、灰色の花崗岩を使用するという最終決定を下した。決定が下った時点で、E・アールトが外壁の材料を変更することは、アールトの著作権の侵害であると異議を申し立てた。その他多くの建築家や専門家も当初のカラーラ大理石の使用を支持した。この流れは国際建築家連盟UIAによる声明にも見ることができる。UIAの声明は、フィンランディアホールは地方自治体による保存措置がとられるべきで、修理は当初の大理石以外では許容できないというものであった。

1992年の12月、PWDはBethel Whiteを選び、市議会はそれ以上の異議を認めず、事態は收拾するかに見えた。しかし1993年、ヘルシンキ市が位置するウーシマー州知事のエヴァ＝リーッタ・シートネンがフィンランディアホールは保護建造物であり、その外壁の修復はカラーラ大理石で行う以外ないとの声明を出した。それにもかかわらず、市議会はその決定を無視しようとしたが、1993年5月には国会において、国レベルの保護建造物であることが支持され、フィンランディアホールのファサードの修理はオリジナルの材料であるカラーラ大理石によることが考古局により指導された。

そして1997年の6月2日に、市議会は12対3で、ファサードの素材を当初と同じ白

² エリサ・アールト(Elissa Aalto 1922年-1994年)アルヴァ・アールトの妻。建築家でもあり、アールトの死後、事務所を支えた。

いカラーラ大理石と決定し、修復工事を行なった³。

フィンランディアホールの修復事業及び材料の取り扱いに関して、前節で取り上げた *Arkkitehti* 誌は、論争が行われている時点においてはほとんど記事としては取り上げず、コラムにおいて若干言及した程度であった。

現在、この修復からおよそ 10 年が経過し、フィンランディアホールの外壁は再び反り始めている（図 2、図 3）。しかし、本建築遺産はすでに国家的な保護下にあるため、次に行われるであろう修復についても考古局の意向が反映される。アールトはカラーラ大理石を外装材料に使用することを好んだため、フィンランディアホールの外壁と同様の問題が、2007 年から 2008 年に外壁の張替え工事を行ったエンソグートツァイト社本社ビルにおいてもおこった。しかし、フィンランディアホール同様、保護建造物となったことで、当初のカラーラ大理石による修復が行われた。⁴

5-2. 形態の真実性：ラシパラシ

従来の建築遺産の修復においては、当初材を再用することが材料の真実性につながるとして非常に重視されてきた。しかし、この例では、当初の形に復旧しながらも現代的な要求を満たすために当初のガラス、構造体などを撤去するという修復を行った。すなわち、材料より形態が重視された例であるといえる。

ラシパラシはヘルシンキ中心部、マンネルハイム通りにある 1935 年に建築されたもともとは遠距離バス用のターミナルである。（図 4、図 5）現在はレストラン・職業センター、映画館、カフェなどの複合商業施設として使用されている。ラシパラシはヘルシンキにおける最初のインターナショナル・スタイルの建築である。設計したのは、のちにフィンランド建築界の中心的人物となる、ニーロ・コッコ Niilo Kokko、ヴィリオ・レヴェル Viljo Revell、ヘイノ・リーヒマキ Heino Riihimäki から三人の建築学生であった。ラシパラシの立地は、もともとロシア軍の駐留地であったのが、フィンランド独立に伴う内戦により 1918 年に破壊され、1930 年まで放置されていた場所である。1930 年代にその跡地を当時発展しはじめた長距離バスのターミナル施設にするという計画が持ち上がった。そこで、三人の建築学生が仮設的な複合商業施設を計画し、それが実際に建築されることになった。建設にあたっては、フィンランド最大手の生協である SOK (the Central Finnish co-operative retail society)、および大手乳製品会社の Valio 二社による企業混合体がレヴェルらの設計案

³ Eeva-Kaarina Holopainen, Pertti Mustonen, Pekka Suhonen:
“Finlandia Hall meetings and Music” OTAVA;2001

⁴ アールト財団へのインタビューより

を購入し、市との間でロシア軍跡地の 10 年間の賃貸契約を行った。土地の賃借が 10 年と制限されたのは、市がその間に跡地の最も有効な使用を考えるためであり、ラシパラシはあくまでも仮設的な建築であった。⁵

コッコらによる計画にはピロティ、横長の窓、陸屋根、自由な平面など、当時最先端であったインターナショナル・スタイルの要素が取り込まれている。また、材料としてラシパラシ、すなわちガラス宮殿の名前が示すようガラスが大量に使用されている。これは建築の透明性の確保を意図し、マンネルハイム通りからラシパラシの店舗が透けて見えることを意図したものだ。また機能主義が重視されると共に衛生面が強調され、日光を取り入れること、通風を確保することに対して非常に配慮された計画である。これは清掃の簡便性を重視すると共に、日光による消毒で伝染性の病気を防ぐという名目のもと当時強調された要素である。⁶

構造は鉄筋コンクリート及び煉瓦造の混構造である。一階部分は柱梁構造のため、自由な平面が確保された。外装は基本的に白漆喰によるが、一階の一部分は黄色に着色されたコンクリート外装材が使用された。内部は様々な色が使われ、鮮やかな壁画や、箔が多用された。鮮やかなネオンと、大判の板ガラスを通過する照明により、当時の新聞は「ラシパラシは夜にその最大の栄光を示す真の宮殿となる」と賞賛した。また商業施設としてフィンランド初のアイスクリームバー、大衆的なレストラン、当時最大の映画館などが入居しており、ヘルシンキの都市文化・社会・商業の発展に大きく貢献した建築である。ラシパラシの映画館には最新の音響・座席・換気に関する設備が導入された。またレストランも同様に最新の設備が設置され、フィンランドで最初の電気コンロが導入された厨房であった。⁷ラシパラシはドコモモフィンランドの選定建築遺産リストに含まれている。

ラシパラシはヘルシンキ市の中で最も中心部に位置しているだけでなく、当初は 10 年の土地の賃貸契約の上に仮設的建築物として計画されていたため、常に再開発の対象になりかねなかった。しかし、1990 年に保存が決定し、1995 年より用途変更を伴う修復工事が行われた。本工事はラシパラシを当初の状態に修復し、映画・メディアアート、情報技術の実用と普及のための施設として再整備することが目的であった。⁸修理の基本方針は当初

⁵ Hilikka Högström, ed. "Lasipalatsi" Lasipalatsi Media Centre Ltd. 1999

⁶ Ibid Högström

⁷ Ibid Högström

⁸ Pia Ilonen "Kaleidoskooppi Lasipalatsin restauroinnin suunnittelu- ja toteutusprosessin koko kuva" Suunnittelupohjainen lisensiaatintyö, TKK arkkitehtiosasto 2004

復原であり材料の真正性より形態の真実性が重視された。⁹

ラシパラシ映像メディアセンターのため、1997年、欧州連合の政策執行機関である EC 欧州委員会より 270 万 ECU (≒4.4 億円) が補助金として与えられた。そのほかに、この修復事業は European Regional Development Fund における Urban Pilot Project としても補助金を受けた。

建築当時のラシパラシの目玉の一つであったレストランは1950年にマンネルハイム通りを挟んだ向かい側の商業施設に、より大きなレストランが開業したことを受け閉鎖されていたが、今回の修復再整備事業にあたり再建されることになった。そのための設備更新のため、当初の柱を取り壊し、その内部に設備用のパイプなどを通したのち、同様の寸法で再建するなど大規模な改修が行われた。竣工当時のレストランは、二階長手方向全面を占めていたが、レストランと今回の工事で新規に建設される図書館（修復当時・現在は就労支援センター）および映画館の空間を分断するために、ガラスとスチールフレームによる間仕切りが新設された。¹⁰ ラシパラシの特徴の一つであるパームハウスと映画館のホワイエの大硝子窓などは当初のディティールではフィンランドの厳しい気候には耐寒性が十分ではなく、窓は冷たさを透過してしまっていた。そのため、修復時には、二重の真空ガラスが用いられサッシもそれに適合するように作りかえられたが、窓の割り付けは当初の状態に従ったものである。¹¹ (図6) 数回の用途変更や店舗等の入れ替わりに伴う平面の変更も当初の状態により近く修復されることになった。(図7、図8) そのため、チケット売り場から映画館に通るアクセスなどは当初の状態に修復された。これらの平面計画や動線は当初のドローイングなどを参照して決定された。ファサードのネオンサイン、ゴム床のパターン、メインロビーの壁画、スチール製家具などは竣工当時の白黒写真などを参考資料として修復設計がなされた。当初より残る家具は、映画館Bio Rexの照明器具のみで、それ以外は写真などから再建された。¹²現在の用途に必要な新しい換気設備や電気配線、通信回線などの導入に伴う問題は、二重天井にしたり、柱の内部を通したりすることで解決した。竣工当時の白い建築に輝くネオン、というファサードを守るため修復前の統一性のない広告や、窓を全面塞ぐような広告は、持ち主であるLasipalatsi Oyとテナントの間の賃貸契約により禁止された。また、店舗表示のネオンなどは修復時に作成したコードに従うよう規定された。しかし、これは都市計画や法律等による拘束ではなく、あくまでも貸主と店子

⁹ インタビューより

¹⁰ Ibid, Ilonen

¹¹ Ibid, Ilonen

¹² インタビューより

間の契約である。¹³

5-3. プレファブリケーションパネル①：ウィーギーハウス

プレファブリケーションによる建築は、近代における工業生産と密接にかかわっている。プレファブリケーションは柱や床、壁などのそれぞれの部材を工場において生産するもので、従来の建築遺産の修復のように損傷個所のみを交換することが非常に難しい。フィンランドにおいては、現場打ちコンクリートが凍結してしまうため、冬季に建設工事を行うことが難しいことから、戦後プレファブリケーション工法が非常に発達した。現在は初期のプレファブリケーションによる建築が保護の対象となっている。本項で取り上げるウィーギーハウスは、ヘルシンキ市に隣接するエスポー市の代表的な中心市街地タピオラにあるエキシビジョンセンターである。(図9)

建築当初は印刷工場として職住隣接をうたったニュータウンであるタピオラにおける一要素として位置づけられていたが、現在の環境への配慮や会社の統廃合などで工場が閉鎖されたのち、エスポー市に寄贈された。現代美術コレクションを収蔵するための施設が必要となったため、保存活用のための工事がなされた。ウィーギーハウスもドコモモフィンランドの選定建物である。

設計はアルノ・ルースヴオリ (Aarno Ruusvuori 1925-1992) による。またこれはフィンランドにおける1960年代の構成主義建築を象徴するルースヴオリの代表作である。また、ポルタニア同様、最初期のプレファブリケーションによりすべてが建設された建築でありフィンランドにおける建築技術の発展の上でも非常に重要な遺産である。

ウィーギーハウスの建築は、印刷工場という性質のため均一な採光が得られるように配慮がされ、時間による変化が少なく安定した採光が得られ、直射日光も防ぐことのできる北側に大きなプレファブリケーションによる窓が設けられている。また、工場の機械や製造ラインが年とともに変化することが想定されたため換気やその他の設備はまとめられている。また、工期の短縮と必要に応じて追加できるようにすべての部分が規格化された。また、外壁パネルはポルタニア同様外装タイル、断熱材、内装下地までが一体化して作られた。ほぼすべての要素がプレファブリケーションにより建設された。¹⁴ 内装は一階の天井は日光を反射し光を有効利用するために、アルミペイントが使われ、床は光沢のあるビニール床で均一な光を維持することに配慮がされた。(図10、11)¹⁵

¹³ Ibid, Ilonen

¹⁴ Ruusuvuori, Aarno "Kirjapaino" ,Arkkitehti-lehti, pp126-130, No7-8, 1964

¹⁵ Nordman, Johanna "Muunneltavuus, laajennettavuus, siirrettävyys - Uudemman

ルースヴオリが計画において重視したのは、印刷の工程を阻害しない自由な空間を確保することであった。最少の構造材、間仕切壁の可動性、直射日光の回避、および安定した採光が重視された。設計はユニット構造により、まず基本ユニットとして27m×27mの二階建ての単純なRC造のユニットをデザインした。一階部分は9m×9mに区切られ、それぞれの隅に建てられた16本の柱により3m四方の天井を支持する。27mユニットの中央には直径3mのコンクリート柱が地下より天井をつきぬけて塔状に立ち、二階の天井を吊る。(図12、13) このコンクリート柱の内部には換気システムが通っており、地下に設置されたプラントにより換気が行われる。¹⁶ 工場はユニットを繰り返して構成され、ルースヴオリにより計画された当初の建築フェーズは基本ユニット4つ、54m×54mのまとまりを一区切り、一工期とし、それを四回繰り返すことで工場全体を構築するものであった。最初の2フェーズ(第1フェーズ:1964年竣工、第2フェーズ:1966年竣工)はルースヴオリによる計画通りに建築された。1970年代になりルースヴオリに第3フェーズの設計が依頼されたものの、経済的な理由により実現されず、当初のユニット式による計画も採用されなかった。第3フェーズ(1974年竣工)を設計したのはエンジニアのBertel Ekengrenである。¹⁷

印刷工場としての機能は1990年代に停止した。その後はスポーツジムなどの用途として民間に貸し出され使われていた。内部の用途変更がしばしば行われ、また工場の稼働中も内装の変更が行われてきたため、修復工事の際には当初からのインテリアはほとんど残っていなかった¹⁸。2001年に所有者がエスポー市へと移り、展示施設へと用途変更されることとなった。修復工事及び用途変更における設計はTimo Airasが行い、工事は2004年から2005年にかけて行われた。ウィーギーハウスはエスポー市のローカルプランにより保護の対象であり、特に保存すべき対象であるとされたのはファサード、屋上、構造材、らせん状の非常階段、および二階の工場であった空間である。¹⁹

この修復に関しては、考古局(Museovirasto/National Board of Antiquities)が計画委員会に対して修復についての助言を行った。第一回目の会議において、考古局は当初のユニット式の規則を守ることが重要な利益になることだと表明した。建築許可の段階になる

arkkitehtuurin restauroinnista” Museovirasto Rakennushistorian osasto Aikakauskirja 1. 2005.

¹⁶ Ruusuvuori, Aarno ” Kirjapaino” , Arkkitehti-lehti, pp126-130, No7-8, 1964

¹⁷ Nordman, Johanna “Muunneltavuus, laajennettavuus, siirrettävyys – Uudemman arkkitehtuurin restauroinnista” Museovirasto Rakennushistorian osasto Aikakauskirja 1. 2005.

¹⁸ <http://www.weegee.fi>

¹⁹ Nordman, op.cit

と考古局はモジュール、特に窓の寸法が重要であると強調した。²⁰

修復設計における問題はコンクリートの劣化、窓と設備の更新に関するものであった。ウィーギーハウスの特徴的なプレファブコンクリートは最初期に作られたものであり、劣化が著しかった。また、プレファブのゴム目地が紫外線及び寒さによる劣化が進行し、非常に悪い状態であった。当初は断熱性を高める後付材をパネルの内外に付加することにより当初の歴史的なプレファブリケーションパネルを維持することが検討された。しかし、外壁の一体性とエルヴィのユニット式という設計意図とプロポーシヨンの保持のためパネルはすべて取り替えられることが決定した。取替え後のパネルは断熱性能の向上と凍害予防のため修復後はプレファブコンクリートの厚さを当初の200mmから450mmへと二倍以上の厚みを加えた。さらに新しい目地はUV保護加工及び断熱性が付加されたものと変更された²¹。連続窓は当初のまま保存され、窓自体だけでなく窓枠、プレファブの部分なども保存された。

修復後の用途である博物館は、温度・湿度管理などに関連して効果的な換気が必要である。当初の設備ではそれに応えることができないためおよそ2000m³の空調設備が建設された。新しいプラントは構造上の理由により地下部分に建設された。ウィーギーハウスの特徴とも言える塔は当初の用途のまま、すなわち換気の使用のために使用されることとなったものの、内部の設備自体は更新された。

エルヴィが意図したよう、生の構造をさらすことを修復のテーマとしたため、コンクリート梁の下の吊天井とプラスチックタイルの床材を取り除いた。古いホールを長いロビーと廊下とすることで、広い空間と長い眺望を得た。当初の計画の建築の目的でもある空間の可動性は工場としても有効に機能したが、それは良好な設備があつてこそ、その能力を生かすことができる。建材、特にプレファブ部分や配管などは早い段階で劣化したため、交換され当初のスケールや取り合いといった細かなディテールを失っていたが2004年の修理ではそれらの当初の状態への再建も含まれた。²²

現在では、ウィーギーハウスはエキシビジョンセンターとして、エスポー近代美術館、エスポー市博物館、フィンランド時計博物館、フィンランド玩具博物館、およびヘリナ・ラウタヴァーラ博物館の5つの博物館が常設されている。更にエスポー市都市文化局、エスポー美術学校、ギャラリーやカフェ、ミュージアムショップなど様々な施設がこの建物の中に建設された。市街地の総合的なアートセンターとして活用されている。(図14、15)

²⁰ Ibid

²¹ Ibid

²² Ibid

5-4. プレファブリケーション②：ポルタニア

建設当時は最新であった設備も、経年劣化は免れない。二十世紀建築遺産の修復において、それら「最新」設備の取扱いは問題となることが多い。それは、設備において劣化した部品（または全体）が現在ではすでに生産が終了していたり、それを作り出す機械がなかったり、あるいは設備を生産していた会社が現存しないなど、修復が行えないこともあるためである。また、修復したとしても用途によっては現在必要とされる熱量あるいは換気量が確保できないために交換がやむをえない場合もある。そういった場合、設備が躯体と密接している二十世紀建築遺産では構造体に損傷を与えることも多く、解決が困難になる場合がある。ポルタニアは、最初期のものであるという歴史的なプレファブリケーションパネルが現代的な断熱性能・換気性能に対して劣っており、全くの交換が検討されたが、要求された熱量を確保するための設備の導入に際し、その劣った性能が必要とされ結果的に当初のパネルを維持できたという稀なアプローチがとられた例である。

ポルタニア Porthania はヘルシンキ中心部にあるヘルシンキ大学法学部の研究棟である。ヘルシンキ大学の中央キャンパスの一部として1957年に完成した。(図16) 設計したのはアーネ・エルヴィ(Aarne Ervi 1910-1977)であり彼の代表作の一つである。ポルタニアもドコモフィンランドの選定した建築リストに含まれており、1950年代のフィンランド建築を代表する建築遺産である。

ポルタニアの平面は、四つの空間すなわち講義室・研究棟・書庫・サービス施設に分解することができる。講義室は最大で1500人まで収容することが可能で、外来者が階段を使わなくて良いように主入口と同階に講義室への入り口がある。大学における研究が移り変わると共に研究室の広さや用途が変化するため、あらかじめ空間の可動性が平面の考慮に入れられている。そのために研究棟においては間仕切り壁が取り払えるように中間の柱がないことが特徴の一つとして上げられる。(図20、21)²³ 工法は工期の短縮のためと、都市の中心であり周囲に建物がよくある小さな敷地のためにプレファブリケーションが導入された。(図18) しかし政府による建設資金は少額ずつ長期(7年)にわたって与えられたため前者の配慮は無益であった。このプレファブリケーションによる建設はフィンランド国内において最初期の建築例である。

修復設計においては、素材の真实性を保つことより、エルヴィの設計意図を尊重し、当初の形態・空間構成を維持することが優先された。しかし、修復事業のきっかけは設備や業務の現代的仕様への更新が必要になったことと、ファサードの劣化による断熱性の低下、

²³ Ervi, Aarne “Porthania Helsingin yliopiston instituuttirakennus. Arkkitehti-lehti No.1.1960 pp20—26

講義室等において必要な換気の確保、床暖房設備の劣化および衛生の改善の必要性のためである。²⁴ 修復においては、これら設備や仕様における問題の解決が優先されたが、ポルタニアの特徴的な建築空間である講義室と廊下は、空間性が損なわれかねない工事からは隔離され、エルヴィの設計意図・精神性が確保されるよう配慮された。現存していた当初の家具や照明器具などは取り外され、記録作成および必要な修理がされた後、以前の場所に戻された。

ポルタニアの外壁は、プレファブリケーションで建設されたため、外壁タイル・断熱材・内装下地があらかじめ接着されたパネルによるものであった。そのため、劣化したファサードを修復することは、外壁を丸ごと取り換えることと等しい行為であった。フィンランドでも最初期のプレファブリケーションによる建築のため、その歴史性および資料性を考慮し、考古局は「取り換え」により生じる真実性と継続的使用に関する問題に対して1999年に「エルヴィによる技術的な解決と当初の素材は保存されるべき特徴である」と声明を出した。²⁵

ポルタニアの外装材が抱えていた問題は、表面外装タイルパネルの劣化に加え、内部の断熱性能が現代の基準にそぐわないという設備的な面もあった。この問題の解決のためには特別に外気を必要とする暖房機器を導入することで、致命的な問題であるファサードパネルの交換は免れることができた。(図22) 外壁タイルは当初のパネルのまま維持され、修復としては高圧洗浄の後、剥落・劣化部分に目地やタイル割りが同様のパッチがあてられた。また、重要なディテールの一つである、ガラスブロックによる仕切り壁は自重のためクラックが多く発生し、構造的に危険な状態にあった。そのため、この仕切り壁はすべて除去され、新しい、より耐荷重に強いガラスブロックが再建された。(図19)

現在に基準に必要な換気量の確保のためのプラントも同様に必要となった。修復前に検討された設置箇所は、講義室の天窗が設けられ、かつ他の棟と結ぶ渡り廊下のある非常に建築的に特徴のある中庭であった。そのため、ポルタニアの建築には支障がないよう配慮した結果、隣接する棟の屋上に建設されることとなった。(図17)

5-5. 国際協力：ヴィープリの図書館

近代以降、世界的な交通が発達すると、一人の建築家が他国あるいは他の大陸において建築作品を残すということも多くなった。このようなとき、建築家の残したアーカイヴなどが修復において非常に重要になる。二十世紀建築遺産の有する特性の一つとして、その

²⁴ Nurmela へのインタビューより

²⁵ Nordman, Op.cit

設計意図が明確にわかる設計図書が現存していること、また記事、論文やインタビュー等で建築家自身のその建築に対する考えが明らかにされていることが多いことがあげられる。そのため建築家の死後それらはアーカイブとして保存され、現在および今後必要となる修復設計を行う際の基本図書となることが多い。

本項で取り扱うヴィープリ市立図書館は、アールトの初期の作品でありながら代表作といえる存在であり、建築家として世界に知られるきっかけとなった作品の一つである。図書館にはいくつか設計案があり、設計競技の入選案である、1927年の古典主義のモチーフを有した案では建築されず、1933年に新しく設計され直した機能主義による案で建築された。完成は1935年である。(図24) この図書館のあるヴィープリは第二次世界大戦のためフィンランドからロシアに割譲された地方にあり、図書館の修復工事の初期段階においてフィンランド政府も積極的な支援を行った国際協力の例である。

この図書館は、第二次世界大戦中の砲火で完全に破壊されたと思われていた²⁶。しかし実際の戦場はここより少し離れた場所であったため、戦争によるダメージは軽微である。戦後10年のあいだ放置された結果、家具・建具、その他の設備が略奪されたことによる被害のほうが大であった。²⁷1954年にヴィープリ市当局はこの図書館の修復を決定し、1955年に工事が開始された。この工事期間中、市当局はフィンランドからアールトによる設計図書の写しや、天窓に使用するための丸ガラス、空調機器の交換部品のなどが入手できるようモスクワにある文化省に要請したものの許可が下りず、当時現地で手に入れることのできる限りの材料と範囲で修理が行われた。オリジナルの図書館の窓に合う板ガラスが当時ソビエト連邦下では生産されていなかったため、20センチほど、講義室の窓は低められたことで、50年代に行われた修復後の図書館のファサードの比例や、材料は当初のもの大いに異なる。²⁸

冷戦後、ヴィープリ市立図書館が現存していることが世界に明らかにされ、1992年の春に、アールト学会とフィンランド環境省による図書館を救うための国際キャンペーンが開始された。そしてE・アールトとフィンランド環境省の主導の下、修復のためのフィンランド＝ロシア委員会が設置され、事業のための基金設立が開始された。この修復委員会では、フィンランド人が計画を立て、ロシア側が労働者と材料を提供するという合意形成が

²⁶ ヴィープリ図書館は、最初の芬露戦で損傷を受け、続く戦闘でほとんど破壊されてしまった、という記述がある。S.ギーディオン 太田實訳:『新版 空間時間建築2』,丸善,1977

²⁷) The Finnish Committee for the Restoration of Viipuri Library” Alvar Aalto Library in Vyborg Saving a Modern Masterpiece” Rakennustieto Publishing, 2009

²⁸ Kravchenko, Segei “Viipuri Library Ruined?” Acanthus, Museum of Finnish Architecture 1990

された。この委員会は、ロシアのみで修復に必要な資料や技術、そして十分な資金を得ることが難しいこと、ヴィープリ市立図書館がフィンランドにとっても、アールトの重要な建築遺産であり、価値が認識されていることから成立に至ったと考えられる。²⁹

ヴィープリ市立図書館で問題になっていることは、ソヴィエト連邦時代に行われた修復が、すでに再び修復を必要としていること、また、図書館が公園の中心に立っており、基礎に常に水が流れ込む状態であることである。修復事業の戦略は建物の安定と、将来の腐食を防ぎ、基本的な技術的設備を新しくすること、そして当初の建築の姿に修復することである。この修復事業が行われている間、建物は市立図書館として継続的に使われる。これらの修復設計に関して、アルヴァ・アールト財団の建築家は総合的な設計監修を行う。³⁰

修復にかかる資金集めのため、1993年に設立された INTERNATIONAL COMMITTEE OF THE FRIENDS OF THE VIIPURI LIBRARY 2000 という世界中の建築家を主とした国際支援委員会が発足し、個人や団体などによる募金活動を行っている。その他の資金集めの活動として1994年から開始されたヴィープリ市立図書館の可動展示の国際ツアーがある。この可動展示はミラノ、チューリヒ、東京、ストックホルム、シカゴ、パリ、ロンドン、レイキャビクなど各国を巡回している。また、1999年には、ゲティー財団による支援で、図書館のコンクリート構造の調査、天窓を含んだ閲覧室の屋根の修復設計、調査と実測、そして修復に携わる労働者の技能向上と教育プログラムが提供された。多くの場合、工事別に違った団体から資金が提供される。実際の工事は1995年より始まり、少しずつ修復が行われている。現在ではこの図書館のシンボルともいえる、閲覧室の天窓の修理が完了し、5月から10月までは電気による照明がいらぬほどだという。(図25)

※2003年までに完了した修復事業を以下に示す。(図23) (アールト財団より提供された資料に基づく)。

① ガラス壁 1995年

大ガラス壁はこの建築の主要な建築の特徴の一つであり、修復計画の象徴ともされた。当初のスチール枠・真鍮のヒンジが保存された他、1950年代の修復で導入されたスチール窓・建具、木枠が撤去された。当初のジョイントは前回の修復で撤去されたが、修復された。この工事の資金は Action Viipuri Switzerland とフィンランド環境省より提供された。

② 講義室天井 1998年

講義室の波型の天井は図書館の最も興味深い建築要素の一つである。当初の天井は

²⁹ 修理委員会へのインタビューより

³⁰ 修理委員会へのインタビューより

戦後破壊され、1950年代の修復では古い写真と壁の側面の痕跡によって再建された。この際の使用された木材が貧弱であったため、再修復が検討されていた。2000年の秋に、フィンランドで当初の天井の模型が発見され、これに従って再建が計画された。工事は現在も進行中で、個人や団体などで、天井の木材を寄付することができる。2009年に天井の工事が完了した。(図 26)

③屋根 1999-2003 年

図書館はすべて陸屋根である。オリジナルの構造はコンクリートスラブに断熱材とモルタル仕上げであった。雨水は内部のパイプを通り庇近くの排水溝から出される。この事業はいくつかの段階に分けられ、最初の修復は講義室棟の屋根であった。講義室棟の屋根は当初、スチール手すり付きのテラスとして機能していた。1950年代の修復ではモルタルと断熱材が除去され、新しい断熱材とアスファルトの層が重ねられ、手すりの補強のためレンガが追加されていた。腐食したアスファルトと断熱材の層は除去、当初の内部の雨水パイプは洗浄され、新しい耐酸のスチールパイプが導入された。当初の屋根スラブの勾配が改善され、防水層とプラスチックの断熱材が耐霜のために用いられ、庇は銅板で覆われた。スチール手すりは屋根の他の部分の修理の終了後に再設置される。講義室の屋根の修復はフィンランド環境省・教育省、そしてイタリアの *Comitato Italiano Aalto Viipuri*、およびゲティー財団補助金事業からの資金提供による。

貸出閲覧室の屋根は、アールトの建築の中で初めて多くの天窓を自然採光の手段として用いた部分である。図書館には全てで 58 の天窓がある。当初の天窓は鋳型ガラスによる仕組みであったが、1950年代の修復ではプラスチックに変更された。屋根の修復は講義室棟と同様の手法を用いて行われた。2001-2003年の修復は天窓の当初の形態への再建も目的としている。しかし、近代的なガラスが当初の荒い鋳型ガラスの代わりに使用され、新しい窓枠が天窓に熱効率の向上のため導入された。この修復は、**Robert Wilson Challenge to Conserve Our Heritage** からの資金提供で行われた。

④雑誌室の入口ドア 2000-2001 年

雑誌室の入口ドアは唯一残存しているオリジナルのドアだが、真鍮と木のハンドル部分は失われている。ドアは錆びて腐食し、使用されていなかったが、可能な限り真正的に保存された。フレーム下部は改修されるが、当初の蝶番二つは保存される。ハンドルは当初のデザイン、古い写真、そしてパイミオ結核療養所に使われたハンドルと比較して修復された。この事業はレニングラード州文化委員会からの財源によった。

⑤貸出室ホールのテラスの階段 2001 年

この階段は当初、プレハブの鉄筋コンクリートの片持ち梁により構成されていたが、コンクリートは腐食し、内部の鉄筋が錆び、耐荷重能力は失われた。修復において、炭酸塩化したコンクリートと腐食した鉄筋は取り除かれ、新しい補強とコンクリートが打たれた。一段は完全に、何段かは部分的な保存がされた。まったく錆びた当初のスチール手すりは当初の形態に従った新しいものと交換された。この修復は **The Foundation for Swedish Culture in Finland** からの財源によった。

⑥講義室の窓 2001-2003 年

前回の修理で講義室の窓の高さは、20 センチほど引き下げられた。コンクリート梁の高さは三つのレンガの高さ分増加し、当初のスチール枠の垂直要素は切除され、隅は漆喰が塗られた。庇も高くされたため北立面の比例は完全に変更された。今回の工事で窓の下で荷重を受けるコンクリート梁は当初の高さに修復され、隅の細部は再建された。錆びたスチール枠を更新することが必要であった。換気口の網は当初の写真を基に再建された。当初の手すりの高さが戻り、現在北立面は当初の優雅な比例を再獲得した。この修復工事はロシア文化省と、レニングラード州文化委員会からの財源による。

以上あげたものの他、この修復のためのフィンランド＝ロシア委員会は 2000 年以降から 2010 年にかけての修復事業計画が発表されている。2006 年に講義室と、表面下の排水口、地下水と地表の水の井戸や、公園の周囲環境の測量が計画されている。2007 年は子供図書館の窓、入り口ホール、カフェ、そして外壁、主玄関と正面ドアの石造部分、電気設備及び換気が計画されている。2008 年には閲覧室の内装、地下の書庫、2009 年には、貸し出しホールの内装、事務所の階段とガラスの壁、2010 年には、子供図書館と西の階段、そして事務所の部屋と廊下が予定されている³¹。

ヴィープリ市立図書館はロシア政府によって 1995 年に“federal monuments”に登録された。

5-6. 小結

フィンランディアホールの修復に関する一連の議論では、二十世紀建築遺産がただの市の施設から、記念物へと扱いが変化し、それとともに、真実性を保証する当初の材料による修復へと方針が変更される動きを見ることができる。最後の大々的な修復よりおよそ 10

³¹ 参考 URL ヴィープリ市立図書館修復のためのフィンランド＝ロシア委員会 <http://www.arvaraalto.fi/viipuri> (参照 2010-9-19)

年が経過し、外装材は再び交換が必要になるが、すでに一度設計者の意図する材料で修復が行われたため、今後の混乱は少なくなると考えられる。物流が発達し、また他国の建築材料を用意に輸入できるようになったことも二十世紀建築遺産の特徴の一つと言える。問題があることが明らかでありながらも、建築家の意図を優先したフィンランディアホールは、二十世紀建築遺産における材料の真実性のありかたを表現する重要な事例であるといえる。

二十世紀建築遺産は、繰り返しになるが建築家による当初の計画意図が明らかである設計図書が残っていることが特徴の一つとしてあげられる。そのため当初の形態及びディテール、割り付けを再現することも可能である。現代の用途及び基準に適合し、修復後も使用されていくために必要な設備を導入することが求められることが多い修復では、導入後の形態について配慮することが必要であり、当初復原が同時になされることがある。それがすなわち、ラシパラシの事例である。ラシパラシは当初の外観を重視した修復が行われ、当初の材料にはまったくこだわらず新しい材料により再建が行われた。

同様に、ウィーギーハウスにおける当初の外壁材を完全に取り払い断熱性能を向上させたことは材料の真正性より、建築家による設計意図・工法的な意図を優先させた事例である。たとえ初期のプレファブリケーションパネルであり、歴史的な価値があっても、それに断熱材を付与することは、一体的な施工、及びミニマルな構造を目指したルースヴオリの設計意図を傷つけることだと認識されたためである。

ポルタニアの修復は材料の維持と更新すべき設備のそれぞれの要求が一致したものであり非常にまれな例である。これは、修復設計にかかわった建築家や設備技術者らが有していた最新の設備や選択肢に関する情報が適切であったために、当初の歴史的プレファブリケーションのパネルを維持することが出来たものである。

ヴィープリの図書館は修復事例としては、部分部分に細切れな工事が行われている以外は、従来の建築遺産の保存修理工事とさほど異なる点はない。しかし技術協力及び資金供出、研修やその他の取組は稀有であり、今後はこのような二国間、あるいは多国間による二十世紀建築遺産の修復工事が増加すると見込まれることから、非常に重要な事例である。

本章で取り上げた事例はそれぞれ目標とする建築の修復後のあり方があり、それを達成するために様々なアプローチがとられてきた。それらの修復設計を行った建築家らをサポートする体制が、それぞれの工事で取られていることが良い結果に繋がったといえる。

第六章 結論

まとめは各章の小結において行った。第六章の結論においてはそのまとめからフィンランドの二十世紀建築遺産保護に関する全体的な考察を行う。

現在 20 世紀建築遺産保護に関しては遺産としての価値が認められ、保存のための様々な国際的な取り組みが行われてきた。現在はそれらの継続的な取り組みと深化、および活動の評価の時期に到達したといえる。様々な取り組みがなされ、また成果をあげていること、また建築遺産として重要なものとみなされそのように取り扱われていることから、国際的に二十世紀建築遺産は一つの重要な遺産分野として確立していることが明らかとなった。また、研究対象地であるフィンランドにおいても建築遺産政策にみられるよう、近代建築が重要な国家的文化・アイデンティティの一つとして位置づけられ、遺産の一分野として確立していることがわかった。さらに、国際機関等における勧告などが建築遺産政策などにおいて、準ずるべき規定として指摘されていることは、フィンランドにおける建築遺産の修復・保存・活用などで、その時節の国際的な取組・憲章・勧告などと密接に連動していることを明確に示すものであり、同国における二十世紀建築遺産保護を研究することの意義をより一層高めるものである。

フィンランドにおいては都市計画に文化遺産保護が組み込まれ、かつ二十世紀建築遺産についても考慮が払われている。ヘルシンキ市都市計画に見られるような良好な住環境の形成及び持続可能な発展に組み込まれた建築遺産保護は新しい方向性を示すものとして今後が期待できる。現在も実際に居住されているタピオラ田園都市は、都市計画における遺産保護の実際を検証できる例となる。

二十世紀建築遺産の修復においては材料、形態、設備、構造、用途など様々な面から、伝統建築以上に考慮すべき特有の問題が存在する。本論文で取り上げた事例は、1)二十世紀建築遺産の課題である建築家の意図との関連における真正性の解釈の問題から、フィンランドの気候に耐えられないことが明らかであるにもかかわらず建築家の意図を尊重してイタリア産大理石を再び修復に利用した例として、同国の国際的建築家アルヴァ・アールト設計の国家記念碑的価値を有する「フィンランディアホール」、2)これも二十世紀建築遺産に特有の課題として、長期の使用を目的とせず仮設的に建設されたが、しかし時代の特徴を伝えて保存の価値があると認定された建築の例として複合商業施設「ラシパラシ」、さらにこれも二十世紀遺産の重要な課題である工場生産すなわちプリファブリケーションされた建築部材の保存の問題から、3)タピオラの工場建築を複合文化施設に転用した「ウィーギ

ーハウス」及び4)ヘルシンキ大学研究棟「ポルタニア」、5)二十世紀建築遺産における国際協力の例として現在はロシア領内にある「ヴィープリの図書館」の5例である。プレファブ리케이션素材の保存事例2例については、「ウィーギーハウス」では機能を重視して当初の外壁パネルすべての取り換えが行われ、材料の保存よりも建築家の意図した当初のデザインに戻す工事が行われたのに対し、「ポルタニア」では当初の材料を保存すべきとの政府の声明もあり、当初のプレファブ素材を保存し、代わりに空調設備機器の設置方法などで工夫が行われた。

本研究を通じて、フィンランドにおける二十世紀建築遺産保護の全体を政府の保護制度から個別修復事例まで明らかにし、二十世紀建築遺産に国家としてどのように取り組んでいるか、またそれぞれの二十世紀建築遺産保存に共通する課題に対してこの分野の先進国としてどのように対応しているかを明らかにし、二十世紀建築遺産保存に関する研究において重要な知見を得た。

以上

主要参考文献

アルヴァ・アールト関連

- 『白い机 - 若いとき アルヴァ・アールトの青年時代と芸術思想』 ヨーラン・シルツ著
田中雅美・田中智子 共訳 鹿島出版会 1989
- 『白い机 - モダン・タイムス アルヴァ・アールトと機能主義の出会い』 ヨーラン・シルツ著
田中雅美・田中智子 共訳 鹿島出版会 1993
- 『白い机 - 円熟期 アルヴァ・アールトの栄光と憂うつ』 ヨーラン・シルツ著 田中雅美・田中智子 共訳 鹿島出版会 1998
- 『アルヴァ・アールト』武藤章 1969 SD 選書
- 『新版 空間時間建築 2』S.ギーディオン 太田實訳 1977

フィンランド史

- 『北欧史』 角田文衛編 山川出版社 1955 (世界各国史:6)
- 『北欧現代史』 百瀬宏著 山川出版社 1980 (世界現代史:28).
- 『物語 北欧の歴史』 武田龍夫 中公新書 1993

フィンランド建築史

- 『現代フィンランドデザイン』 ウルフ・ホード・アフ・セーゲルスタード 伊藤弘子訳 形象社 1972
- 『シリーズ 都市・建築・歴史 8 近代化の波及』 伊藤博之 他 2006 東京大学出版会 「ヨーロッパ周辺文化圏と近代」伊藤大介
- Architecture in the Scandinavian Countries* Marian C. Donnelly MIT Press
Cambridge,Massachusetts London,England 1992
- 800 years of Finnish Architecture* J.M. Richards Newton Abbot, Devon : David & Charles, 1978
- Suomalainen Rakennustaide* Simo Rista/Vilhelm Helander Kirjayhtymä 1989
- Architectural masterpieces of Finnish Modernism* edit. Maija Kairamo Helsinki : Suomi-Finland Ry, 2002
- Monuments and Sites Finland* ICOMOS 1999

研究対象建築遺産に関して

- 『新訂 建築学体系 6 近代建築史』 山本学治 他 昭和 43 年 彰国社
- 『近代建築史概説』 村松貞次郎 他 1996 彰国社
- 『現代建築史』ケネス・フランプトン 中村敏男訳 青土社, 2003
- Modern movements in architecture* Charles Jencks Harmondsworth; Baltimore etc. : Penguin, 1973
- 『新建築学体系 50 歴史的建造物の保存』 伊藤延男 他 彰国社

世界遺産センター関連

Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List (UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994)

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-38-2.pdf>

<http://whc.unesco.org/en/modernheritage/>

World Heritage Papes No 5 Identification and Documentation of

Modern Heritage 2003 UNESCO World Heritage Centre

WORLD HERITAGE Challenges for the Millennium 2007 UNESCO World Heritage Centre

欧州評議会関連

RECOMMENDATION No. R (91) 13 OF THE COMMITTEE OF MINISTERS TO MEMBER STATES ON THE PROTECTION OF THE TWENTIETH-CENTURY ARCHITECTURAL HERITAGE (Adopted by the Committee of Ministers on 9 September 1991 at the 461st meeting of the Ministers' Deputies)

RECOMMENDATION 589 (1970) on the European Conference of Ministers responsible for the preservation and rehabilitation of the cultural heritage of monuments and sites

Resolution concerning the adaptation of laws and regulations to the requirements of integrated conservation of the architectural heritage (76/28)

外務省 欧州評議会概要 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>

<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=121&CM=2&DF=12/20/2007&CL=ENG> (欧州評議会 欧州建築遺産条約批准国リスト)

Convention for the Protection of the Architectural Heritage of Europe (ETS No. 121) Explanatory Report

Resolution 813 (1983) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe on contemporary architecture

Resolution No. 2 of the 2nd European Conference of Ministers responsible for the Architectural Heritage held in Granada on 3 and 4 October 1985

ICOMOS

http://www.international.icomos.org/20th_heritage/montreal_plan.htm

Dangerous liaisons. Preserving post-war modernism in city centers.

Conference,15-17 February 2001, Helsinki, Finland

フィンランドの法律データベース

FINLEX® <http://www.finlex.fi/fi/>

ヴィープリの図書館に関して

‘Aalto’s missing masterpiece’ Michael Spens *the Architectural Review* 1993.5

‘The premature ageing of a temple of Modernism’ *the Art Newspaper* no.98 1999

Preservation technology dossier 4 Wood and Modern Movement Proceedings International DOCOMOMO seminar June 3-4,1999, Dipoli Congress Center Espoo, Finland DOCOMOMO Finland

One Hundred Most Endangered Sites 2000 World Monument Watch 2000

The Finnish Committee for the Restoration of Viipuri Library “Alvar Aalto Library in Vyborg”. Rakennustieto Publishing, Helsinki, 2009

タピオラ

Building a new town : Finland's new garden city, Tapiola Heikki von Hertzen and Paul D. Spreiregen Cambridge, Mass. : MIT Press, 1971

Tapiola : life and architecture Timo Tuomi (ed.) [Helsinki] : Rakennustieto, 2003

「タピオラガーデンシティー」 西水孜郎 『駒沢地理』(1977/03)(通号 13) pp. p47～61 駒沢大学地理学会

ラシパラシ

<http://www.lasipalatsi.fi>

Lasipalatsi toim.Hilkka Högström LibrisOy 1999

謝辞

本論文は筆者が筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻博士後期課程在籍中の研究成果をまとめたものである。

同専攻教授稲葉信子先生には指導教官として熱心な指導をいただいた。ここに深謝の意を表します。また、副査である文化庁文化財部参事官（建造物担当）大和智参事官、同専攻準教授上北恭文先生には多くのアドバイスをいただいた。また、ヘルシンキ工科大学建築学科留学中のスーパーバイザーであった Aino Niskanen 教授には事例の提案や建築家の照会など、研究を進めるにあたり、非常に多くの示唆をいただいた。

フィンランドの National Board of Antiquity の Tommi Lindh 氏、Sirkkaliisa Jetsonen 氏、建築家である Pia Illonen 氏、Minna Lukander 氏、Aki Davidsson 氏、Tapani Mustonen 氏、Matti Nurmela 氏、Kari Raimoranta 氏、ヴィープリ図書館修復委員会の Maija Kairamo 氏、アールトアカデミーの Esa Laaksonen 氏、ヘルシンキ市都市計画局の Riitta Salastie 氏らには、インタビュー、資料の提供、助言など多くの協力をいただいた。

ヘルシンキ工科大学への留学にあたっては、フィンランド政府給付奨学金がなければかなわなかった。同国政府には素晴らしい機会を与えてくださったことに感謝を申し上げる。

留学中には、研究への助言だけではなく異国の地での生活を支えてくださった Jorma Lehtinen 氏および Anu Laurila 氏および子息・令嬢にも感謝を申し上げる。

研究に従事することを快く許してくださった、勤務先である株式会社文化財工学研究所の渡邊保弘所長にも感謝を申し上げる。

研究全体を支援し、長い学生生活を見守ってしてくれた両親、ありがとうございました。

第二章 図



図1 バウハウス・デッサウ校舎 全景 (2010年5月 著者撮影)



図2 バウハウス・デッサウ校舎 ガラスのカーテンウォール (2010年5月 著者撮影)

第二章 図



図3 バウハウス・デッサウ校舎内、修理工事概要の展示



図4 バウハウス・デッサウ校舎 ファサードの変遷

(出典 Monika Markgrah, ed. “Archaeology of Modernism Renovation Bauhaus Dessau “, Jovis, edition Bauhaus, 2006 以下同)

第二章 図

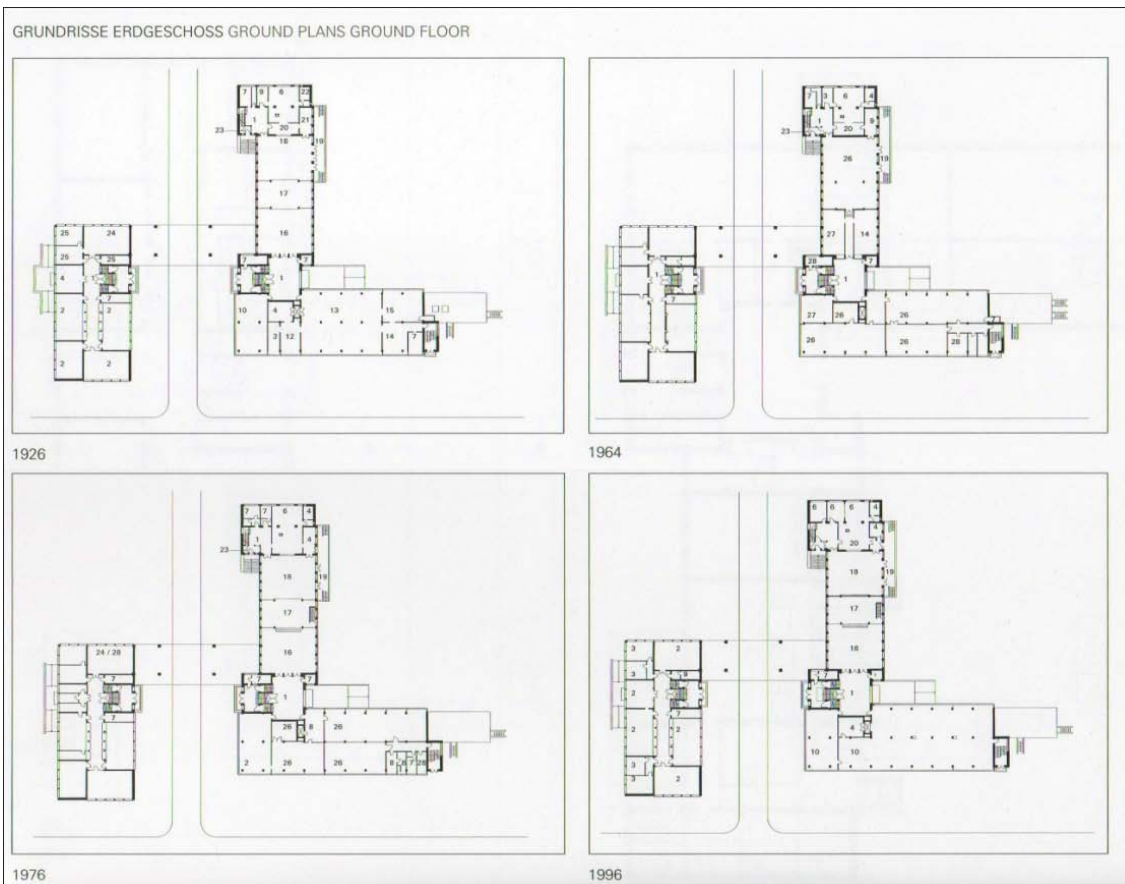


図5 バウハウス・デッサウ校舎 平面の変遷

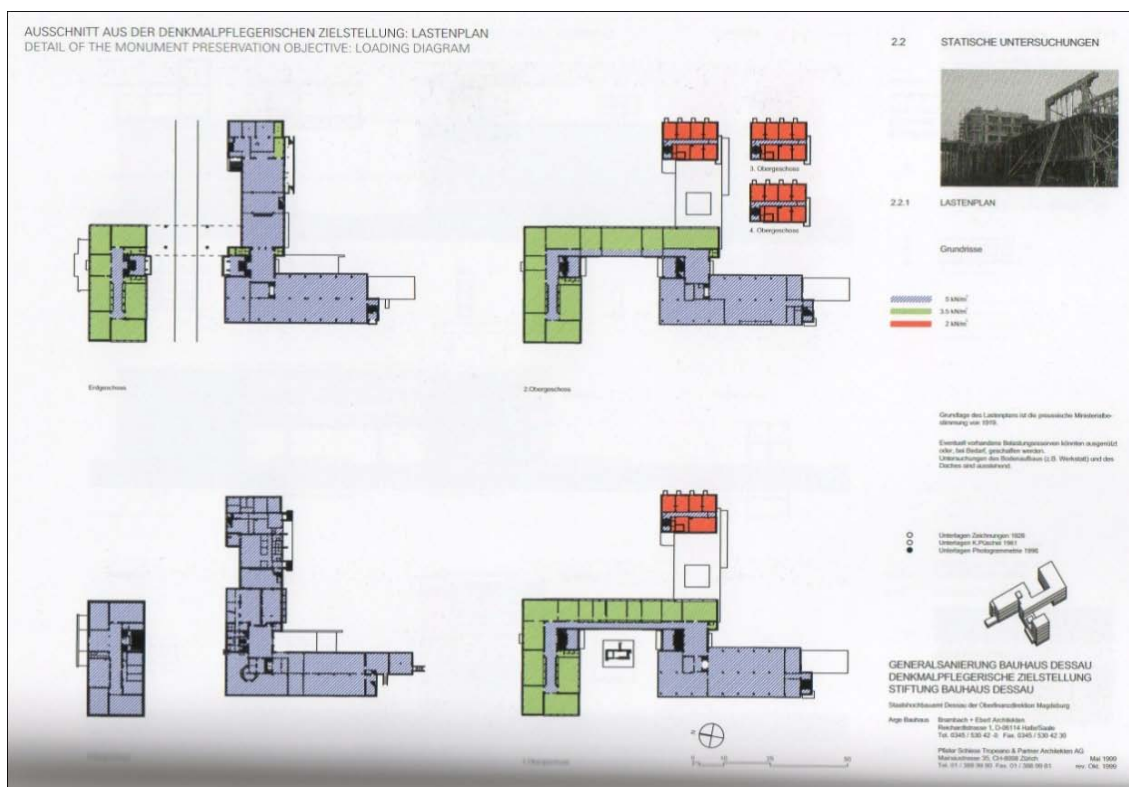


図6 デッサウ校舎 修復計画 (平面)

第二章 図

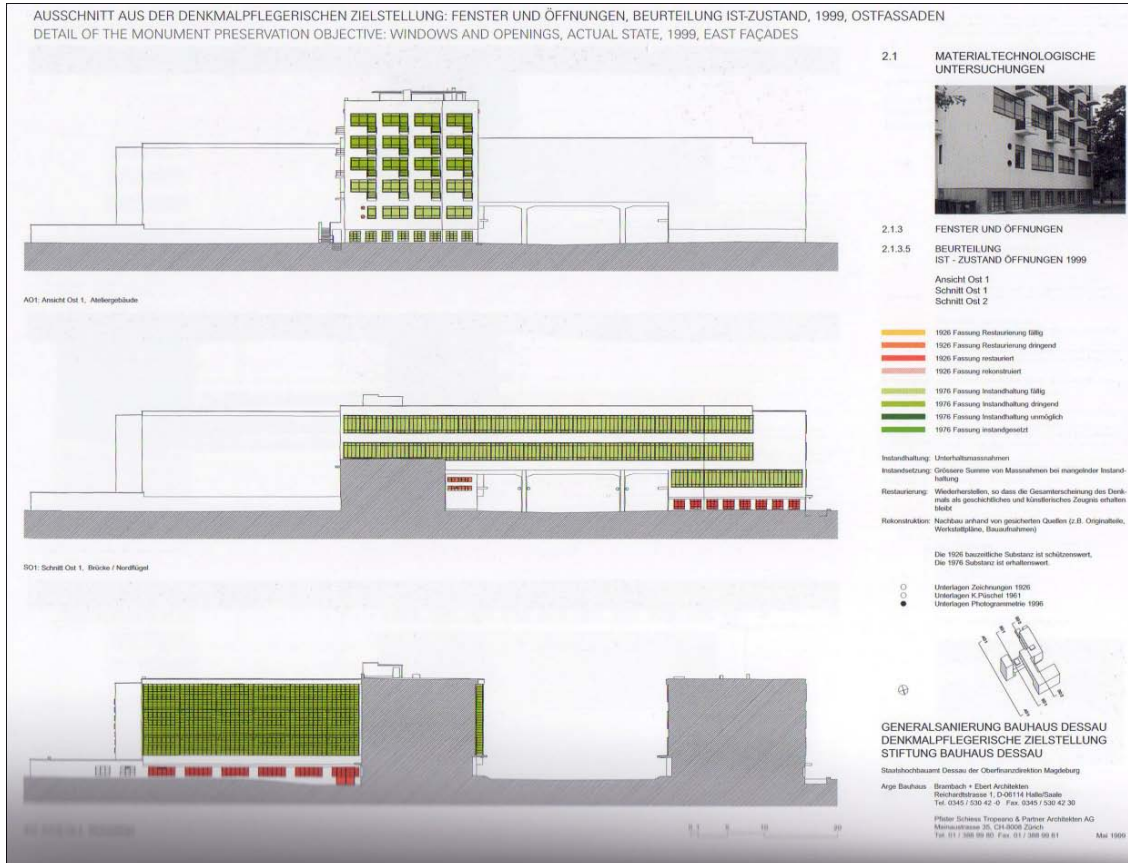


図7 デッサウ校舎 修復計画 (立面)

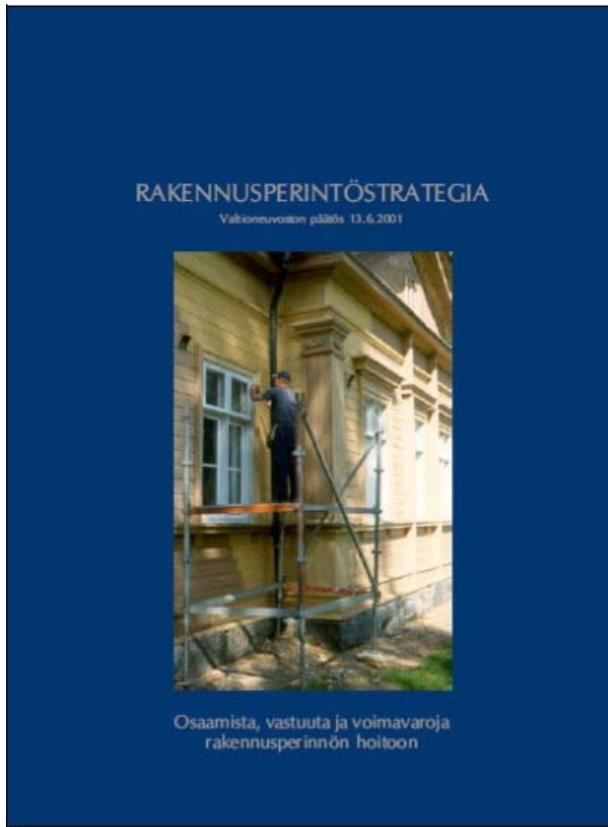


図 1 Rakennusperintöstrategia valtioneuvoston päätös 13.6.2001 表紙



図 2 1900-luvun rakennusperintö Luettelointi ja Suojelukysymys 表紙



図3 テンペリアウキオ教会内部（2009年10月著者撮影）竣工1961年



図4 スニラの工場エリアのアパート（2010年4月著者撮影）竣工1938年

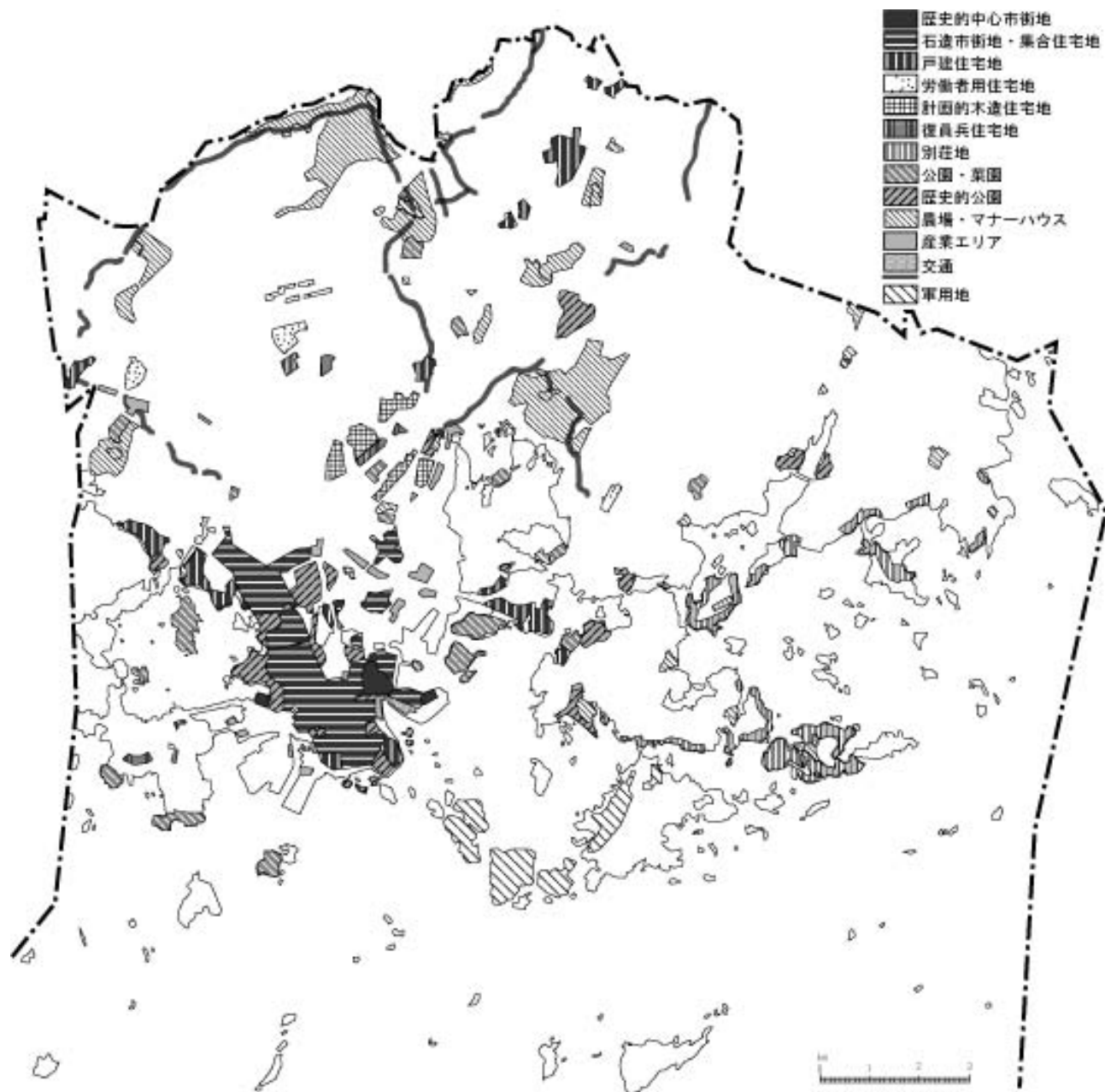


図1 Y1992 に明記された保存されるべきエリア Helsingin kaupunki, Kaupunginkanslia, yleiskaavatoimisto: Helsingin Yleiskaava 1992:Selostus, Helsingin kaupunginkanslian julkaisusarja A 1992 Kartta 12 著者トレース、一部加工

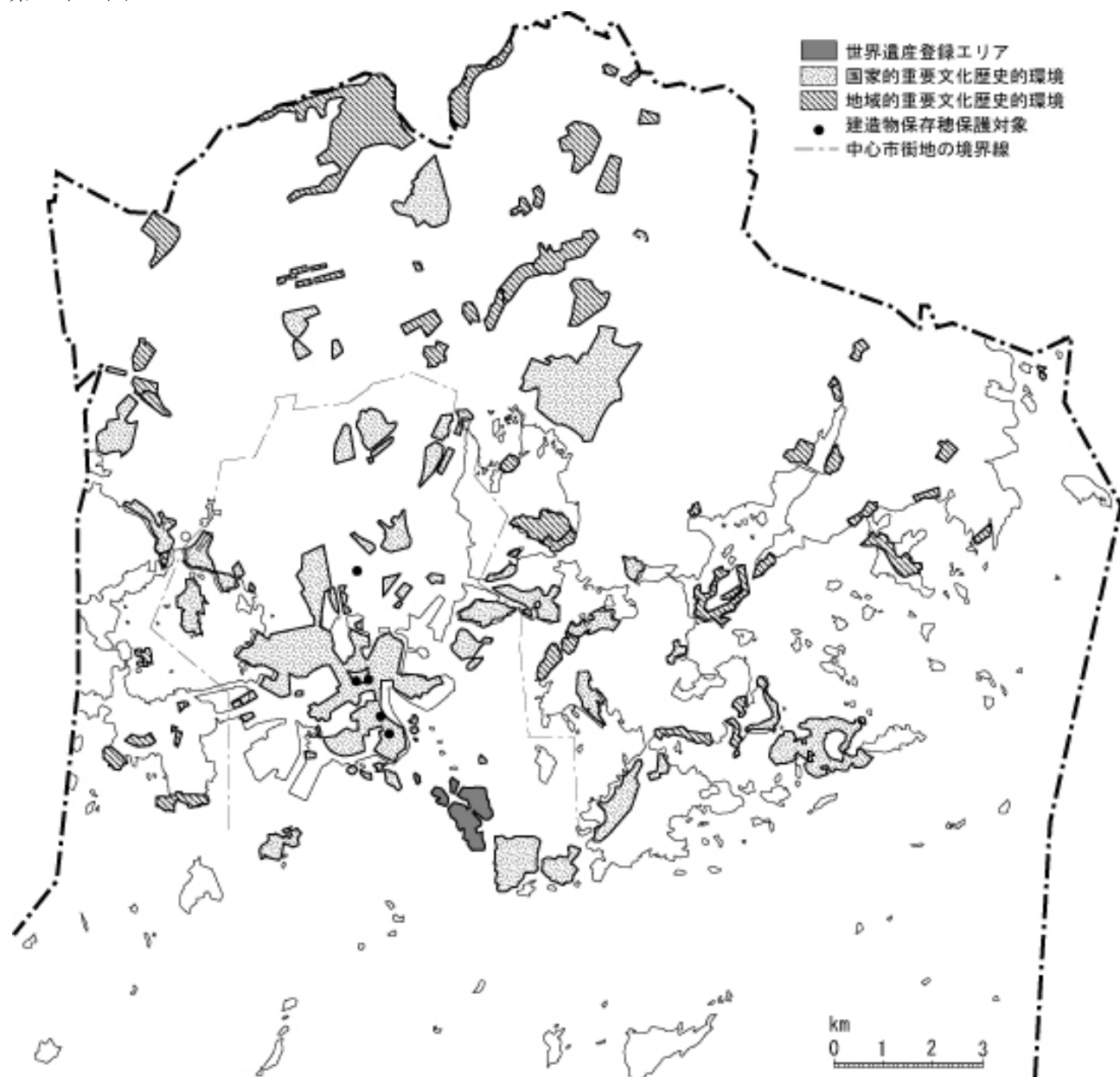


図2 Y1992における国家的・地域的に重要な文化歴史的環境 Ibid, Kartta 13 著者トレース、一部加工

第四章 図

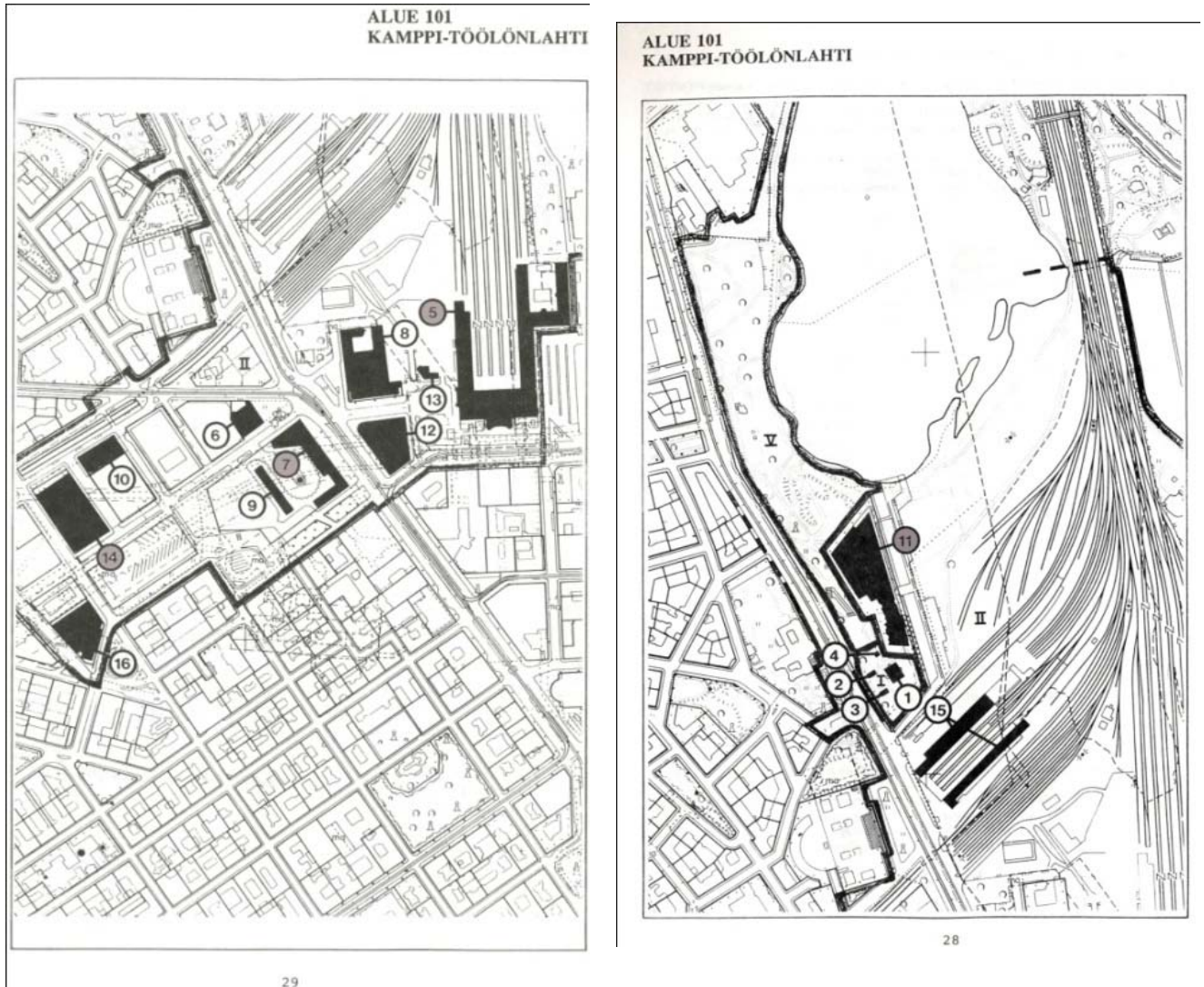


図3、4 カンピ・トーロエリアの保存対象建築物 (丸字ハッチは二十世紀建築遺産：著者による)
Helsinginkanslia, Yleiskaavatoimisto Helsingin Yleiskaava 1992: Toteuttamis- suunnitelma Liite:
Rakennussuojelu, Helsingin kaupunginkanslian julkaisusarja A 1992 pp29

第四章 図

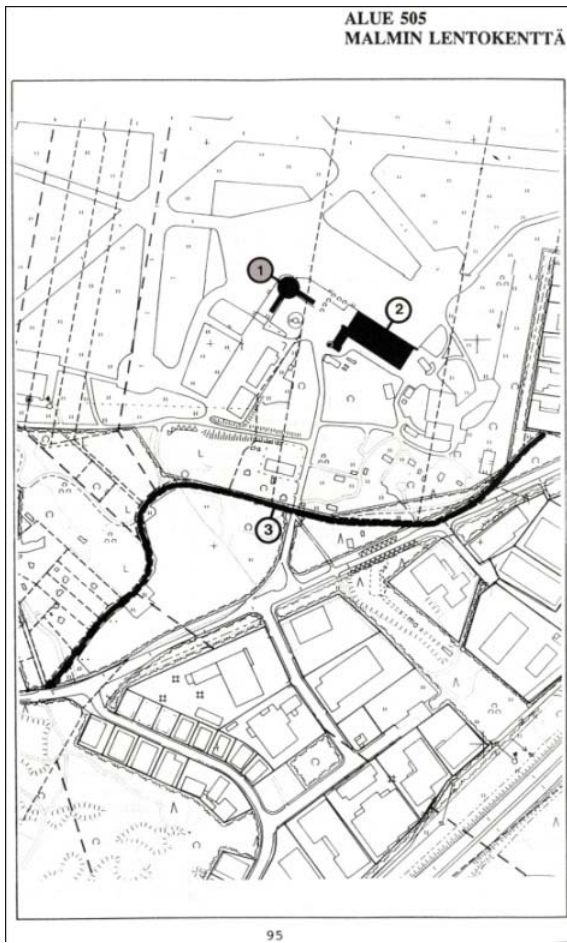


図5 マルミの飛行場エリアの保存対象建築物 ハッチ丸字が空港ターミナル Ibid, pp95



図6 マルミの飛行場ターミナル(2009年10月著者撮影)

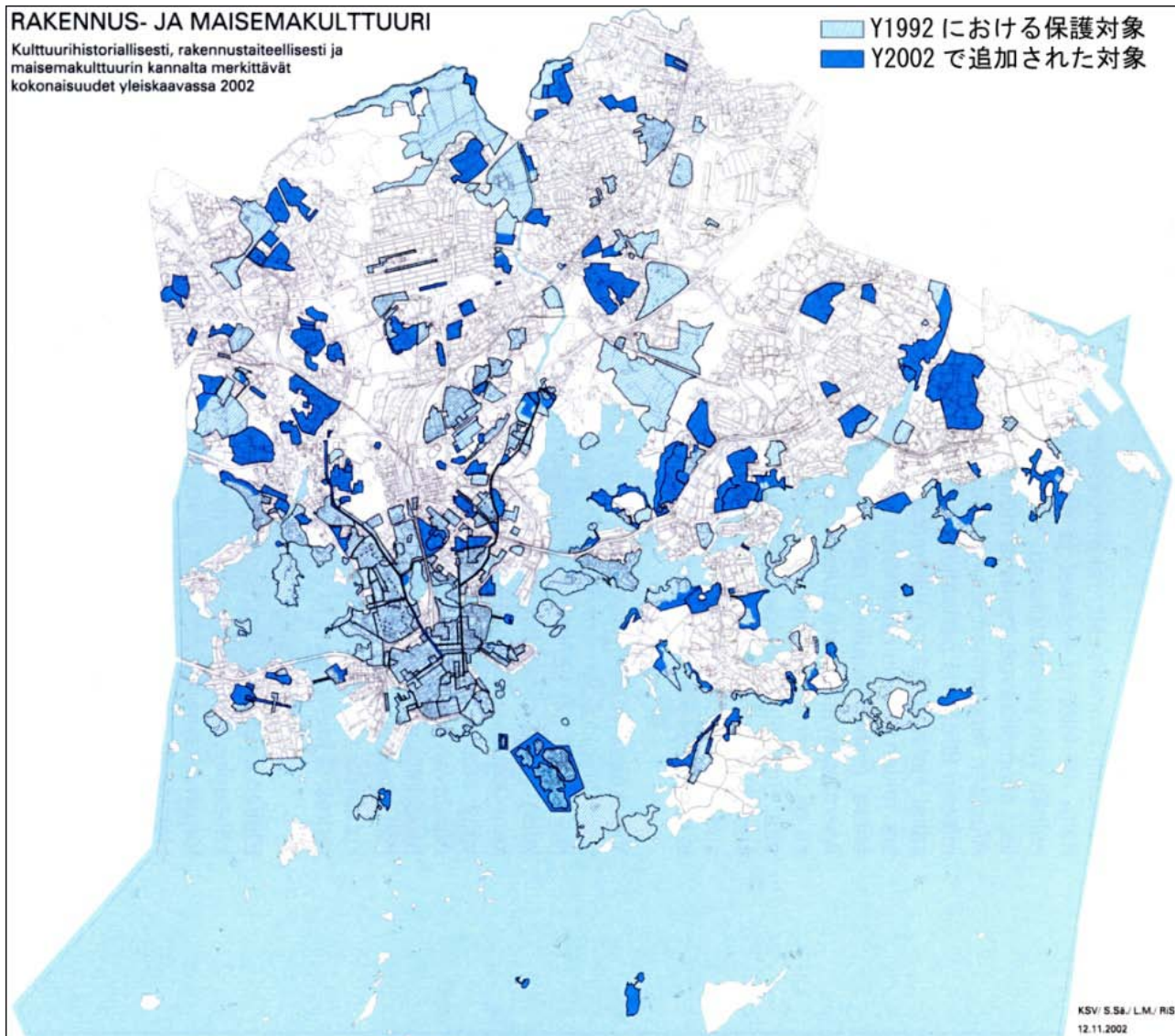


図7 Y2002 における文化歴史的・建築芸術的・景観的に重要なエリア
ヘルシンキ市都市整備局 Riita Salastie 氏提供、一部著者加工

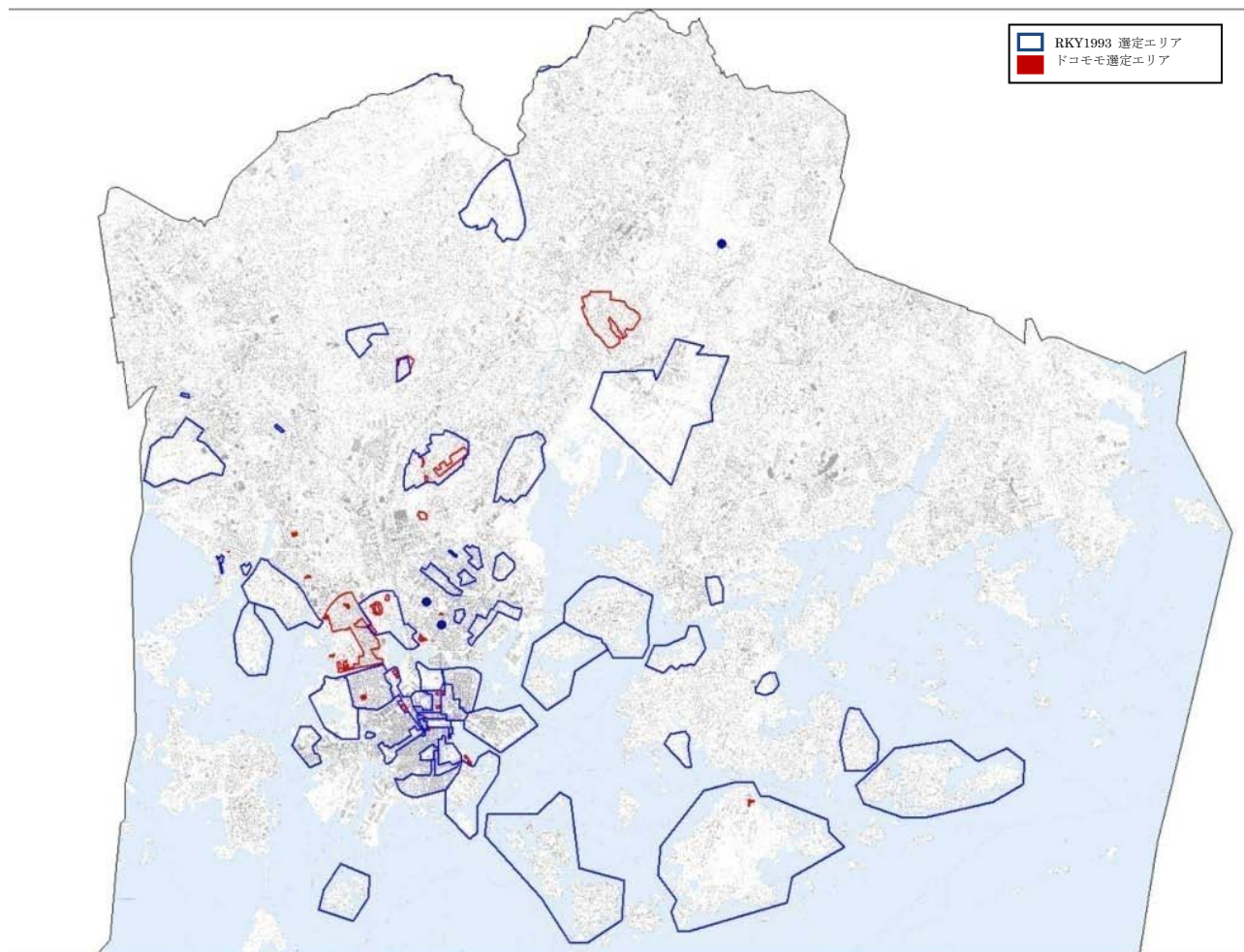


図8 ヘルシンキ市内のドコモ選定エリアおよびRKY1993選定エリア
ヘルシンキ市都市整備局 Riita Salastie 氏提供、一部著者加工

第四章 図



図9 Ketju Row House (2009年9月著者撮影)

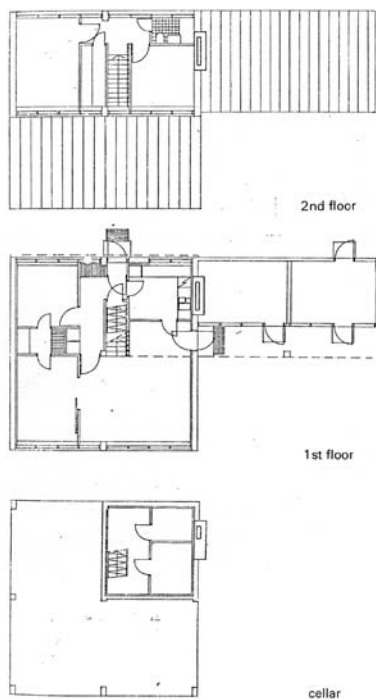


図10 Ketju Row House 平面図 (出典 Heikki von Hertzen and Paul D. Spreiregen: Building a new town: Finland's new garden city, Tapiola, Cambridge, Mass., MIT Press, 1971、以下平面図同)

第四章 图



图 1 1 Kolmirinne Apartment House (2009 年 9 月 著者 摄影)

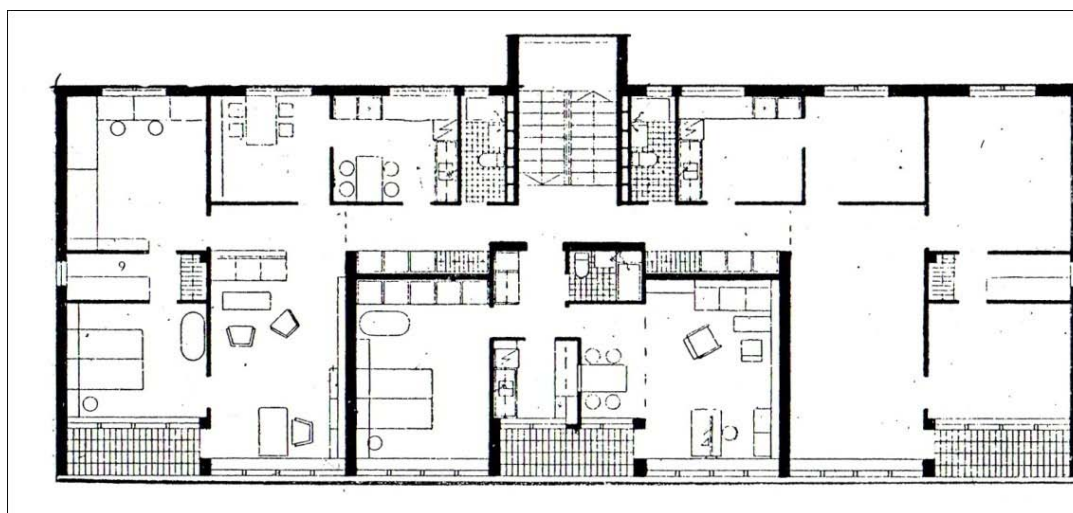


图 1 2 Kolmirinne Apartment House 平面图

第四章 图



图 13 Otsonpesä Terrace House (2009年9月著者摄影)

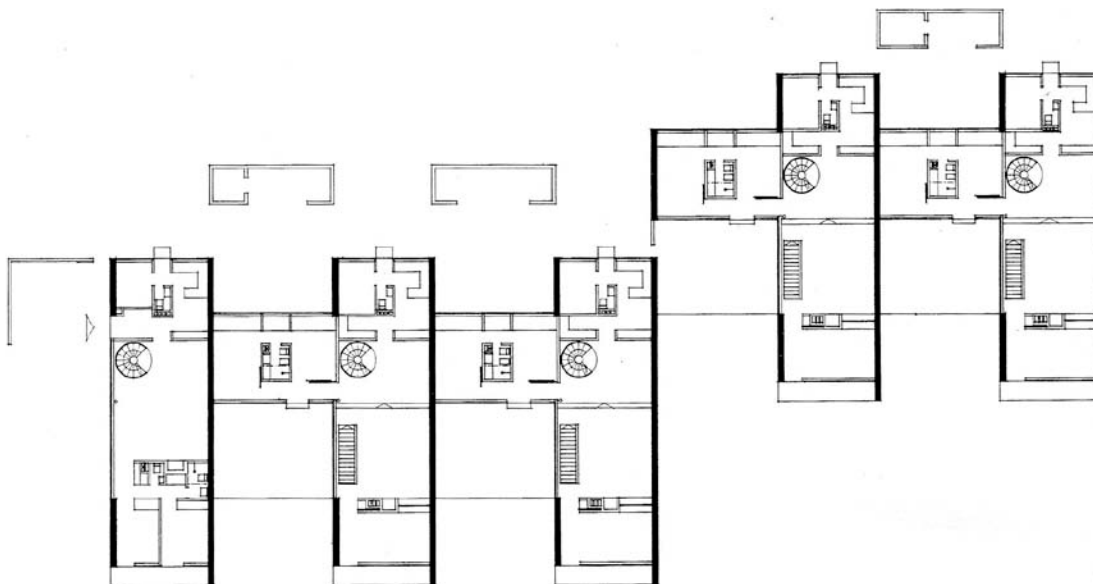


图 14 Otsonpesä Terrace House 平面图

第四章 図



図 1 5 Kontiontie Row Houses (2009 年 9 月 著者撮影)

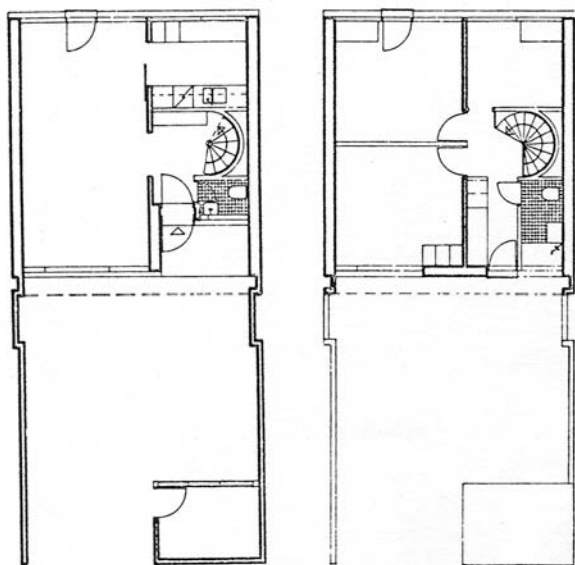


図 1 6 Kontiontie Row Houses 平面図

KOHDENUMERO	71	KOHTEN NIMI	As. Oy Ketju
OSOITE	Menninkäisentie 4-6	rakennusvuosi	1954
SUUNNITTELLIA	Aulis Blomstedt, arkkitehti	käyttötarkoitus	asunnitalo
YLEISLUONNEHDINTA			
Aikuperäinen asuinosa kaksikerroksinen, aputilat yhdessä kerroksessa. Julkisivultaan punatiiltä sekä kalkittua rappautua. Taloryhmä muodostuu toistuvista yksikerroksisista varasto- ja kaksikerroksista asunto-osista.			
-ARVOT, HISTORIA		historia-arvo	5
Kuuluu Tapiolan itäisen lähiön ensimmäisen rakennusvaiheen rakennuksiin.			
ARKKITEHTUURI		arkkitehtuuriarvo	5
Kadun puoli alkuperäisessä asurussa. Matala varastosipi oli alunperin tarkoitettu asuntojen laajentumisalueeksi, jota on myöhemmissä muutoksissa hyödynnetty. Korkeatasoista arkkitehtuuria, huolellisesti detaljoitu, inhimillinen mittakaava.			
-YMPÄRISTO		ympäristöarvo	5
Muodostaa yhdessä As. Oy Kolmirinteen kanssa vahvan, kiinteän ja hienostuneen miljöökonaisuuden. Anokkaimpia osa-alueita koko vanhan Tapiolan alueella.			
SUOJELTAVAT OSAT	-pohjois- itä- ja eteläjulkisivu, As. Ketjun ja Kolmirinteen välinen puustomainen katutila säilytettävä. Varastosivessä voidaan tehdä muutoksia, mutta varastorakennuksen alkuperäisiä mittoja ei saa muuttaa.		
SUOJELUSUOSITUS		suojeluluokitus	I
Eriksen määritellyt julkisivut (kartassa punainen väri) tulee säilyttää alkuperäisinä. Määrittelemättömissä julkisivuissa (kartassa ei väriä) voidaan tehdä suojeluluokitus II:n kevyitä muutostöitä. Rakennuksen ympäristön tulee myös säilyttää alkuperäinen luonteensa.			



arkkitehtuuritoimisto Neuvonen & Muusanen oy
71

図 1 7 2000 年に作成された目録の例。これは Ketju Row Houses のもの。

第四章 図



図18 ヴィラ・マイレア (2010年5月著者撮影)



図19 アールト博物館 (2008年9月著者撮影)

第四章 図



図 2 0 アールト博物館 展示 (2008年9月著者撮影)

第五章 図

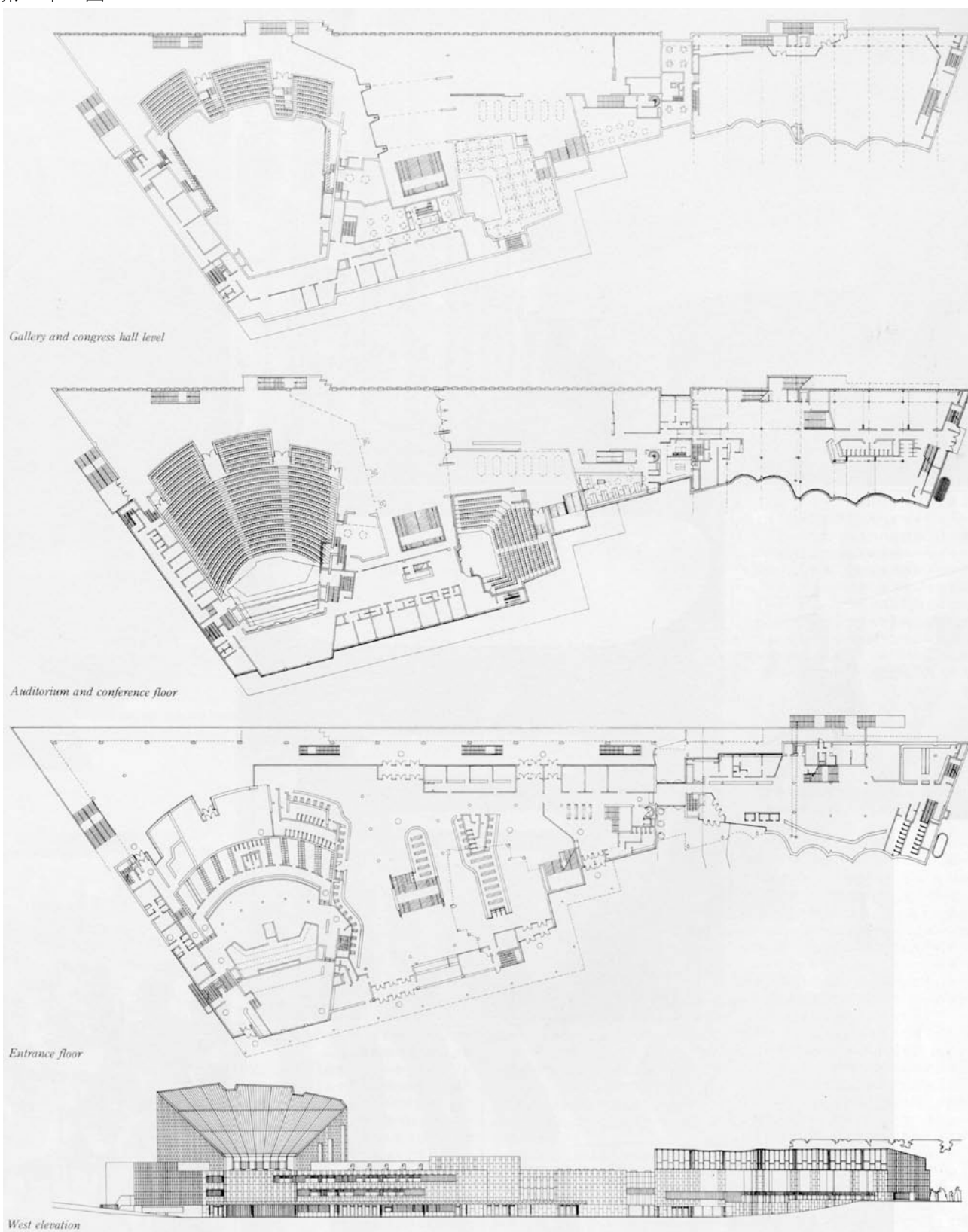


図1 フィンランドディアホール 平面・立面図

(出典 “GA DOCUMENT SPECIAL ISSUE 1970-1980”, A.D.A.EDITA Tokyo 1983)



図2 フィンランディアホール外観 (2010年5月著者撮影)



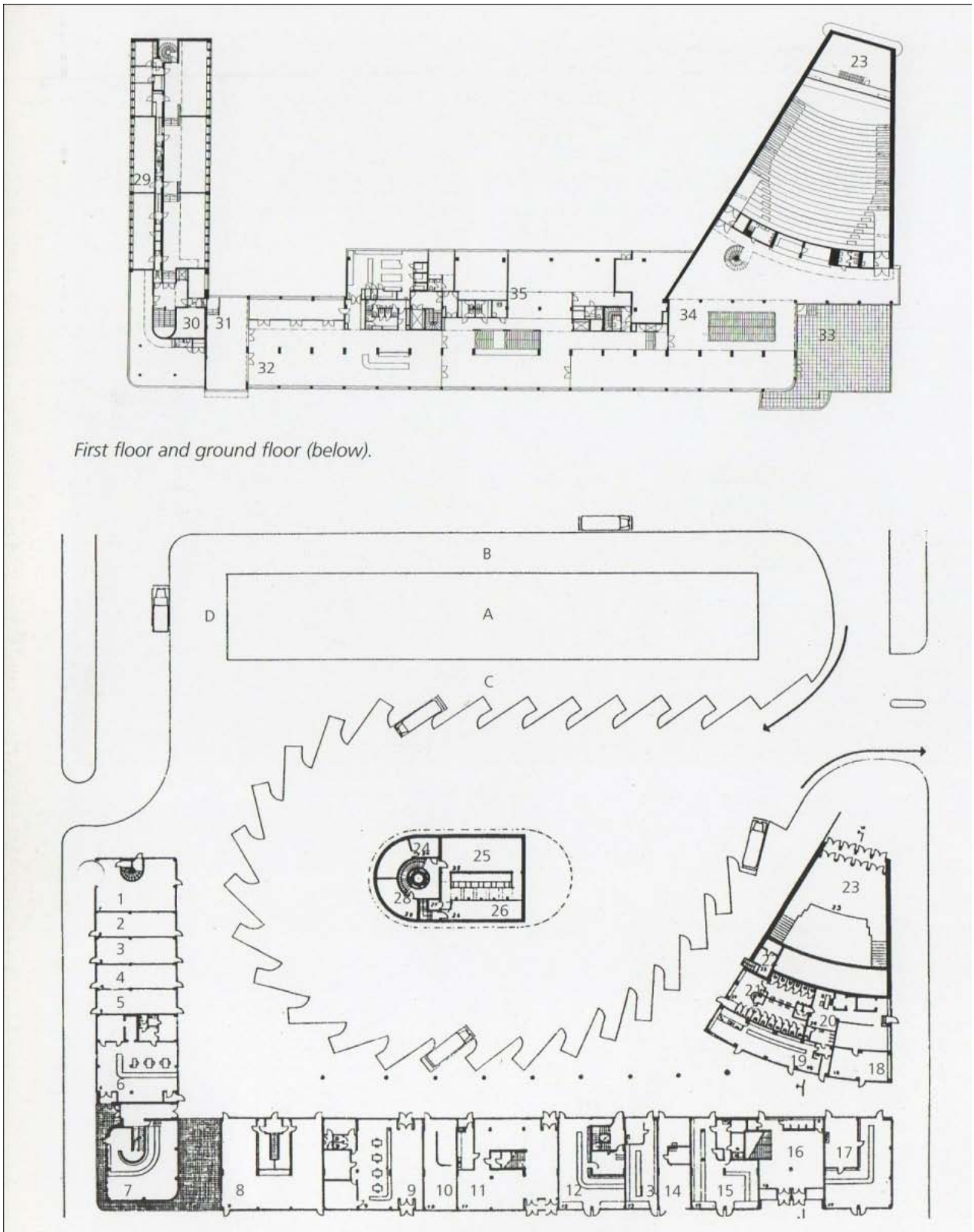
図3 フィンランディアホール外壁詳細 (2007年8月著者撮影)



図4 ラシパラシ全景 (2007年8月著者撮影)



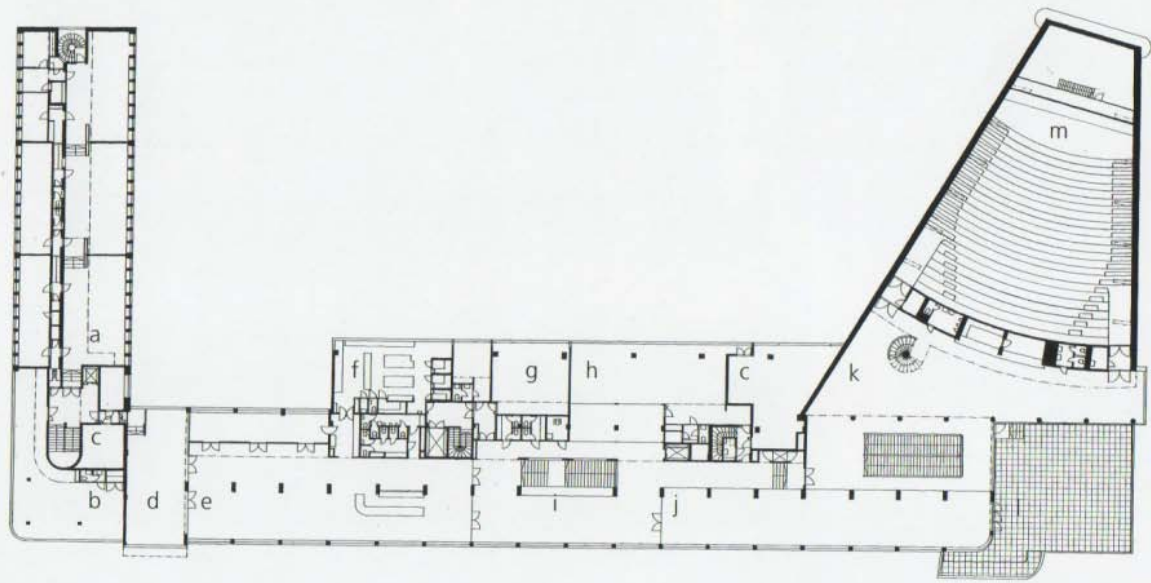
図5 ラシパラシ全景 (2010年3月著者撮影)



First floor and ground floor (below).

図7 ラシパラス 当初平面図

(出典 Hilikka Högström, ed. "Lasipalatsi" Lasipalatsi Media Centre Ltd. 1999)



1st floor plan 1:800

Ground floor plan 1:800

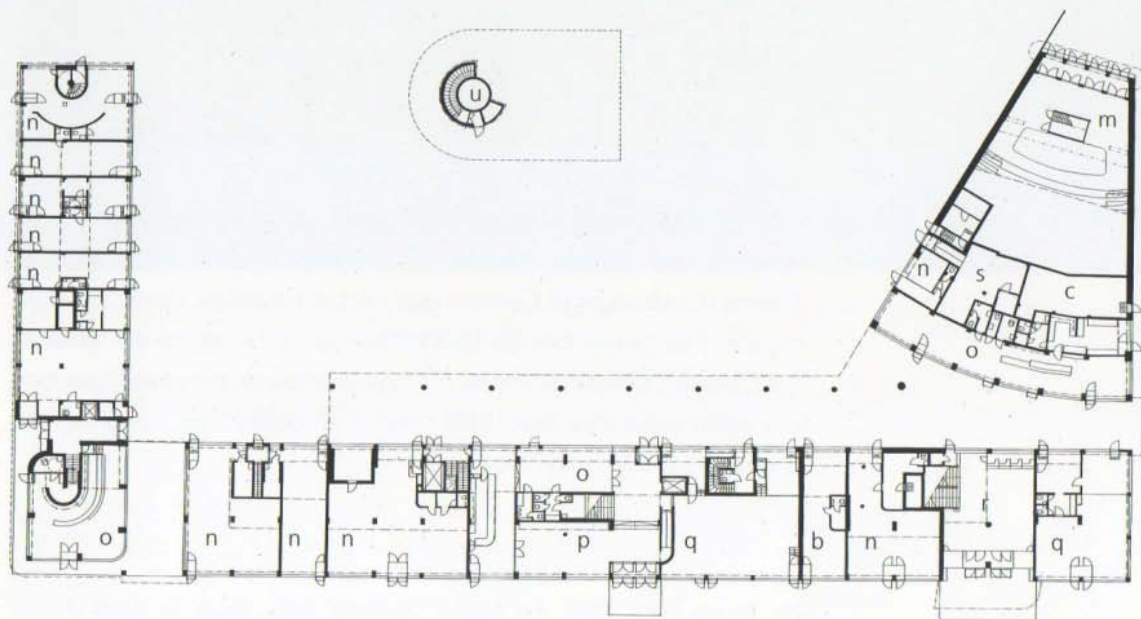


図8 ラシパラシ 修復後平面図

(出典 Hilikka Högström, ed. "Lasipalatsi" Lasipalatsi Media Centre Ltd. 1999)



図6 ラシパラシ 映画館前ホワイエ (2007年8月著者撮影)



図9 ウィーギーハウス全景 (2008年8月著者撮影)



図 10 (左) ウィーギーハウス北側面 (竣工当時) (出典 Marja-Riitta Norri, Maija Kärkkäinen, ed. “Structure is key to beauty” Museum of Finnish Architecture .1992)

図 11 (右) ウィーギーハウス北側面 (修理後) (出典 Helander, Henna: Espoon kulttuuri- ja monitoimikeskus WeeGee, Arkkitehti-lehti No.6, 2006)

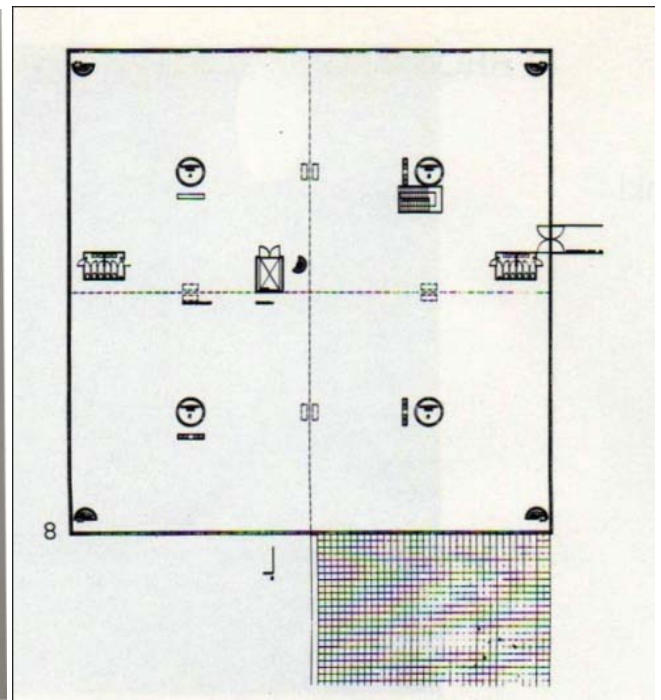
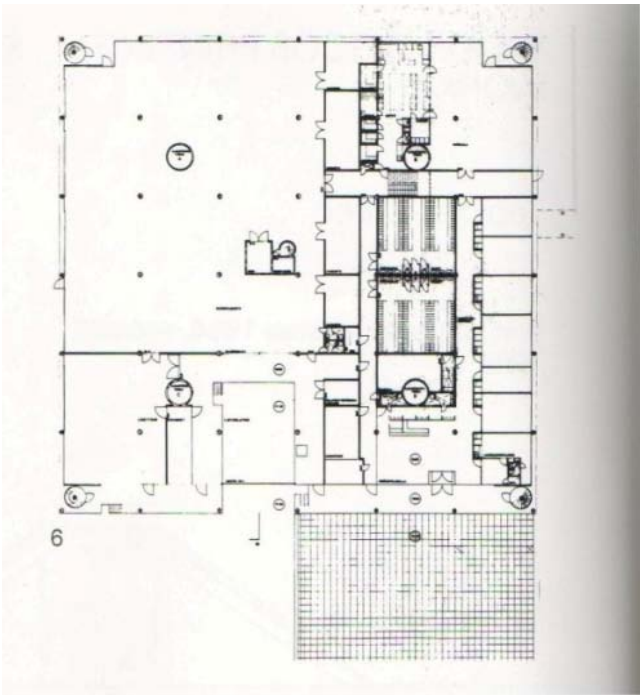


図 12、13 ウィーギーハウス 当初平面図、第一期工事部分 (左 1 階、右 2 階)

(出典 Marja-Riitta Norri, Maija Kärkkäinen, ed. “Structure is key to beauty” Museum of Finnish Architecture .1992)



図 14、15 ウィーギーハウス平面（修復後）上2階、下1階

（出典 Helander, Henna: Espoon kulttuuri- ja monitoimikeskus WeeGee, Arkkitehti-lehti No.6, 2006）



図 16 ポルタニア全景 (2010年3月著者撮影)

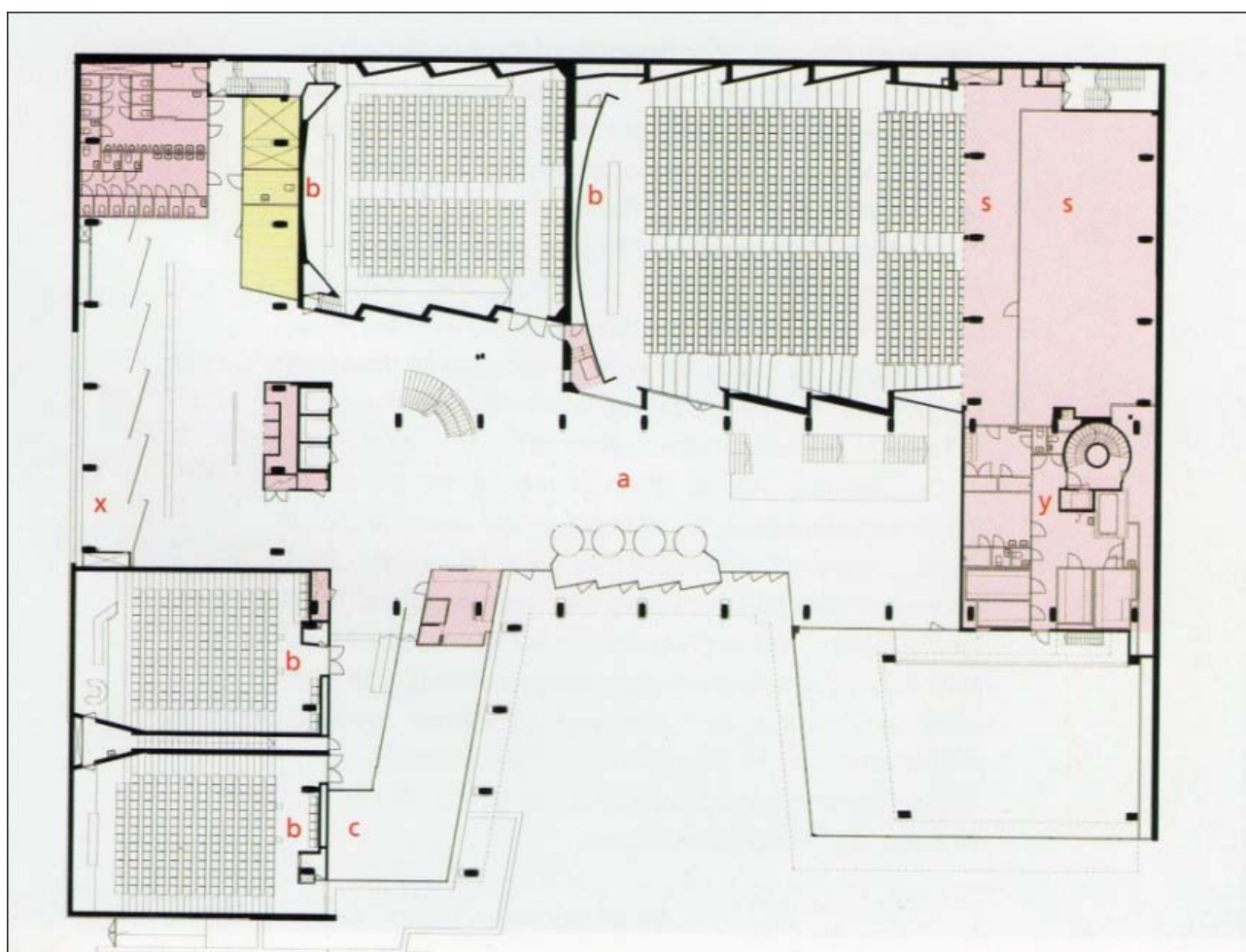


図 17 ポルタニア中庭 (2010年3月著者撮影)



図 18 (左) ポルタニア 当初施工時写真 (出典 Metamorphose No.4, 2007)

図 19 (右) ポルタニア ガラスウォール (修理後) Arkktiehti 2006. 6



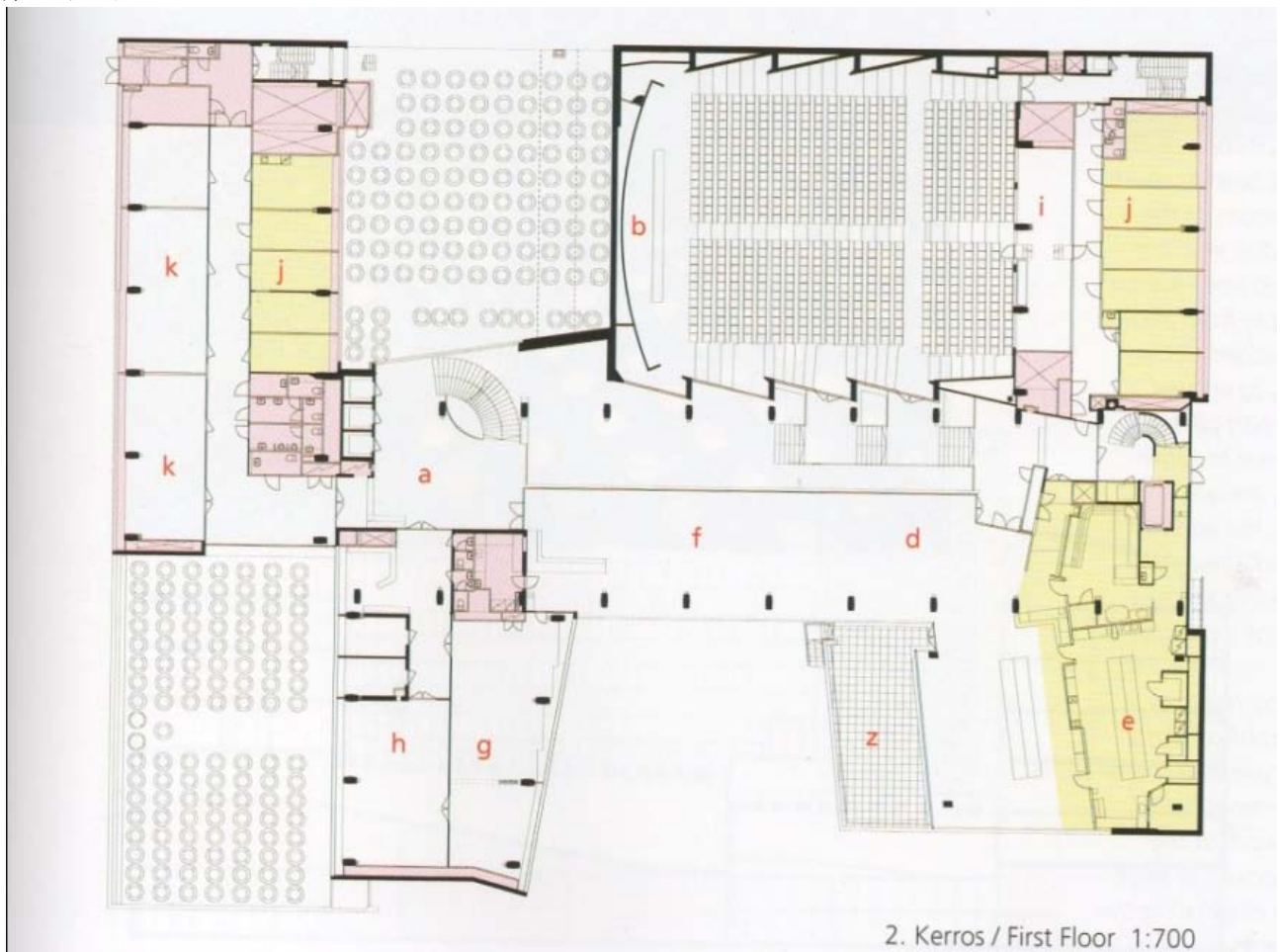


図 20、21 ポルタニア平面図（上1階、下2階）

(出典 Matti Nurmela, Tuomo Remes “Portaninan Restauroidi” Arkkitehti. No6. 2006)

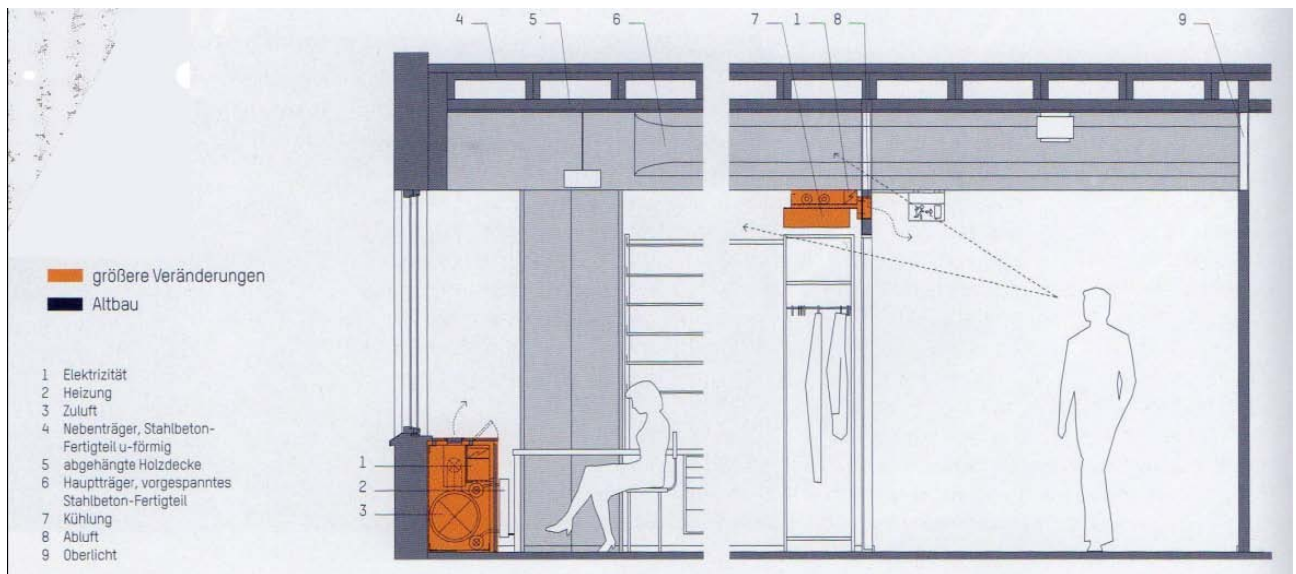


図 22 ポルタニア 換気装置 断面図（出典 Metamorphose No.4, 2007）

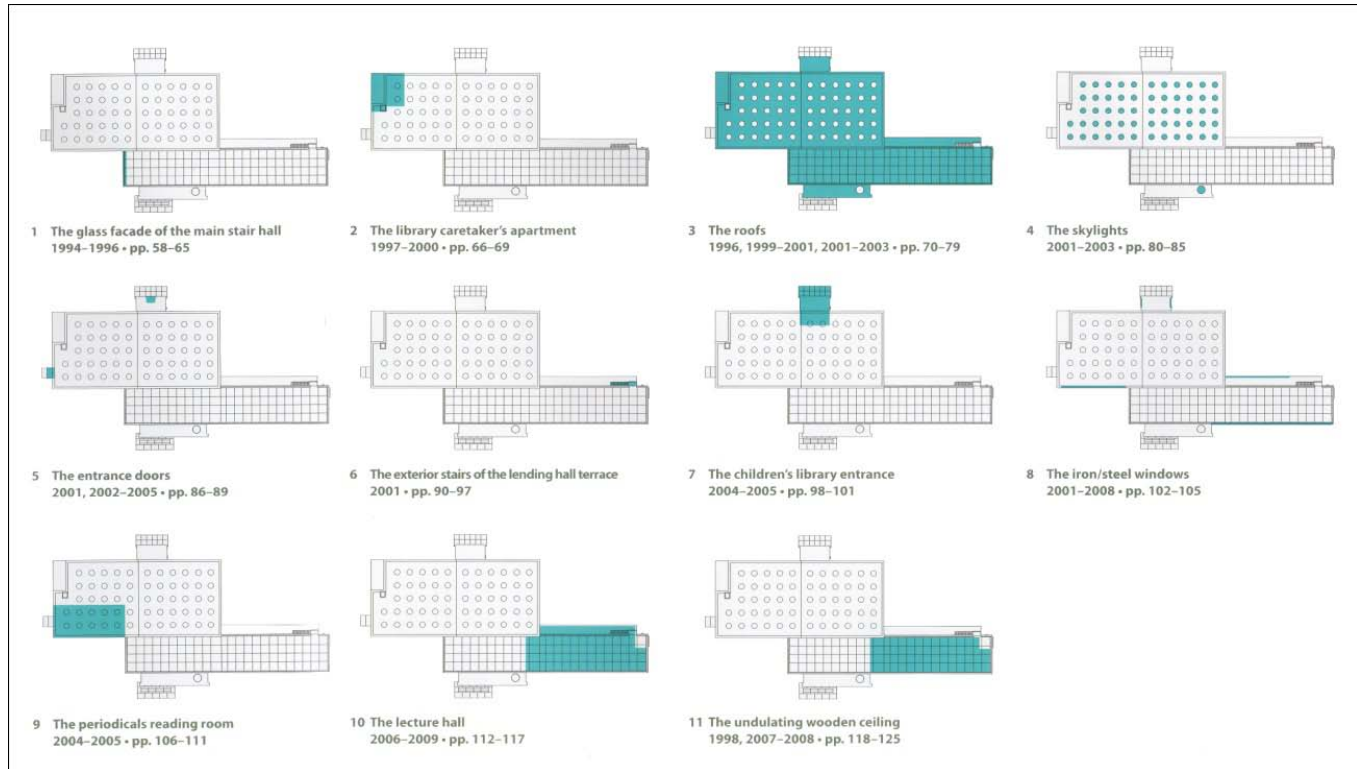


図 23 ヴィープリ図書館 修復計画

(出典 Alvar Aalto Library in Vyborg- Saving a modern masterpiece, 2009)



図 24 ヴィープリ図書館外観 (2010年3月著者撮影)



図 25 ヴィープリ図書館 閲覧室天井 (2010年3月著者撮影)

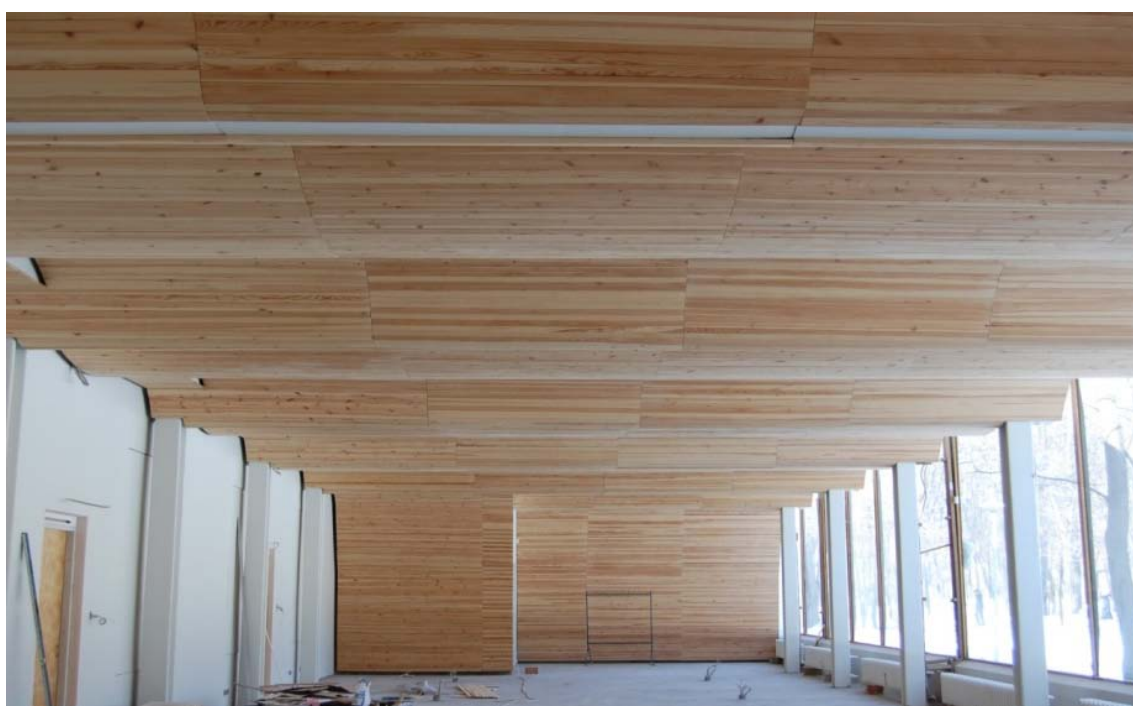


図 26 ヴィープリ図書館 講義室天井 (2010年3月著者撮影)